

第百五十四回
国会

参議院經濟産業委員会會議録第二十四号

平成十四年七月十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

七月十六日

辞任

荒木 清寛君

補欠選任

草川 昭三君

出席者は左のとおり。

理事

委員長

保坂 三蔵君

加藤 紀文君

山崎 力君

平田 健二君

本田 良一君

委員

大島 慶久君

小林 温君

近藤 剛君

関谷 勝嗣君

直嶋 正行君

藤原 正司君

築瀬 進君

若林 秀樹君

荒木 清寛君

草川 昭三君

松 あきら君

緒方 靖夫君

西山登紀子君

広野ただし君

平沼 赳夫君

古屋 圭司君

大島 慶久君

経済産業副大臣

経済産業副大臣

経済産業副大臣

大臣政務官

経済産業大臣政務官

松 あきら君

事務局側

常任委員会専門員

塩入 武三君

政府参考人

公正取引委員会事務総局審査局長

鈴木 孝之君

外務省中東アフリカ局長

安藤 裕康君

資源エネルギー庁長官

河野 博文君

参考人

石油連盟会長

岡部敬一郎君

コスモ石油株式会社代表取締役会長兼社長

早稲田大学理工学部環境資源工学科教授

森田 信男君

ジャーナリスト

館澤 貢次君

本日の会議に付した案件

○石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長(保坂三蔵君) ただいまから経済産業委員会を開会をいたします。

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案の両案を一括して議題とし、参考人の皆様から御意見を拝聴したいと存じます。本日は、両案の審査のため、参考人として石油連盟会長・コスモ石油株式会社代表取締役会長兼

社長岡部敬一郎君、君呼びで失礼いたしますが、早稲田大学理工学部環境資源工学科教授森田信男君及びジャーナリスト館澤貢次君の三名の皆様方の御出席をいただいております。

この際、委員長から参考人の先生方にあいさつを申し上げます。

おはようございます。本日は、参考人の先生方におかれましては、大変お忙しいところ御無理をいただきまして御出席をいただきましたことを心から感謝申し上げます。忌憚のない御意見を今日は御披露いただきたく存じます。そして、重要な今後両法案の審査の参考にさせていただきますと存じますので、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。一言ごあいさつを申し上げます。ありがとうございます。

次に、会議の進め方について申し上げます。まず、お一人十五分程度で順次御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えをいただきますと存じます。

なお、参考人の先生方の御発言は着席のまま結構でございますので、それではどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、岡部参考人からお願いをいたします。岡部参考人。

○参考人(岡部敬一郎君) ただいま委員長の方から御紹介いただきました、石油連盟の会長を務めさせていただきます岡部でございます。

本日は、今お話がございましたように、非常に長い石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案並びに独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案の審議ということでお呼びいただきました。本日御意見を述べさせていただきますことを非常にうれしく思っております。私は、石油業界に携わる人間ではございますが、

れども、一面、特に原油開発に関しましては、石油鉱業連盟という別の団体がございまして、私も、我々もやはり石油開発に関しましては、業容の拡充という意味と日本におけるエネルギーセキュリティの確保と、そういう面から原油開発も手掛けておりますし、また開発会社を通じて我々はおかなりの原油を買っているという面もございまして、石油開発にも関心のあるところでございます。

本日は、そういう意味において、石油業界、つまりは石油精製・元売業界の立場から、一つは原油の、石油の備蓄問題に関して、そして先ほど触れました原油開発関係に関して我々の立場から若干の意見を述べさせていただきますと、このように思います。

今回の法案につきましては、過ぐる昨年の十二月の閣議決定で、私見ではございますけれども、やや行政改革先行型というか、行政改革に視線を置いた特殊法人等整理合理化計画というものがございまして、それに基づきまして、まず有無を言わず石油公団の廃止ということが前提になって、そういう中で、我々の関心のありました石油公団の主要な機能を新たな独立行政法人に移管する、それから国家備蓄に関しては国の直轄事業下に置くとそれから三番目には、これから特殊会社が、まだはっきりしていませんけれども、公団が現在保有しております開発関連資産は適切な処理を行って、今後できるであろう特殊会社を引き継いでいくと、そういう形の今回は内容と理解しております。

従来から、我々石油業界といたしましては、石油の安定供給という面から考えますと、この備蓄と開発という二つの二本柱はどうしても日本の地政学的な問題、エネルギー構造の問題から考えますと政策上絶対に重要であり、必要な面であると

いうふうと考えております。

そういう中で、石油公団が行政改革上その組織の在り方について今回廃止の方向に行きましたけれども、今まで公団が果たしてきました機能は、我々としては今後とも絶対に継承していただかねばならない問題であるというふうに認識を持っておりました。そういう中で、今回、両法案というものが、そうした我々のある面では危惧された部分を踏まえて、ここにこういう形ででき上がったとしておることに対しては一定の評価もし、安堵しておるところでございます。

御承知のように、エネルギー資源の乏しい我が国ということでは、一次エネルギーの中に占める石油の比率はひとりに比べて落ちてはきましたけれども、依然として五〇％台を誇っております。これ以後のいろんなエネルギーの構造改革が行われたとしても、今世紀のかんりの部分についてはエネルギーの大宗を占めるということについては間違いないというふうに認識いたしております。そのゆえに、供給の使命感も持っておりますところでございます。

そんな中で、石油の輸入という視点に立ちますと、これは残念ながら一〇〇％に近いものが海外からの輸入ということになってしまっていて、さかのぼること第一次石油ショック、第二次石油ショックを通じて、日本としてはエネルギー政策上、脱中東、脱石油ということを目指したことは御存じのとおりでございます。脱石油ということについては、ある程度原子力と天然ガスによって一定の成果を収めましたけれども、依然として、この脱中東という問題に對しましては、残念ながら石油の資源の分布という問題が中東依存型でございますので、我々全面的に海外に依存する日本といたしましては、どうしてもやはり中東から原油を輸入せざるを得ないと、そういう状況にあります。

そういう中東の状況と同時に、この前から、昨年の九月十一日の米国同時多発テロの問題、それから依然としてくさる中東和平の問題、そんな

ことも考えますと、現状の原油の二十数ドルという部分にかなりの部分がそうした戦略的要素も入っているのではないかと一定の評価もございいます。

そんな中で、我々といしましては、どんなに国際情勢があろうとも、安定したエネルギーの確保というものを考えていくためには、国民生活、国民経済を絶対的な安定した方向にやるためには、我々としては、このエネルギー問題に對しては国を挙げて取り組んでいかなければならないんではないかと、そういうふうにお考えのところでございます。それだけに、この石油の備蓄と開発の問題は我々としては非常に関心のあるところでございます。

まず備蓄でございますけれども、先ほど申し上げましたように、供給構造が脆弱でございますから、我々としては一定の量を緊急時に備えて確保しておくということは、石油ショックの経験から、これは国民の知恵として出てきたわけでありまして、そこで我々は一定の原油の備蓄を始めました。その後、国策備蓄という形で、民間にだけゆだねるについては問題があるというところで、国の方でも予算を編成いたしまして、国備としての確保も行われまして、現状では大体七十日程度が民間備蓄であると、国備が大体九十日程度あると。そういうことで、合わせまして百数十日ということになりまして、ヨーロッパに比べれば多い数字ではございますけれども、日本の地政学的な問題を考えますとこれは当然であろうと思っております。

と同時に、OECD加盟国から成る国際エネルギー機関、つまりIEAでございますね、そこにおいても九十日備蓄というものは先進国の義務として考えられておりますので、その面からもこれは必要でございます。と同時に、この必要な原油を、備蓄を協調的な形でIEAの中で緊急時に備えて放出することも一つのルールとして確立されております。

そういう状況でございますので、我々として

は、国備と民備と両面を区分けをしながらこの問題については万全の体制を取っていきたくと考えております。

まず国備につきましては、今のところ幾つかの基地を編成いたしまして、税金を確保しながらこれに備蓄の体制を取っておるわけでございますけれども、民間備蓄については、基本的には四十五日程度の運転上の備蓄が必要でございます。それを超える部分については、これは国備に備えて、いったん緩急ある場合には、国備を放出する前に機動力を発揮してまず製油所にある民間備蓄を放出するという形を取ろうということで、運転備蓄四十五日を超えて七十日の備蓄の意味があるということをお願いいたしたいと思っております。

それから次に、この石油公団の廃止の問題でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、行政改革の観点からこういうことになりましたけれども、我々としては何としてもこの原油開発については続けていきたきたいと。とにかく、原油開発に関しては探鉱から生産、実質生産までの間のリードタイムが長いということ、リスクが大きいということ、そういう面から、どうしてもやはり国のある程度のバックアップ体制の中でやっていきたいと思います。この備蓄に関して我々としては万全の体制を取ることはできないと、そういう考え方に立って公団問題を我々としては受け止めておたわけでございますけれども、これは、今回、廃止にはならぬわけでございます。これを天然ガス独立法人に移管することによって、引き続きこの原油開発のバック体制は取るということにはなりましたけれども、これからは三次探鉱も含めて開発の技術が非常に発達してくるということ、そういうことも考えまして、ある程度民間の自己責任的なものも加味する必要があるということから、恐らく今回は、今までの七割が国策で三割が民間負担であったものがまあ五分五分というふうな形の中で、ある程度民間がリスクのウェイトを持ちながらこの問題には考えていくと。

しかし、国の政策上、セキュリティー上、原油開発については絶対に必要だという考え方の中でこの問題については是非対応していただきたいというふうに考えております。

発については絶対に必要だという考え方の中でこの問題については是非対応していただきたいというふうに考えております。

実は、第一次石油ショック、第二次石油ショックを通じて、中東は火薬庫という感覚がございました。確かに、今も中東和平あるいはイラク問題も含めてそういうことではございますけれども、例えばサウジですと、石油については自分のところである、ガスについては門戸を開放すると。アラビアについては、これは今のところOPECの枠があるので開放はしないけれども、基本的にはメジャーも含めて外に門戸を開放すると。クウェートとかイランにつきましては、資金の要するに枯渇問題も含めて、あるいはイラクとの国境沿いにおける問題も考慮に入れて国外に開発の門戸を開こうとしております。それから、カタールについては、これはもうとにかくガスがすごい会社でございますから、民間に門戸を開放するんではなくて、ガスをはかりに売り込むかということに腐心しておる。

そんなことで、中東の各国は、昔ですと一つにまとめた火薬庫という考え方から、一つ一つの国に應じた、国情に応じた資源外交をやることによって、確かに中東全体が不安定な空気になればともかくとして、ある国がそうであってもその他の国はそうではないということもあり得るとすれば、中東が絶対駄目だということではなくて、やはり中東に基本的には石油の資源が日本に向いてあるということであって、カスピ海だとかそのほかでございますけれども、それは事業としては考えられても日本のセキュリティーにつながる石油の導入ということにはつながらないと、そういう考え方を私は持っておりますので、基本的にやっぱり中東を中心としながらも、なお開発事業というものを考えていく。もちろん、オーストラリアとかそのほかにも小さい油田は散在しておりますので、その辺にも視点を置きながらある程度やっぱり原油の調達については考えていかなければならないと思っております。

メジャーには貯金があります。我々には、ようよう考えても本当に骨皮筋右衛門でございまして、そういう面からも国のバックアップ体制が必要である。唯一、我々、一般財源を通じてございますけれども、石油税約五千億近くのがほぼ石油業界にこの問題については対策として考えられておりますけれども、あとはすべて道路の財源に貢献するという税制の仕組みでございますので、何としても、石油をベースとした石油政策に対する備蓄、それから開発に関する国のバックアップ体制というものは絶対に必要であるということを切に訴えておきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（保坂三蔵君）　ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、森田参考人にお願
いしたいと存じます。森田参考人。

○参考人(森田信男君) 森田ですけれども、このカラーのパンフレットでお願いします。大学の先生ですので、やっぱり生徒にはこういうパンフレットを使うのがあれで。私は、テキサス大学とコノコフィリップス社に二十五年いましたので、非常にアメリカ的な意見を吐くかもしれませんが、れども、よろしく願います。

まず最初、二ページ目の日本周辺国家の石油政策なんですから、皆さんが御存じのように、ロシア・プーチンの石油・ガス資源による経済立て直しに協力して、数か月ほど前、米国では大統

このように、ほとんどの国家が国家国民一丸となってエネルギー獲得を推進しています。それで、大統領自らが国民に必要なものを積極的に獲得してくれますので、アメリカみたいに非常に石油の人間にとってはやりやすいと、そういう事情です。

次のページで、三ページ上の最近の日本の石油事情なんですけれども、経産省とそれから日本の石油公団が積極的に働いてくれましたので、アゼルバイジャンとかカザフスタン、イラン、サハリンなど、いい石油鉱区が獲得されていてまして、それがうまうきいっている。それから、それを見ましても、そのように国家が動いてくれると非常に石油外交はうまうきいんだということ。

次に小さいながらも日本はメジャーと遜色なく競合していると思います。米国メジャーの非常に困ることは、石油が下がることに膨大なレイオフがあるんです。そのレイオフで良質な技術者が育たないというところが米国の非常に問題点で、それからあと、世界には米国の強大なる軍事力を背景にした石油開発を歓迎しない国家がありまして、我々が例えば南アメリカなどにコンサルタントに行きますと非常にウエルカムな状態になると。ですから、日本が十分に入る余地はあると思います。

その下の、最近の石油公団の事情なんですけれども、最近は石油の量より効率性に転換しましたので、二〇二〇年ごろまでに投資に対してある程度のプラスが見込めるようになりました。石油公団は、多くある石油企業を緩く結び付けた緩い日本国営石油集団のかための役割を果たしています。

次のページの上の、五ページを開いてください。今、日本の自主開発油田はハーベスト期なんです。そのために、早急に資産を処理すればマイナスになってしまふと、しかし二十年後はプラスになると。このグラフを見てください。Y座標がネット・プレゼント・バリュ、X座標が開発年次なんですけれども、石油というのは先行投資が非常に大きいので、初めに非常に大きな負債を抱えてしまいます。現在、日本の自主開発石油はそのハーベスト期ですので、まだ負債です。でも、二〇二〇年ごろにはプラスになるということが予測されております。

それで、今回の法案ですけれども、研究技術開発、出資、債務保証、石油備蓄の項がありますので、これに対してコメントさせていただきます。

次のページ、七ページの上なんですけれども、石油開発技術の向上は開発コストの削減につながっています。この図を見てください。この一番左が探査船でして、探査船では地震波を発生して、そこにある受信機でシグナルをキャッチして、それをコンピュータにプロセスしますと、ここに、図の下の地層のようにこういうようなマップができるんです。そのマップを作った後、にも、もちろんこのようにカラーじゃなくて白黒なんですけれども、真ん中のように背斜構造のところにかなり石油がありますので、そういうところ

を掘っていきます。日本ではその掘削技術、もう五キロ、六キロも掘っていく技術が、かなり進んだ技術が必要なんですけれども、そういうのがちゃんと確立しております。

それで、そこで評価して、これは経済採算が合うとなると、一番右図のように、大きなプラット

次に、その下のページなんですけれども、経済
貯留層発見率は、日本は百本ワイルドキャットを
掘りますと、百本のうち三・八本が当たります。
米国では四・二本です。下の図は、ルイジアナ沖
で私が仕事をしていたところなんですけれども、
その下の図を見てください。その下の図ですと、
石油は緑、赤はガスの貯留層なんですけれども、
これを見て分かりますように、大体、面積の二％
ぐらいがもう石油の貯留層なんです。ですから、
テクノロジーが何にもなくてもそんなところをぶ
すぶす掘れば百本に二本当たるのは当たり前で、
そういう意味で米国はちょっと上なんです。日本
はこんなすばらしい鉱区は得られていません。で
すから、少し下がると、でも、テクノロジーは悪
くないと。

それからもう一つ、このように、平均すれば百本掘って四本しか当たらないのですから、当然、不良債権の山積みになるのは当たり前です。新聞はよく日本は不良債権の山積みだと。それは、石油操業というのはもちろん元々そういうものなんですから当たり前なんです。しかし、その中で四本当たれば長期的には採算が合うのが石油事業なんです。

次のページの九のトップ、石油技術の利用なんですけれども、日本の海洋は国土の四倍持っています。アメリカへ、飛行機の上からのぞいてみますと、あの太平洋、かなりの太平洋が日本の国土です。あの地殻には資源、未知のバクテリアがたたくさんありまして、それは宝庫です。また天候・地震解明資料の宝庫です。

この図に示しましたように、ここには、掘削船なんでも、いろいろな掘削船がありますけれども、日本はすべてを建造しています。その技術を持っています。また、こうした優れた掘削船を使って深くまで掘っていく技術も我々は持っています。この技術は、やはり日本の海洋開発には非常に大事ですので、やはり絶やさないようにお願いします。

それから、下の図なんでも、下の図は日本が世界で操業しているところ。黄色いのが日本の操業区です。これを見ますと、日本では、ここにいろいろな会社がありますけれども、非常にたくさん企業があります。もちろん、たくさんあり過ぎてちょっと効率が悪いところがあるんですけども、しかし、これらの企業はアメリカのメジャーでいえばフィールドオフィスのように機能していて、もう少し効率を上げればちゃんと悪くない操業をしています。

それで、少し多過ぎるところがありますから、やはり出資、債務保証のインセンティブで中核企業としてまとめる方向に誘導してあげれば、非常に日本も世界で太刀打ちできると思います。

ここに書いてありますように、水平統合は国家の将来とか石油企業の若い従業員には非常に良いんですけども、役員には余りインセンティブがないんです。なぜインセンティブがないかと言うと、役員は現在持っている従業員をレイオフしたくないんです。それで、石油の産業の他の産業と全然違うところは、石油産業は非常に財産を持っていますので、石油ガスとオイルという財産を持っていますので倒産がありません。ですからレイオフする、非常に経済が困ってもレイオフする必要はないんです。ですから、どんどん縮小していけば無事に、役員としては彼らの役目を果たして無事にすべての既存の従業員を退職させる、無事に退職させることができるんです。そのためにインセンティブがない。

ところが一方アメリカでは、従業員、それから役員が非常に大株主で、水平統合のインセンティ

ブがすごくあるんですね。それが違うので、これはこのままほっておいても自然な水平統合は望めませんので、やはり出資、債務をうまく利用して、彼らを誘導してもっと強くしてやると。つまり、なるべくレイオフがなくて統合してやれば、出資、債務保証でちゃんと補ってやれば、彼らとしてはもっと強くなるように統合すると思います。

それから、最後のページですけども、もう一つ、弾力性ある石油備蓄、コスト削減・効率化を図ってほしいと思います。

備蓄に大体日本は三千億圓ぐらい毎年使っています。それから開発に九百何億圓使っていますけれども、その石油タンク、このフォートは桜島を前にしたタンクの図なんでも、もちろん、石油というものは長く入れています中にヘッドロミたいのがたまっていますし、またタンクがさび付いてきますので、時々入れ替えてやる必要があります。

確かに入れ替える、時々入れ替えるんですけども、入れ替える時期と今価格をちょうど合わせていないんですね。それで、もうちょっと価格とちょうど合わせて、もう少し弾力性を持たせるともっと効率化ができるんじゃないかと。つまり、油が高いときにはタンク一杯にためておいて、もうこれ以上上がらないであろう、これから下がっていくだろうというときに放出して、安くなったらずっと入れてやれば、結局、高くて非常に必要なきときにはほとんどタンクは満タンですから、今と同じ状態でもう少し資金が効率化が図れると思います。そうするには、購入・売却による資金は他と区別して独立法人の中にプールしておくということがやはり必要じゃないかと思っています。

それプラス、ここに書いてありますように、自主開発は地下に備えられた国家備蓄です。お金は掛かりません。過去にも自主開発の石油がかなり放出されました。緊急時は、ですから、これはやはりある程度、量は確保してほしいと思います。最後に、まとめですけども、石油ガス関連企

業を強固にする方向に向けてほしいと。研究技術開発機能を促進し、地下資産開発を促してほしいと。それから、出資、債務保証により緩い大きな中核企業を育ててほしいと。緩くていいんです。別に、一つのリジッドな中核企業にしますと非常にレイオフが激しくなっちゃいますから、緩い、緩くて水平統合というのがあるといいですね。

私は、例えばデューポンと、コノコ社にしましたので、デューポンと一緒にしたときは非常に緩くてレイオフは少なくて、ただ、共通なところだけ、効率が悪いところだけレイオフして、お互いの独立はかなり保たれているような水平統合もあるんですね。そういうような緩いのが日本にはちょっと向いているんじゃないかと私は思うんですけども。

それから、最後に、石油備蓄に弾力性を持たせてコスト削減をしてほしいと。それが私のコメントです。

○委員長(保坂三蔵君) ありがとうございます。

引き続きまして、館澤参考人をお願いしたいと存じます。館澤参考人。

○参考人(館澤真次君) 館澤です。

私、取材記者の立場から石油開発行政、石油公団を見てまいりまして、その取材記者の目からこの流れについてお話しさせていただきたいと思っています。

基本的には、私、現状の石油開発自体、行政並びに公団の動きを見まして、一九七一年の昭和四十六年、これは政府の方が派遣しました海外エネルギー事業調査団という巨大な、六百八十ページにわたる報告書がございます。団長が有沢広巳様で、当時の原子力委員会の委員の方が団長をされ、稲葉秀三さんを始め、当時の通産省から栗原昭平さんが参加され、あとは石油公団から津村光信さんという後の企画課長が、その報告書をまた改めて読んでみたら、現状の我が国の石油行政、石油公団は、そこからある意味で一歩も出ていないんじゃないかなという感じがしてなりませ

ん。

まず、その視察団の結論を皆さんにちょっとお話ししたいと思いますけれども、視察団の結論としては、石油の安定かつ低廉な供給の確保、それと輸入先の分離と石油資源の探索開発、官民協力による万全の措置、並びに主な点を挙げますと、日本の原油輸入の自主性確保という言葉がございます。原油輸入の選択の範囲を多く広げたいと。当時は中東依存は六〇％ぐらいでしたんですけども、これを五〇対五〇の比率まで持っていきたいという結論をまとめておりました。当然、そこで原子力開発の推進と備蓄の推進を掲げております。この当時、この調査報告書の後にすぐ第一次石油危機、第二次石油危機が間もなく始まりま。しかし、この調査団が行っているときには、既にイランの国有化、イラクの国有化という、石油資源の国有化政策が次々に発動されておりました、その状況の中でこういう報告書をまとめられたと。

その後に、この年の十月に石油公団が発足いたしました。まあ石油公団の発足は、石油資源開発という国策会社を継承する形で発足したんですけども。それから、この当時の石油公団の役割としては、私自身、この調査報告書ののった形の展開としては非常に評価するんですけども、それ以降歴代の、最初の総裁だけは民間人の三村起一様という住友財閥系の方がなりましたので、二代目から通産省並びに経済産業省のお役人さんが歴代総裁、並びに副総裁は大蔵省、国税庁から参られまして、そのほかの理事は通産省並びに大蔵省、そして自治省等のほかの官庁から来られております。

第二代の島田総裁の意見について私は非常に共感しておるんですけども、なぜかといえますと、島田総裁はこの当時、全世界的な規模で事業をやるような和製メジャーの体制を、統合された組織を持つべきである、そのために石油公団は捨て石になると。しかし、このとき設けられたのが、現在言われているワンカンパニー・ワンプロ

ジェクトという政策です。一鉱区に対して一企業です。

なぜこれが設けられたかと申しますと、根本的に親会社のリスクを軽減するためというのが第一の理由でございます。それと同時に、この当時の持ち株会社の法律上から、こういう国家的、政策的な大きな統合会社を作るのは非常に困難であるという二つの点で、結局のところ、この石油公団ができたときにはまだ二十七社しか、企業は、石油開発会社はございませんでした。しかし、ワンカンパニー・ワンプロジェクトという名の下ででき上がって、結果は二百九十三社、今日まででき上がりました。これらはほとんど中東依存の形で投下されましたけれども。

私の手元には一九七〇年の原油輸入の統計がございますんですけれども、一億九千五百万、これは一九七〇年代、原油輸入の依存率は九・五％。それ以降、約二億トンをずっと来ております。三割自主原油、日の丸原油構想を立てた石油公団発足時、これは本来なら十年後の昭和五十三年に達成される予定だったということです。

これはなぜかといいますと、発足と同時に、イラン石油のイラン国王のパーレビ国王さんと三井物産の契約により、あそここのモービルが持っていた利権を、ADMA油田というところを、ジャパン石油開発という会社を設立することによって二千五百万キロリットルが当時入る予定でした。イラン石油の方はモービルからです。ジャパン石油開発はブリティッシュ・ペトロリアムから譲り受けたんです。これが七億ドルというとてもない、その当時としては金額でもって、開発されている、既に油が出ている油田を買ったのがジャパン石油開発です。この七億ドルという買収資金は、もう当時から非常に問題になっておったんですけれども、このときにどんでんきた会社が財閥系石油会社と言われる三菱石油、芙蓉石油開発ですか、その流れがその当時、雨後のタケノコのようにでき上がる最初のターンになったと思うんです。

このジャパン石油開発ができたときには、私は、これ具体的に申し上げるのは、これが今日、大きな石油公団の爆弾になっている一番負債、不良債権の大きな会社なんですから、ここに当時、十二社の会社が出資しました、百二十億円。一社当たり十億円の出資でもって六六財閥会社、三井、三菱、住友、芙蓉、東洋石油等ですね、これが六社十億円ずつ。

ところが、この会社は全部外資系の石油会社を持っておりまして、その外資系の石油会社が、シェル系、エクソン系、カルテックス系、モービル系という会社がみんな、興亜石油、日本石油、東燃、そういったところは皆、財閥系の統括会社の系列になっていきます。そこに日本から丸善石油、大協石油という民族系が入りまして、ここで非常に、ここから国産原油、日の丸原油がずれてくるんです。石油公団と通産省は、その際、ジャパン石油開発が取得するBPの油田に対して、本来ならば七割その原油を民族系がもって、あと三割、これが財閥系に行くという契約だった。契約というんですかね、最初の買収の過程だったんですけれども。

それが物の見事にひっくり返りまして、ここから話がおかしくなりまして、先ほどのパーレビ国王からもらった、モービルが捨てた油田を買ったイラン石油、これが三井物産が最終的に大平内閣時代に七千五百億円のしりぬぐいをして撤退したといういわく付きのIJPC、ICDCという会社でございます。その会社が本来なら二千五百万、それと先ほどのジャパンが二千五百万。更にもう一つ大きなこのときプロジェクトを考えております。それがソ連のチュメニ油田です。チュメニ油田開発に、当時の資源派財界人の方がそこに投下したのが、五千万キロリットルが入る予定で、当時、五十三年の予定は、十年後の昭和五十三年の予定は、二億五千万キロリットルが日本の原油の消費量。そうしますと、二億五千万キロリットルのうちの二億キロリットルが昭和五十三年に確保できる、そうしますと三割は達成できる

と。そういう読みがあったわけですが、イランの方はイラン・イラク戦争でもって完全に計画がつぶれて、チュメニはチュメニで幻の石油開発構想になりまして、残っているのはアラビア石油の二千五百万トン、これだけです。

それ以降、一向に今日まで増えずに、会社だけがどんどん増えてきていて、これが実態でございます。その会社の中では既に百二十社近くがございます。清算に追い込まれていくと。現在、黒字会社は十三社と言われております。それで、ジャパン石油開発会社は、規模の大きいところは九社と言われておるのが現在の実態だと思います。中東脱却という意味合いで来ておるんですけれども、当時六〇％の中東依存が、現在は通産省統計ではOPEC合計で八〇・六％、逆に増えていると。増えていますけれども、これは結局、危険な地域ではやらない。

特に、一番最初最初は南ベトナムです。ここから国と石油公団と民間会社で大変な焦りがあった。南ベトナム石油開発には、当時の資源派財界人と言われる方は手を出さず。あそこは、ベトナム戦争が終わった後、あそこ石油利権に着手すると火事場泥棒になるというような話で、行かない方がいいというのが当時の、いや、しかし、愛知揆一当時の外務大臣は、いや、しかし、危険なところでもやはり石油の確保のためには行かざるを得まいというのが大分激論したんですけれども、当時の石油公団の関係者、役員の方は、やはり安全な石油が出る安全な国は旧ソ連とアメリカだけだろうと、政情的に安定しているところは。あとは、ほかはどの国を見ても絶対無理である、危険である。しかし、危険なところに行かなければ絶対成り立たないわけです。日本の石油を確保できないんだと。それが逆にワンプロジェクト・ワンカンパニーを多く生んだ背景にもなっておるんですけれども。

それ以上に問題なのは、貸す、融資した、出資、融資、千三つの世界で石油公団、通産省が取ったその政策が、失敗したら返さなくてもいい

よと。これが基本的に民間企業から見ればとんでもないと。しかし、その当時の民間企業の石油統括会社を作ったところは、そういう政策ならば国が全部面倒見てくれるんだと、じゃ乗っかっていこうと。それで強引に、強引というのかな、通産省から石油開発会社づくりのためにアルミ会社に声掛けたり、商社に声掛け銀行に声掛けたりして、結局、先ほどのジャパン石油の場合、十二社の統括会社とおっしゃいましたけれども、これにぶら下がった企業は三百八十六社もございます。三百八十六社が十二社の株主になっているわけです。その十二社がジャパン石油開発を作ったんです。そのジャパン石油開発作ったときにも、まだ会社ができていなかった統括会社もあるんです。ペーパー上だけです。

ですから、そういった当初の、私から見れば甘い融資、出資をして、それが非常に、うまく使ってくればよかったんですけれども、残念なことに石油開発公団、現在の石油公団の理事、総裁、これは任期来れば、いわゆる渡り鳥官僚、現在石油公団は十人のうち五人役員さんが天下ってきていますけれども、完全に、私が何度か会った官僚出身の公団の理事は、私はアルミ出身だから何も分からぬよとか、あるいは、次は私は国のある大学の学長になるんで、その学長の勉強のためにあと一年いるだけだ、という話を堂々とされておりました。ですから、熱心というより分らないわけですね、基本的に。ですから興味もない。二年いればよろしいと。二期四年、これでよろしいと。そうしますと、メスが入りません。

しかし、石油公団のプロパーの方はもう非常に熱心に今世界じゅう飛び回っています。しかし、頭の方がそういった形でありまして、これは石油開発会社の方でも同じなんです、民間会社でも。結局一人で、先ほど二百九十三社のうち、社長を十社ぐらい兼任している天下りの官僚さんもういらっしやるわけです。この方が全世界に、カナダとヨーロッパとアフリカと、いろんなところの生産拠点到果たして事業に行けるかと。まず不

可能でございます。結局、東京にいるだけです。東京で、自らの国の金を使ってその事業をするのは、実際、現場のプロパーでございます。任期が来れば替わっていきます、渡り鳥ですから。

ですから、こういったせつかくの大事なお金を使う、その首脳陣の方が非常に民間的なリスク管理、資本主義社会における出資、出と入りを全く考えないという、私から言えばそう断定せざるを得ないような行政並びに石油開発事業をやったのは政府、公団、それと石油開発会社の首脳にたっている官僚さんの方ではないかと。

その方々が、今度は石油公団を廃止すると。しかし、これに今まで二兆円、そして一兆三千五百億円の焦げ付き、これに対する、一体なぜ失敗したのか、なぜ三割原油はできなかったのか、どうして二百九十三社もできて百二十社も会社がなくなったのか、何の反省もなしに、はい、三百三十人しか職員がいなくて、道路公団とかの数千人よりもわずかな人間だから簡単に廃止できるのかというような、私から見れば余りにも簡単にこの石油公団を廃止し過ぎはしないかと私は思います。

やはり国の支援というのは、石油公団は、国策上どこでも国家の最高策として位置付けられておりますので、これがまた第二の石油公団みたいな形で独立行政法人、特殊法人でやられれば全く二の舞で、和製メジャーができるどころではございません。和製メジャーを本場に作りたいなら、現在の既存の生き残って頑張っている石油資源開発とか国際石油開発、これらの企業を育て、更に育てて、そのために支援をして、その中で彼らが上場して、やっぱり十三社が一緒になって国策会社を作ろうと、和製メジャーを作ろうと言うなら、そのときは政府が全面的に応援すべきではないかと。当然そのときの資金は提供する、しかし一切官僚はそこには入れないと。私の意見でございます。

○委員長(保坂三蔵君) ありがとうございます。以上で参考人お三方の御意見の陳述は終わりました。

した。それでは、これから参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○近藤剛君 おはようございます。自由民主党の近藤剛でございます。

今日は参考人として、御多忙の中おいでを賜りまして誠にありがとうございます。それぞれ御自身の豊富な御経験と幅広い経験に裏付けられた貴重な御意見として、私ども謹んで拝聴させていただきます。

時間的な制約もございますが、せつかくの機会でございます。できましたらお三方にそれぞれ一つずつ私から質問をさせていただきたいと存じます。

まず、岡部会長にお尋ねいたします。備蓄と開発にかかわる国家機能維持の重要性についてのお話を伺いました。私も全く同感でございます。

さて、今回の法案におきましては、独立行政法人と並びまして、将来、特殊会社を設立することが想定をされているわけでありまして。この特殊会社は速やかに民間化されるものと私は理解をしておりますが、その場合、そのマネジメントの在り方、民間化の仕方が重要になってまいります。

それらに関連をいたしまして、業界としての特殊会社にかかわります何らかの要望あるいは期待が御ありなんでしょうか。会長御自身の個人的な御意見でも結構でございます。できるだけ具体的に、端的にお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(岡部敬一郎君) 特殊会社の問題については、具体的な形が私としてはまだ見えておりませんので、かかしく言うことは非常に難しいわけでございますけれども、基本的に、今ある公団の資産を適切に処理した後、特殊会社をいうこととでございますから、整理した後、全部なくなるんではなくて、優良なところが、あるいは優良なところと、ある程度ロスした分については削り落とすことによる体制をもって特殊会社に行

くということ、従来ある会社が引き続いて特殊会社の形で足下に収められるケースと、それから、特殊会社が新たにまた、国の支援も含めて新たな油田に出掛けていくという問題もございまして、やはり基本的に、特殊会社といえども、民間化というよりも、民間主体で一応運営をするにしても、公団に代わるバックアップ体制の中でやはりやっていくことになると思います。

したがって、いずれにしても、要するに原油の開発に関してリスクマネーが付きまとうわけでございますから、当然、今まで以上の民間としての責任を持ちながらも、特殊会社の中で、より今までは民間主体の運営はしていくけれども、やはり従来と大きく変わった運営にはなっていくんじゃないかなと私は思っております。

ということは、今、石油会社が足下に収めておる開発会社、それから商社その他が足下に収めておる開発会社、それから公団が主たる株主である会社、これは民間と見るのか国策と見るのか非常に不明確でございますけれども、いずれそれを何らかの形で民間化していくことによって民間主導になるかも分かりませんが、実はその開発会社をどういう形でそれは民間に株を渡していくか、主体性を渡していくかということについては非常にその評価が難しいところでございます。

で、公開市場をすれば外資が取りに来るかも分かれませんし、そういう面から考えますと、日本としての既存の財産をどう生かしていくかということとを考えると特殊会社の運営は考えていかないと私はいけないんじゃないかなと、こんなふうに思っております。

○近藤剛君 ありがとうございます。

次に、森田先生にお伺いをいたします。

我が国の石油ガス開発力の維持強化に向けまして、森田先生の御見解は、七三年の石油ショックを身をもって体験をいたしました我々世代の人間にとりまして、大変説得力あるものでございます。

先生は、和製メジャーという言葉をお使いになりながら、緩い結合による企業群の育成というお

話をなさいました。この場合、独立行政法人として将来の特殊会社と既存の石油企業との関係の在り方につきまして、恐らく具体的イメージをお持ちになりながらお話をいただいたものと思えますが、もう少し具体的にこの点につきましてお示しいただけませんでしょうか。

○参考人(森田信男君) さっきも説明しましたように、アメリカは水平統合が今強力に行われておりまして、でもその水平統合の中にもいろいろな形態がありまして、非常にきつい水平統合は、片方がテークオーバーしますと片方は全部レイオフしてしまうという。それから、もっとずっと緩いのは、お互いに独立を保ちながら、しかし必要じゃないファンクションを取り除いていくという、そういうものもあります。

【委員長退席、理事加藤紀文君着席】それで、日本の場合、日本ではやはりレイオフというのは絶対的に会社の社長としてはしたくない、役員としてはしたくない。それは当たり前のことですね。それが一番その水平統合のインセンティブがないところなんですけれども、それをある程度ルースに結合する。今まで、結果的には日本人の非常にいいところで、会社がたくさんあったにもかかわらず、公団とか経産省を中心にしてルースに結合していったんですね。ただ、非常にテクニカルにはルースにかなりいい成果を上げていたんですけれども、経済的にはルース過ぎたところがあるんですね。ですから、その経済統合をもう少し強めにした形にすれば、全体的にももう少しと効率よく働くんじゃないかと思うんです。

それには、どういうことをやってほしいかといいますと、例えば、ここで出資とか債務保証、新しい例えばプロジェクト、大きなプロジェクトがありますよね。そうしたら、それに出資するけれども、この二社はもう少し統合してくれないかといえ、そこで例えばレイオフ出す必要がないんです。新しいプロジェクトは結構大きい、時々そういうのがありまして、そういうときに統合を促

せば、お互いにレイオフを出さずに強くなると。
ですから、そういうような結び付きを初めは
ルースにして、しかし中でだんだん整理してもら
えば日本的にうまくいくんじゃないかと私は思う
んですけれども。

○近藤剛君 ありがとうございます。時間があ
ればもう少しゆっくりとお話伺いたいところ
でございますが、次に館澤先生にお尋ねをいたし
ます。

従来の石油公団の経営とその石油開発の在り方
につきまして、厳しい御批判を賜りました。た
だ、当面の問題といたしまして、先生がおっしゃ
るように、これから、公団の有しております優良
資産の育成と並びまして、経済安全保障の視点か
ら、民間の石油開発会社に対しまして何らかの国
の役割もあるとお考えなのでございましょうか。も
しそうであるといいたしますと、当面どのような形
でそれが発揮されるべきとお考えでしょうか。一
定の条件、前提条件付での御意見でも結構でござ
います。ぜひお聞かせいただきたいと存じます。

○参考人(館澤貢次君) お答えします。

基本的に、日本の一番、石油資源開発という会
社が一番大きいんです。その資産は二千二百億
円しかございません。それで、売上げが八百億
です。それに対して、セブンスターズ、今は六
大になりましたけれども、ロイヤル・ダッチ・
シェルとかBPアムコ、それらは二千億ドルの売
上げに総資産一千五百億。これらに対して日本が
現在の黒字会社十三社を束ねて、あるいはその残
りのジャパン石油九社合わせて二十二社、並びに
継続されそうな四十社を加えて六十社の一応その
公団、政府が考えている石油開発会社がございま
すけれども、その中で、十三社の中でも数社は
株式上場したいと言っていますので、その株式上
場をまず認めるべきであるというふうに私は思ひ
ます。それを、特殊会社を作った段階でいわゆる
子会社方式にして隷属化するような方向でいつた
ら、全くこれは石油公団の二の舞で、国主導で
もって何もできない組織になると。

私が思いますのは、これらの既存の、せっかく
力を付けてきた民間の石油会社に対して、彼らの
事業展開が更に拡大できるよう、強化できるよう
に国の方は金銭的な支援と情報面での支援、そし
て人材面での支援は、これはほかの石油開発会社
のすばらしい技術屋さん一杯ございまして、そ
の方たちをそちらの方に派遣するような仕組みと
か、そういったもので既存の民間石油会社を育て
ていくという方向で、その結果、先ほど私、話し
ましたけれども、和製メジャーになりたいなら
それらが、いろいろな法律の問題もございまして
しようけれども、日本オイルカンパニーみたいな
のを作りまして和製メジャー化していけばよろし
いんじゃないかと。

とても今の一社単位でもって世界の名立たるセ
ブンスターズと戦うことはまず無理です。彼ら
は年間一兆円の石油開発資金をずっと三十年、四
十年やってきていますから、日本はその意味で
やっと四十年間で二兆円でございますから。
以上でございます。

○近藤剛君 最後に、備蓄機能についてどのよう
にお考えなのでしょう。

○参考人(館澤貢次君) 備蓄機能、これ基本的に
今のような八つの備蓄会社は全く必要ございませ
ん。大体本社を東京に置いて、各現場に事業所を
置いている。それと同時に、石油公団も同じよう
に上五島とかむつ小川原に両方とも同じような組
織を置いている。これを一社にすれば、総務
費、人件費等について完全に八分の一に、もっ
と、八分じゃない、十分の一になります。です
から、何のために八つもの国家備蓄会社を持ってい
るのか。これはもう全くと金をどぶに捨てるよう
なもので。

ただし、国家備蓄は、これは国の戦略、安全保
障上絶対に守らなければならないものですから、
この政策は今後も維持し、更に強化していくべき
ではないかと思ひます。
○近藤剛君 ありがとうございます。終わります。

○本田良一君 本田良一です。

私もひとつ御意見を賜りたいと思ひます。

まず私は、お三方の御意見を聞いておりまし
て、私はお二人の森田先生と岡部財界の御出身、
このお二人の御意見は、せっかくの参考人に厳し
い意見を申し上げて失礼ですが、今回、石油公団
の廃止並びに民間特殊会社移行、それをこの国会
で論議しているのは、これまで先ほどからあり
ました国民の税金を二兆円も投資をして、そして
なおかつこれが今廃止をしていかなくちやいな
いと。そして、自主開発、また安定供給、そうい
うことを重要な国家戦略で、今後も石油というも
のは重要であるけれども、この国民の税金の
使い方、それからいわゆる市場主義経済に日本は
あるわけですから、そうした石油ももちろん市場
主義経済の最たるものですね。

そうした中で、日本が安定供給の中で国策とし
てこれをやっていくのに当たり、今、国会で問わ
れていることは、いわゆる国税の使われ方で、十
分な国民が納得をし得る石油政策が取れなかつ
た、そのことを問われているわけでありましたか
ら、今、立派な技術を持っているわけでありまし
て、今、これからの石油の備蓄とか自主開発は重要だ
とか、そういうことだけを論議するためにこの国
会で実はやっているわけではありません。

それで、我々、国会で御意見を聞いて、この法
案の審議にびったりな現状認識とこれからの行く
方向を示していただいたのは館澤ジャーナリスト
ではなかったかと、こう前もって申し上げます。

それで、まず一つ岡部さんに、財界出身であり
ますから、私はいつも平沼大臣に言っているん
ですが、戦後の財界人は本当に日本の国家国民のこ
とを考えて、そしてこの市場経済でいかに日本経
済を立て直し、そして発展をさせていくかという
非常に使命感がありました。そして、あるときは
国に刃向かってでも自分たちの経済理念を貫いて
今日の日本を築いてもらったわけです。
ところが、最近の財界人はただ国に頼るだけ
で、本当に自分たちがこの中で生き抜いていく

と、そして株式市場の中で資金調達をやって、そ
して経営理念を持って発展をさせていくという、
そういう意気込みがないですね。ただもう政府に
頼るだけ。そういう点、私は岡部さんに御意見を
まず賜りたい。

○参考人(岡部敏一郎君) その発言は心外だとい
うことで私は反論したいと思ひます。

私自身は、石油業界に携わる人間の中で、ここ
までやってきた自分の理念とそれから自分の行動
規範、それからリーダーシップの発揮、そういう
ことも含めて一切、今言われたことに対する私は
該当した人間とは思ひません。それはまず明言し
ておきたいと思ひます。

そんな中で、この備蓄と開発という二つの視点
というものがエネルギー上に重要なことというこ
とを主張してあるわけでございます。それをど
ういうふうにするかという問題をまず私は公団法
の廃止の前にかういう形で議論を、そしてそ
の中から、今までの税金の使い方にも問題があ
ればどうする、そういうことをまず議論しながら公
団の廃止につながるということが筋であるとい
うことを若干申し上げただけでございまして、基本
的には、この開発と備蓄の問題にいろいろな
と今無駄遣いのお話がございましたけれども、私
は会計的にも一つの自分の見方を持っておりま
すけれども、実は三百円台のときに投資をしたとい
うこと、その三百円台のときに、石油の要するに
ニーズが非常に日本的に高かったということ
で、輸銀融資はドルではなかったと。

それから、基本的に出資か融資かという問題に
対して、これは行政側あるいは民間側も含めて、
融資かあるいは出資かという問題がござい
ます。NEDOのようなところについては出資的
な形で技術援助をやっておりますけれども、このリ
スクマネーに関して、比率はともかくとして、国
の出す金に関して金利が付くということは、私に
言わせれば国が高利貸であったということござ
いまして、基本的にはやはり成功すればそれを
それじゃその新しい事業に付加していくと、そ

うでなければやむを得ない形であろうと、その代わりの審査の過程における厳密なる審査はやっていくということが必要であるということを感じておられるわけでございます。

今の開発会社、私の関係にも一部分がございまして、けれども、基本的に為替が三百円が百円になって、アジア危機ではございませぬけれども、要するに借金が三倍になったということ、加えて出資よりも融資が多かったということ、それから原油の要するにリードタイム、つまり探鉱から開発までの期間が非常に長いということ、その間に収入がないのに金利の付く融資でやれたということ、は、その当時、日本全体が浮き浮きして、財界を中心に、とにかく開発すれば当たるといったような安易な考え方で取組と必要性に迫られた形でやむを得ずという格好で、みんな要するに開発に飛び付いたという結果がこういう私は国民の税金のうみを生んでおるといふふうに思っております。で、これ自身を過去の問題として反省しながら、今後はしかし、こういう形で使うことによって、やはりメジャーにはない日本の原油の開発体制をどういふふうにしていくかということは、国を挙げて私は真剣に考えなければならぬ問題だといふふうに認識しております。

○本田良一君 心外であつたと怒っていただいて結構、ありがとうございます。実を言いますと、それくらい怒っていただいて、本当に二兆幾ら投資をした税金に対してこれから報いていただきたこと、そういうことをお願いしておきます。

それでは、館澤さんにお尋ねしますが、あなたがお書きになりました時局コメントリの中にも、四月の石油公団廃止法案は官僚の生命線、今後石油開発は民間の手にゆだねるべきだと、こうあります。これは短い一ページだけれども、本当に今おっしゃったことも含めて、すべてを我々の審議の中に取り込めるすばらしい私は内容のものであると思いますが、特にこれから和製メジャーを作るに当たります、日本が、先ほど、私も同感なんです、今直ちにこの石油公団法を廃止する中

で民間移行、もう特殊会社まで作らずに一気に民間の和製メジャーを作るための環境づくりに持っていくということが私どもの急務な考えなんです、その点についていかがでしょうか。

○参考人(館澤貢次君) お答えいたします。

基本的に、日本の石油の輸入の、現在サウジアラビアの方が二・三・五％を日本の原油を占めております。この二・三・五％がある日突然来なくなつたらどうなるかと、まずこの点を考えてほしいと思ふんですけれども。

基本的に、これ早急な形で日本は千三つあるいは下手な鉄砲数撃ちや当たるといふ方式はもう絶対にやめるべきである。当時の石油審議官、当時、オイルショック前後辺りの石油審議官のお話伺いますと、一杯あれば切磋琢磨ができるからいいじゃないかと、そして一発当てれば一気にメジャーができるんだと、全くばくち根性的な話なんですけれども。決して石油開発というのは私はそんなばくち根性的なものじゃなくて、これは宮々と一世紀以上のメジャーが開発してきた開発志向というのがあるはずなんです。これを日本の方がどこでどうと狂ったのか、石油開発にはリスクがないということ、民間会社が考えてしまった。そのために国のお金におんぶにだっことなつてしまった。これは全部の石油開発会社がそうであるといふわけではございませぬ。

そこで、私が一番、今後日本の和製メジャー作りのために何が必要かという、先ほどから何度も申し上げていきますようにやはり自由主義経済でございまして。石油開発の資本を株式市場、証券市場、これから積極的にいふことは、これは裏返しすれば、先ほどのサウジアラビアの中東原油が一気にシーレーン等破壊あるいは政情不安、国王がひっくり返るといふ、これ大変失礼なんですけれども、その辺を考えれば、私の基本的なのは、和製メジャーを作るためのエンゼル、民間企業からどんどん石油開発に、国家のためにあるいは国民のために石油開発の資金を積極的に出資してもらうエンゼルカンパニーが登場してくることを私

は一番期待しているんです。そのために現在の石油資源開発、国際石油開発、株式上場をねらっているところと、どんどん上場してもらつて、その資本を充実し、石油開発資金を充実し、その結果、彼らが五社、六社連合体を作つて統合すれば和製メジャーの方向には行けるのではないかと私は確信しております。

○本田良一君 私もそのように思います。

次に、あなたは石油公団の設立について、仏作って魂入れずと、そういう状況でこの石油公団設立を評しておられますが、私は最大の欠陥は、無責任な天下り体制で事業が運営されたこと、メジャーに匹敵する掘削技術、情報収集能力、それから外交戦略、開発意欲等がなかったこと、事業資金の四割の減免付融資という無謀な財務戦略の失敗と思いますが、これについてお考えがあればひとつお聞きしたいと思います。

それをもちまして、終わります。

○参考人(館澤貢次君) こちらの場で私が書きまして、日本の技術力というのは、これは石油公団がホームページ等で発表しておりますけれども、掘削技術はメジャーに匹敵する等々の話がこちらの方の文獻に載っております。実際、特許件数の数とかいろいろの出でおりますけれども。

私ははつきり申し上げまして、これほど全世界に誇るような技術があれば、日本の石油開発がこんな千三つどころか万に三つもできないような状況ではなかつたのではないかと。実際、日本の石油技術を誇るために海外研修生をスカラシップという形で世界じゅうの産油国等々から人を日本のお金でもって招いて研修して、五百何人、あるいは何十か国から来ているという評価をしている石油公団というのは非常に甘いのではないかと私は思います。

並びに、当初の、先生おっしゃった仏作って魂入れずというところは、やはり一番最初に話しました、民間企業が石油開発というのは物すごい非常に難しいものであると。アラビア石油の山下太郎さんから私は何も学んではいなかったんではな

いかと思います。ですから、それ以降、山下太郎さんに代わる日本を代表する石油開発経営者というのはいくらもいらつしやるでしょうか。私はゼ口だと思ひます。

これは何を意味するかということは、完全に、石油公団というせつ々かくの器を作っておきながら、賛同する石油経営者の方も登場しなかつた、残念なこと。あるいは、その中で生え抜きの、ばりばりの世界を代表するような石油の開発経営者も生えなかつた。その一方で、確かに生え抜きの方の中には世界じゅうを回って御苦労されている技術者の方はいらっしゃること、これは間違いない。ただ、私が思うには、山下太郎さんを本来なら十人でも、一年に一人といふことは無理でしょうけれども、せめて十人ぐらい誕生させてはしなかつた。

ですから、石油公団は捨て石になるという島田総裁の意見は、結局今日まで四十年間生かされてこないと、私はそう思っています。

○本田良一君 私も、今おっしゃつたとおり、経済産業委員会でも何回も、山下太郎さんのような、あのときに石油公団を作らなかつたら、あのアラビア石油を当てたときに、そして石油会社ができた、あのときに石油公団を作らなかつたら私はこんなになつていなかった。そして、先ほど私、財界の岡部さんに申しましたように、本当に山下太郎さんのような方が今日私は存在をしていなかった。そういう方を私は、財界の方は、やっぱり先人がいるわけですから、そういう方に見習つて、これから、後れたけれども、本当に怒りを爆発させて、そういう第二の山下太郎を財界でひとつ作つて、和製メジャーを作り、日本の、世界の中で後れた、第二次大戦もこの石油で起るほどの苦しみは日本は味わつてきたんですから、そういう意気込みを今回ひとつ持つていただきたいと。

そして、館澤さんには、本当にすばらしい内容をつかんだ今回の石油の状況について説明をしていただきました。このことに敬意を表して、私の

質問を終わります。

ありがとうございます。

○荒木清寛君 公明党の荒木清寛です。三人の参考人にそれぞれ一つずつ、まず岡部参考人からお尋ねをいたします。

先ほど、国家備蓄について、民間の方でも今後協力をしていくと、そういうお話がございました。今度の法改正でいわゆる国家備蓄が正に国の直轄事業になるわけでして、そういう意味では民間の従来の特権や権利というのが消滅するという側面もあるかと思えます。

そういう中で、今後の制度移行に当たって、国家備蓄に協力する立場として何か注文することがあればお聞きをしておきたいと思えますし、更に一つ心配をいたしますのは、いずれにしても、石油は危険物でもありますので、そういう事故等の緊急対応ということも十分考えてセキュリティをしっかりとっておかなきゃいけないのであります。が、今後のこの制度の移行に当たりましてその点は心配がないのかどうか、その二点をお伺いをいたします。

○参考人(岡部敬一郎君) 先ほど申し上げましたように、備蓄に関しては国家備蓄と民備がある。民備に関しては二つに分けて、企業が運転上どうしても必要な流動在庫が大体四十五日ぐらいということになっておりますので、現在九十日から七十日まで落とした、七十日と四十五日の差の二十五日分については国策的な備蓄に準ずる形で石油業界は保有してございまして、この辺のところを、金利のある程度の軽減措置をいただきながら機動的な対応をする。つまり、初期の段階で備蓄基地から石油のリファイナリーに持ってくることにについては時間も掛かりますので、基本的に機動力を発揮するという意味において、引き続き七十日の備蓄という問題は私は必要ではないかと思っております。

ただ、ここで一つ言えますのは、最近天然ガスが非常にクローズアップされております。私はオーストラリアに行きました。天然ガス数%、炭

酸ガスも日本に付け替えたいぐらいだと。つまり、日本で考えたら、石油を二〇〇とすれば石炭が二三〇で石油が九〇でありながら、その九〇に對して、オーストラリアで液化のために発生する分を日本に付けますと九十数%になって、極端には石油と変わらないという問題がありながら、天然ガスは日本では非常にクリーンエネルギーのようになり余りにも論じられ過ぎているという問題がある。しかも、それが、もしも石油と競争ということもあるならば、当然そこには備蓄だとかいような問題がなければならぬですけれども、天然ガスには全くイコールフットリングの税金なり備蓄の問題については免れている。そういうようなこともありますので、一つは、やはり石油と天然ガスのバランスを考えていただきたいということも併せて申し上げたいと思えます。

そして、先ほど非常に、国がそれぞれ八つに分けた会社を持つのは全くこれは云々と言いますけれども、これは湯水で出すようなほどの税金ということではなくて、本社費の若干ダブル勘定という問題があるということ、備蓄のコストから考えばウエートは小さいと思えますけれども、効率の面から考えたら、確かにそれとおりでございます。

しかしながら、すべてが国の直轄であるということにおいて、各基地が、あれは国のものだということ、ささいなことでも国だという形で地元が食い下がってくるとかいろいろな問題がございまして、やはり責任を地場に任せるという意味において、小さいながらも、総括会社はその八つの会社をそれぞれの形で独立させながら本社費的なものをいかに効率化するかという発想もひとつ視野に入れていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

いずれにしても、今までの国策会社には必ず、各国策会社に、当社も含めてそれぞれ一社がやはり運営上ベテランだということを入れていただいておりますので、その中で運営しておりますので、引き続き我々は国策備蓄を効率化するため

に、民間化は収入がないからできないけれども、民間委託という形でいかに効率的な備蓄運営を国から預かってやるかということについては我々は万全の体制でやる用意がある。そういうことにおいて、備蓄制度を今のままにしながら、私が今申し上げたような形の中でひとつ我々も協力したい、国の方でもお考えいただきたいと、そんなふうに思っております。

○荒木清寛君 次に、森田参考人にお尋ねをいたします。

国際的なそうした石油開発の舞台の中で活躍されたお話で、大変興味深くお聞きをいたしました。そこで、参考人のお話を聞いておりますと、石油公団もそこそこ成果を上げてきたのではないかと、そういう御趣旨だと受け止めました。

そうしますと、今回の、この石油公団を廃止をし、更にその機能がある意味で縮小して、真に必要なもののみを独立行政法人に移管するということ、この法改正については参考人はどういう意見を持っていますかという点と、さらに、これはまた違う話でありますけれども、先ほど、和製メジャーといいますが、石油開発のための中核企業の育成というお話がございましたが、国際的にはこの辺はどういう形で開発が主流になっているのか教えていただきたいと思えます。

○参考人(森田信男君) まず、我々石油審議会の委員として、過去数年間、石油公団を非常に効率よくするために一生懸命なんですが、自分の利益じゃなくて日本のことを思って改変してきたんですね。それで、それがうまく稼働してきたときに、こういう問題が起こったんです。ですから、そのときに、一生懸命やってきたのに、ああこれでもまた壊されてしまうのかと残念に思いました。

でも、日本の経済状態、それからあと小泉内閣の改変の風を見ますと、それもやむを得ないなと。やむを得ないけれども、これをゼロにしてくれとやっぱ世界では戦えないと。そういう意味で、少しでもここで残してくださるということ、を非常に私としては感謝しております。残すに

ても、ただ含蓄するところは、我々が一生懸命考えた二年間のことをやはりある程度考慮に入れてほしいと、そういうことだけは願っております。それからあと、今度は中核企業のことなんですけれども、たしか日本というのは石油会社は今八十幾つでございましたけれども、でも外国と比べてみますと、外国の例えば、私はコノフィリップスにおり、世界じゅうに全部フィールドオフィスというのがあって独立に動いているんですよ。ちやうど、日本の小さな会社を訪ねてみますと、みんなそのように機能しておるんですね。ですから、皆さんが非難するようにそれほど独立した会社だからいけないということではないんです。フィールド会社としてちゃんと機能しているんだから。

ただし、そのフィールド会社がちょっとたくさんあり過ぎてダブっているところがあるんですね。ですから、経済をうまく全体をコントロールしていれば、ルースの一つの日本ナショナル・オイル・カンパニーみたいな感じにはなるんですよ。ですから、それは結構改革を、中をめちゃめちゃにしないで、今までのを、ちょっとダブったところを全部取ってやることによって非常に建設的に和製メジャーに移行していくと私は考えております。

○荒木清寛君 次に、館澤参考人にお尋ねをいたします。

参考人も、石油公団のプロパーの職員には優秀な人がいたという、そういうお話がありました。私も、石油公団には実際優秀な技術と技術者が集積してきたという面はあると思うんですね。そういう中で、私は従来も一定の成果を上げてきたことは事実だと思えます。ただし、税金の無駄遣いをしてはいけないという厳格な意識に欠けていたこともまた事実だと思えますし、そういう反省の上での法改正であると考えております。

そこで、参考人は、先ほどワンカンパニー・ワンプロジェクトという中でジャパン石油開発等、大きな話については幾つかお話がございました

が、そういう各地のもし石油掘削の現場等をごらんになっておられるのであれば、そういう中で、優秀な技術者がいる割には、どうしてこんな不況なところに掘削を試みたのかというような事例が御紹介いただけるのであれば是非承りたいと思います。

○参考人(館澤實次君) 私は、はっきり申しまして、石油掘削現場は、現地までは行ったことはございません。すべてフィルムで見ました。ビデオ等について掘削現場を取材しているだけでございます。ですから、具体的に技術者の話を聞くのは、東京の、日本における本社の技術部のスタッフの方、石油公団のスタッフの方から聞いております。海底油田の難しさあるいは陸上での難しい掘削事業、並びに、世界の国々の方々の石油資源等の情報交換、技術交流、これについては様々な、海外に留学されている技術者等の話を踏まえながら私なりに勉強させてもらってきております。ですから、実際、現場は分かりません。

○荒木清寛君 ありがとうございます。

○緒方靖夫君 日本共産党の緒方靖夫です。

今日は、三人の参考人の先生方、本当にありがとうございます。大変有益な話を伺いました。

最初に、岡部先生にお伺いしますけれども、国のバックアップなしでは困難というお話がありました。そのとおりだと思ふんですね。これだけ大きな事業になりますとそういうことになると思います。とすると、結局、各国との関係が非常に重要になりますし、そこには、当然外交の問題、外交の在り方、これは正に直結すると思います。中東との外交あるいは中央アジアとの外交、あるいは最近で言いますとイランの問題ですね。イランとの関係が非常に重要な中で、国際問題の中でいろいろな形で日本が振り回されているのかどうかと、そういうこともあると思います。

したがって、そういったことで、最も切実な形で日本外交をそういう側面からごらんになっている立場から、資源外交ということもありますけれども、本当にそうした石油の開発を進めてい

く上で日本の外交というのはどうあったらいいかということについて、その点でのお考えがございましたら伺いたいと思います。

○参考人(岡部敬一郎君) 石油という視点で考えましたときには、対米、対中、対ロといったような大国を相手にしたいような問題をちょっとおきまして、やはり中東を中心とした資源外交と呼ばれる外交の非常に重要性を感じるわけでございますけれども、日本の場合、非常に私は、役所が縦割りのでなかなか横糸がないという状況が幾つか、いろいろな細かい問題にぶつかって、絶えずいろいろな先生方にお話しもし、御協力をいただいておりますのでございますけれども。

実は、どうしても、石油が例えばサウジからどれだけ入っており、それから特に、アブダビという国がございまして、ここは一番日本との親密な関係にある、我々も含めて一番現地に油田を持っておる、親近感のある国でございますけれども、そこ日本との関係において、本当に石油を、日本の第一位の輸入国であり、どういう形で日本全体が大事に考えていかなければならないかという問題が、例えば法務省あるいは経済産業省、外務省、それぞれにおいて温度差がございまして、石油に関係ない問題のときに、何でアブダビの方からこういうことを日本としては冷たく扱うのかというような問題が出てきたりして、私は、やはり原油がベースにあって非常に大事な関係にあるということを認識しながら、原油を超えた文化、教育、人的交流も含めて資源外交というものを考えていかなければならないというふうに思っております。

ただ、もうアメリカだとか中国とかロシアということになると、何というか、大きな政策的な問題が付きまといまうけれども、少なくとも中東との関係においては、ベースに原油の確保という問題を置いて、しかしそれをベースに置きながら、いろいろな多面的なきめの細かい外交をやっていくことによって、一朝事ある場合に、翻って原油問題における日本との関係が発揮されてくる、

そういうことになるのではないかとこのように思っています。私自身も、アラブ協会の会長、UAE協会の副会長という格好で非常に一生懸命にその辺についてはやりながら、日本の役所の、要するに温度差の問題に対して非常に戸惑うところが最近でも二、三件、例に挙げませんけれどもござい

ます。

○緒方靖夫君 ありがとうございます。

森田先生にお伺いしますけれども、今の話の延長の話にもなるんですけども、アメリカに長い間滞在されて、その視点からごらんになって、日本の外交あるいは資源外交で感じられることについて伺いたいと思います。

○参考人(森田信男君) アメリカでは、皆様もニュースで御存じのように、石油は絶対に国民が必要なんです。大統領自ら積極的に例えばロシアなどに話し掛けていきます。それで外交をしている。

ですから、日本で言えば小泉首相がこれだけいろいろな各国の首相、プレジデントと会っているんです。それから、例えばロシアに行ったら、やはり自ら進んで、我々が開発するんだ、技術を持っていくんだとちゃんと行ってほしい。やはり国民はそれを期待していると思います。トップがそうやって動いてくれないと、ともかく石油というのはナショナルセキュリティとかいろいろなことにかかわりますので、相手が不安感を抱いてしまうんです。

例えば、逆を考えてみれば明らかですね。例えば日本が物すごい石油の産油国だとしますよね。それで、外国にリースを明け渡すときどう考えるか考えてほしいんです。例えば東京湾に石油が出たとしますよね。イランからばつと人が来てそこで開発しますよね。そうしたら、我々はもう不安になっちゃいますよね。しかし、そこで国家が出てきてくれたら、そこで安心しますよね。ですが、そういう単純な議論で、我々は同じことを別の国でやっているんです。ですから、やはり日本のトップが出てきてそれを引っ張ってくれないと

相手にやはり安心感を与えることはできない。そういうことで、もっと積極的にやったりやっ

て、日本に絶対必要なものは取ってくる、そういう強いあれでやってほしいと思います。

○緒方靖夫君 館澤先生にお伺いします。

私も先日の委員会の質問で、結局、石油公団の大きな問題点について減免付融資、それとワンプロジェクト・ワンカンパニーという、そのことが問題だったというところを指摘しました。平沼大臣は、深く反省すべき点が多々あるということに答弁しておりました。

もちろん、巨大赤字を作っていると、それは国民負担になっていくということ、この問題は非常に大きいわけですから、その点で今後の問題ですね、七対三から五対五ということ等々が言われておりますけれども、今後どういうふうにしていったら、この問題、結局巨大な赤字を付け替えるだけじゃないかという、そういう厳しい批判もあるわけですから、そういう中でどういうふうにしていったら石油公団が掲げた目標を進めることができるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○参考人(館澤實次君) お答えいたします。

基本的に、現在、三百九十三社のうち残っている企業の約八十社近く、七十何社、まずこの会社が各社ごとに、A社がB社の石油開発に出資している、そのB社がまたC社、C社がD社ということ、これは一つの会社で複数の石油開発会社の出資をお互いにしている。まず、これをその会社ごとに完全に資本関係を整理してもらうということが非常に重要なことではないかと。それをせずに清算、解散という形で処理していけばまた同じような状況の、五対五の比率になっても、やはりプロジェクトができて、ワンプロジェクト・ワンカンパニーができてくると思います。

これはなぜなのか。先ほど言ったように、親会社が責任持たないと同時に、産油国の方で、はっきり申しまして、産油国側の利権と利権の構造に日本の方の石油会社が振り回されているために、

○参考人 森田信男君　資産管理の定石は、アメリカでの例えば私の会社でしたけれども、たくさん資産があって、上から全部何十という順序を付

も、私なんかの感覚は、開発段階を太合同してメジャーに匹敵する開発部門の大きな会社を作るという意味におけるメジャー構想もありますけれど、やはり日本の石油会社は頭のない生活、仕事をしている。つまり、要するに輸入して以下の

○広野ただし君 自由党・無所属の会、国会改革連絡会の広野ただしです。

て、原油そのものを安いときに買って高いときに
 売ることのできるんだったら、我々石

油会社だつて左うちわだと思ふんですね。

この問題に手を掛けるということとは、結局国がばくちをするということになって、やはりこれはもうウェットで、実績主義で税金をいただいた、いただいたときに積み増しの一つのプロジェクが承認された、したがってそれを買うということでごさいます、しかも為替と原油代と両方かみですから、原油が上がったと思えば為替で消されることもある。大体一ドルに対して五円で、大体バレル当たり一ドルに相当いたしますので、そういうことからすると、二つのばくち的な先物相場の変動要因がある中で、なぜ安いときに買って高いときに売らないかと。そんなことができれば本当に石油会社はもうけがあるんでしょければども、それはメジャーとて基本的にはやっぱりやらないと。そういうことでございますので、その辺は誤解のないようにしていただかないとこれは大変なことになると。安易にそんなことは僕は言える問題ではないというふうに個人的には思っております。

○広野ただし君　そこで、森田参考人に、アメリカの国家備蓄政策は、日本の場合非常に高い買い付けをしちゃって、バレル三十ドルとか三十一ドルという、平均的には、これは為替の問題もあるんですけれども、そういう形になっておつたんですが、アメリカの国家備蓄政策の中で民間の活力というのは何か生かされているんでしょうか。御存じでしたら。

○参考人(森田信男君)　備蓄に関しては民間はやっておりません。国家だけです。といいますのは、国家が鉱区を持っています、もちろんアメリカはミシタリーの国ですから国家がたぐさんの鉱区を持っています、その中に自然の姿で石油を埋蔵しております、それをただ放出しているだけなんです。

ところが、日本の場合に困ったことに、そのように安全、そういう貯留層がないんです。だから、例えばガスなんかはある程度できるんですけども、そういう安全な貯留層がないためにそこ

で貯留しておくわけにいかないんですね。

そういう意味で、アメリカの場合にはちょっと備蓄の形態が違っていて天然の貯留層を、それを放出しているという感じが、しかもまた国家の土地ですから、開発すればまだ石油は新しいのがどんどん見付かるから、余り彼らは、国家備蓄はしていませんけれども、そういう意味でちょっと形態が違ふんです。そういうことです。

○広野ただし君　館澤参考人が先ほど備蓄会社を統合してということをやサジェスチョンされましたけれども、私も早く国家備蓄会社を民営化をしていうことには大賛成です。

ただ、一本にしましますと、今度は競争が働かないといひますか、というようなことで、二社か三社なのかなという気もいたしますし、またいろんな意味で、入札に掛けるときに、管理運営に関して入札に掛けるときに商社ですとか石油会社に入ってもらえばいいとも思っておりますが、やっぱり全体的に統合した方がいいものなんでしょうか。

○参考人(館澤真次君)　お答えします。

現在、国家備蓄が八社ございすけれども、基本的にこの八社の資本金が合計五百六十億円に上るわけですね。これで、そのうちの七割が公団出資になっていす。それで、このうちの四社の社長が石油、通産官僚さんの出身で、あとのほとんど全部その官僚さんが入っております、いわゆる天下りですけれども。

一社に統合することは、とにかく効率の面で、私は国家財政が危機、破綻をしている時期に、無理無理、こういつた目に見えるような無駄なところは私は切っていくべきだと思ふんです。ですから、その意味で一つの株式会社を統一することによって、民間は民間で、日本石油の喜入基地とかに見られるように、民間は民間の努力でやっております。

は二千二百億円払って、その上に建設資金が一兆四千億円も掛けていると。さらに、その利息です

ね。これは無利子でやっているんですけれども、特別会計の方から公団の方に二百二十億ぐらいの利息が入っております、金利が。無利子融資の名の下に入っています、二百五十億円。

あるいは、更にもっとひどいのは預託料です。石油公団からこの備蓄会社に、国家備蓄会社にならざれば預託料というもので払っているわけですね。これは年間一千四百億円です。とにかく、どうして国の機関が国の機関同士に預託料を払いながら、それで同じような出資金を一杯作っていくのか。

やはりこれも、この際私はほとんど整理統合というんですか、洗いざらい、これほど掛かっているんだと、一九六二年から四十年掛けて日本の国家備蓄のためにこれだけの費用が掛かってきたというのを国民の前に明らかにすべき。そして、現在の一年間の出資も、これもきちっと明らかにすべきではないかと。ちょうどいい機会だと私は思ひます。

○広野ただし君　続きまして、自主開発原油の方に移らせていただきたいと思います、これもこの間大臣とも話をしたんですが、自主開発原油の目標というものがもう一つはつきりしていない、国民的なコンセンサスが得られていないところに、どうもどこまで突っ込むかということがはつきりしないということだと思ふんですね。

例えば防衛において、少々高くなつても防衛産業はちゃんと持たないと日本の防衛は守れないんだということからいへば、ある程度防衛産業を日本に持つと、こういうことになりましたが、自主開発原油においても、最初にえいやあというところで百二十万バレル・パー・デーの三割というようなものが決まっています、そこでずっと走ってきたところ、ある程度は来ましたが、十数%は自主開発原油だということではあるんですが、なおじやももっともやらないといけないのかということに、もう一つ国民のコンセンサスが得られてい

ないんじゃないかと。しかも、国家がどこまで関与するのかわからないところ、やっぱりつきりしないものがある。今までは石油会社さん小きかつたし、いろんな意味でリスクを負えなかった。だけれども、コスモさんも数百億円の利益を出されるぐらいの会社になっておられる。そういう中で

はかなりリスクマネーも出せるようになってきているんじゃないかということから考えると、やっぱり今からは民間主体の企業にやらしてもらふ。

それにただ国は何も関与しないかという、補助金も出します、そしてまた融資もします、保険も掛けますというふうな、国が出資をしますと失敗してもどこまで突っ込んでいって、どこで撤退すればいいか、ずるずるとやっぱり入ってしまうところ、突っ込むときはいいんですが、撤退するときの判断が誠に遅れてしまふというのがこの石油公団の姿であつたのではないかと私は思ふんです。

(理事加藤紀文君退席、委員長着席)

そういう意味で、民間主体で日本もやっていくということにならないでしょうか。岡部参考人に伺いたい。

○参考人(岡部敬一郎君)　元々、メジャーの場合は分母の力に過去の開発の蓄積を持っておる、残念ながら日本の場合はないという状況で、せいぜい、先ほど申し上げました頭のいい胴体の、要するに活動の中でいかに競争力を付けるか。

メジャーに、あるいは東南アジアのいろんな国々に対抗していくかという形が私は精一杯だということでは、やはりこの開発に関しては一本大体十億、先ほど申し上げました百本のうち百本当てるんではなくてというふうな考える問題のリスクと、それから探鉱から開発までの間がやはりどうしても時間が長く掛かるという問題。ただ、最近、一次探鉱、二次探鉱、三次探鉱、果ては四次探鉱という形で、開発技術が非常に高まったというところにおいてはリスクの軽減は図れるであろうと。

そういうことと、これからやはり今までの税金

の使い方を、もう少し国の比重を落としてということを考えることによって、今回、民間にある程度の主体性を持った形でやらせていただくこと。こういうことが今回の中に込められておりますので、全く国の支援を皆無にした中で開発に取り組んでいくということについてはやはり問題はあつたんじゃないかというふうに思うのと、それから、やっぱり開発そのものについては、持つことは、事業性を越えて、やはり先ほど言った日本以外のところから自前の原油の油田を持つということになりますから、よほど中東全体が、あるいは世界のどこかが完全に問題にならない限りは、その国の油田は大切に日本に引き込むことができるということにもなりますので、したがって、是非、今までから変わった形にしろ、ある程度の国のバックアップ体制は私はお願ひすべきじゃなからうかと、こんなふうにしてあります。

○広野ただし君 私バックアップ体制は必要、だけれども、国が出資をしてまでやってまいりますと、例えば鉱区を取得することに当たって、大体こういうのは、変な話ですが、裏金が必要だとか、いろんなことがやっぱり出てくるんじゃないかと思うんですね。国の会社がそういうことを機動的にやるわけがないんで、やっぱり民間主体でそれはやっていただいて、それにしかるべきところをちゃんと補助金でバックアップをするという、考え方をやはり変えなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○参考人(岡部敬一郎君) 実は、融資が保証か、出資が補助かと、こういう考え方があつたわけございまして、そんな中で基本的には、やはり確かにあつたように出資ということ、日本の中だつて国が出資しておるから国にすぐ寄りすがればいい、海外から見ても国だという格好で見られると、そういうことにもなつて甘く見られる可能性があるが、基本的には、やはり形としては補助の方がいいんだと思ひますけれども、やっぱり大きな金額になりますと簡単に補助というわけ

にいかないという問題がある。それから、融資にするとしてもスタートから、開発の段階、探鉱の段階から、つまり収入がない段階から金利が付くという問題になつて、どうしてもそこであえぐと。

したがって、やはり出資かあるいは補助かと、こういう形になる。取りあへずは、今、補助という形じゃないかというふうに受け止めておるんでございませうけれども。

○広野ただし君 先ほど、館澤参考人から、私も全く同意見の、今の優良な十三社か十四社を早く上場をして、その再編をまずやっていくという、そしてそれが民間主体の会社になつて、その上場をやつてもらつて、そこに補助なり融資をしていくとか、保険を掛けるとか、いろんな形でバックアップをするというふうにも私も考えておりまして、館澤参考人の非常な参考になる御意見を伺ひました。

もう一言、何かございましたら。

○参考人(館澤貢次君) 私は、和製メジャーという、この和製という言葉にあえて私自身もこだわっているのは、結局、日本は探鉱開発までのアップ部門と、ダウン、精製、製品化、これはもう今一緒に、国際的なエクソントとかモービルのように、BPのように、一貫体制の国際石油資本を作るといふことは、私はもう今はやるべきではないと。これは、石油公団作るときに日本のリファイナリー、石油精製会社さんが、結局、外資系も日本の方も設備投資の費用がなかつた、設備投資の資金がなかつた。そのために外資系からその資金を導入した。その見返りとしてカルテックス等からある程度の石油、何割買わなきゃならないというその義務付けがあつたと私は聞いております。

ですから、その時点では既に石油精製会社、いわゆるダウン部門は、この時点から日本の国策的な石油開発政策から、私はもう、そこで抵抗しておけばよかったんでしようけれども、そういう力はなかつた。ですから、あえて頭の部分、探鉱

開発だけの世界的な石油資本という意味で和製メジャーというのを私はあえてこれまで使つてきておる次第でございます。

以上です。

○広野ただし君 ありがとうございます。

○委員長(保坂三蔵君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

本日は、御多忙の中、わざわざお出掛けをいただきまして、誠にありがとうございます。

貴重な御意見を私たちが拝聴いたしました。今後の委員会の審議に役立たせていただきたいと存じております。

台風一過でございますので、どうぞ気を付けてお帰りくださいませ。

ありがとうございます。(拍手)

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時に再開することとし、休憩をいたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時開会

○委員長(保坂三蔵君) ただいまから経済産業委員会を再開をいたします。

委員の異動について御報告を申し上げます。

本日、荒木清寛君が委員を辞任され、その補欠として草川昭三君が選任されました。

○委員長(保坂三蔵君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案の審査のため、本日の委員会に公正取引委員会事務総局審査局長鈴木孝之君、外務省中東アフリカ局長安藤裕康君及び資源エネルギー庁長官河野博文君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(保坂三蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(保坂三蔵君) 休憩前に引き続き、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○本田良一君 民主党・新緑風会の本田良一でございます。前回に引き続きまして、この法案につきまして質問をさせていただきます。

今日は午前中、参考人質疑をやらせていただきました。それぞれお三方の実業界、学者、それからジャーナリストという参考人がいらつしやいましたが、大変我々にとりまして、この法案につきまして審議するに十分な御意見、あるいはこちらの方も意見を言うということ意義があつたと、こう思つております。

それで、一つ質問をいたしますが、私は六月二十日木曜に、民主党の石油公団調査団を五チームに分かれまして、この石油開発子会社及び国家石油備蓄会社に調査をいたしました。私は山田敏雅衆議院議員と参りましたが、国家備蓄会社四社を訪問をし、業務の内容や天下り役員の勤務実態を聴取しました。

その際、私は担当役員に對しまして、設備、機器の発注は競争入札で行つてゐるかなどをたずねました。担当役員は随意契約でやつてゐるということでもございましたが、我が方が調査に行つた五日後の六月二十五日の朝刊に、公取委、委員会が大手石油会社系列のエンジニアリング会社七社に対し、独占禁止法違反の疑いで排除勧告をした、発注元の国家石油備蓄会社に対しても入札方式の見直しを要請をしたという記事が載りました。このことは、既に大臣も御存じと思ひます。

そこで、お尋ねをいたしますが、排除勧告に至つた経緯について、また独禁法違反とした調

ではないかとか、そういうことを頭に置いて調査をすると思いますが。そして、いろいろなやるべき工程、それに手抜きがなかったかとか、そういうことをこの随意契約のときに特に見ると思いますよ。局長はどうですか。

○政府参考人(鈴木孝之君)　ただいまも申しましたように、随意契約についても、これは普通の顧客を求めます会社において、いろいろな業者を選定

する上において競争させるということがあつての手続でございますので、ただいま御指摘いただきましたように、年々その随意契約の中においても受注金額が変動しないとかそういう状況があれば、それが競争事業者間の競争が制限されていることによって、ないことによつてそういう現象が生じているとか、そういうのは他の価格カルテルでも、価格が変動が見られないとかそういうところで、私も、私もその後で人為的な競争制限行為が行われているかどうかは見るところでございますので、共通して重大な関心を持って見てまいりたいと思つております。

○本田良一君 この随意契約は、やっぱりこの排除勧告を受けたのはそういうところにあると思ひますよ。随意契約は、三百三十五億円という金額の膨大な中で、非常にこの金額が固定されているとか、そういうことが私はあつたのではないかと。

私も大手企業の実は中で監査というのを務めたことがあります。だから、いろいろな中の企業内の監査や関連会社の監査に出向いたことがあります。が、一番にやっぱり頭に注意するのは随意契約でしたよ。競争入札の場合もあるけれども、随意契約。その契約をする事業者がマンネリ化になつて、それなりの工程をやつていないとか。だから、あの東海の原子力発電所でああいう手抜きの、ジェー・シー・オーでしたか、ありましたね。そういうのは、やっぱり随意契約でやつていゝるためにまず金額よりも慣れになつてしまつて、そういう手抜きが行われてああいう大事故が起るということになりますね。

だから、備蓄タンカーですらタンカーの中で仕事をします。そうすると、酸欠によつて命を奪われるとかいろいろな危険性もあるでしょうけれども、しかし契約をしてやるべきことはちゃんとやつてもらわなくちゃいかないと。しかし、あくまでもこれは国民の税金が使われていくわけですから、金額がやっぱり常に固定をされずに、いかに安く、より、極端に言うなら一円でも安く、国

民のための税金を無駄にしないという考え方で随意契約を常にやっぱりチェックをするというのは重要だと思ひますよ。

だから、そういうことを一応申し上げまして、長くなりましたが、次に大臣に、国家石油備蓄会社が勧告を受けたことについて、担当大臣としての見解と今後の対応をお願いいたします。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

経済産業省所管の国家石油備蓄事業に關しまして、公正取引委員会からエンジン・アリリング会社七社に対して独禁法に基づく勧告がありまして、このことは誠に遺憾でありまして、厳正に対処したいと、このように考えております。

具体的には、こうした事態が再発をしないように、石油公団を通じて、国家石油備蓄会社に対して対象エンジン・アリリング各社の指名停止、適正な措置及び再発防止を図るよう指示をいたしました。これを受けまして、各国家備蓄会社からは、六月二十七日までに各社社長名にて措置対象エンジン・アリリング会社に対して指名停止措置を行つたと、このような報告を受けておるところでございます。

また、石油公団におきましては、当省からの指示を踏まえまして、七月九日に備蓄担当理事を長といたします契約方法の見直しを検討するための委員会が開催をされることになりまして、これは第一回、七月十日に開催をしたという報告を受けております。

こういった委員会におきまして再発防止に向けて改善策について検討が行われると、このようにも、適正な契約方法について検討をいたしまして、かかる委員会の検討に反映されるように適切に強力に指導を行つていかなければならない、このように思つております。

○本田良一君 なるべくひとつ、金額が大きい額でございますから、ひとつ、大臣がおっしゃつたように改革をお願いいたします。

それから、東京がほとんど本社ですね。これは現場主義は、今日の参考人も言つておりました。が、取れないものでしょうか。

○副大臣(大島慶久君) 本田先生に御答弁を申し上げます。

この備蓄会社につきましては、平成十年度の国家備蓄目標五千万キロリットル、これを達成するまでの主な業務が基地の建設あるいは資金調達等に関する石油公団、中核石油会社、建設・設計企業等との調整業務が主な仕事でございます。そういったことを円滑に実施するためには、やはり本社が東京にあるということが極めて必要であつたのではないかと、こんなふうに理解をいたしておりますけれども、それにつきましても、その後基地の安全かつ効率的な運営及び緊急時の円滑な払出しに業務の中心が移つてまいるのでございますので、速やかに本社の地方移転を実施すべき準備をいたしていただくところでございまして、これは先生の御質問の趣旨のように、既に一社、これはむつ小川原国家備蓄株式会社でございますけれども、移転を完了いたしていただいております。

そういった意味で、純民間企業である操業会社の本社所在地につきましては、一義的には当該会社が決定する事項と考えております。しかしながら、国家備蓄事業の事業実態の変化を踏まえた効率化の観点から、地方移転を含めまして効率化を検討するよう促してまいりたい、かように思つておるところでございます。

○本田良一君 ひとつそういう努力を、一社はそうして移つておりますし、そういうことに気付いていらつしやいますので、是非そのようにされまして、そうしますと、社員も今ずっと私どもが調査したところのプロパーでどこまで地位が上がつていゝるか聞きまして、重要な仕事といへば総務課長、これくらいが一人でした。それくらいの方が今やつとそこまで来ている、最初にプロパーで雇われた方が、現場主義を取りますとこういう人たちが能力を発揮するわけですから、こ

の人たちが将来は社長にもなれるということでございますので、そうあるべきではないかと。

それともう一つは、聞きましては誠に情けないことをおっしゃいました。東京に本社があつて、あなたはどいう仕事をしていますかと社長に聞きましたら、経済産業省に行つていろいろお話をするのが仕事だと、そういうことを言われた方がおりました。実にこれはもう本社があるのはそれだけの意味しかないのかと、そういうことでございまして、私は国政調査の意味の非常にユーモアなところを経験をしました。皆さん率直で隠しなくおっしゃるところは素直だと思ひましたから、別にここでそれを言葉じりを取つて責めるつもりはありません。

それでは次に、今回の独立行政法人の設立の目的の一つに探鉱技術の維持が強調をされております。しかし、今まで探鉱のために設立をされた多くの子会社が既に消滅をしております。このような状況で世界的レベルの探鉱技術が蓄積されてきたとはとても思へません。独立行政法人には備蓄管理能力だけを移転するだけで十分ではないでしょうか。

今日の森田さんという先生は、探鉱技術は世界に誇れるものだ、そういうことを言つておられました。今日の別な参考人が言つておられたように、三百社近くも会社を、探鉱会社を作りながら、これが十三社が成功しただけで、あとはつぶしていかなざるを得なかつた。そこには探鉱成功が見られなかつたわけですから、その技術はそれでは結局は生かされていゝない。そういうことで技術が誇れるものであつたかどうか。

〔委員長退席、理事加藤紀文君着席〕
前回、メジャーに匹敵する技術があるかと聞きまして、それは石油公団にはないというお答えもありましたし、私は前回、大臣と副大臣が答えておられた、いわゆる海底の岩盤のところのことでも聞きまして、それはそれであれですけど、ここに私は探鉱・掘削段階の我が国が保有する技術ノウハウ、特許取得実績というものが

ここに持っておりますが、国内で二百二件、国内は確かに新潟とかあそこやっていて技術はすばらしいもの、だということも聞いておりますが、海外で百二件とか特許も持っているわけでありすが、こういうものが本場にメジャーに匹敵するものであれば探鉱に成功を、当たらない鉱床を契約でメジャーは日本に回すということもよく聞いておりますし、日本は金があるから日本にまず探査だけやらせて、あとはもう成功しなかったら笑って見ているというのが今のメジャーだと聞いておりますし、そういうことで、このことについて大臣の御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(平沼赳夫君) 御指摘のように、我が国におきましては、メジャー等に比べてまして海外における石油開発の参入時期が遅かったことなどから、個々の企業で見ると大規模な石油開発の参加の機会も少なく、また資金力の面からも技術の蓄積が十分でありませんでした。このような状況を踏まえまして、これまで石油公団による技術のノウハウの蓄積が我が国石油開発企業の共通インフラとなつて、産油国との間で我が国のバーゲニングパワーを発揮する上でも大きく私は貢献したと思っております。

既に本田先生から御指摘がございましたアッパーズクム油田というようなものは、これは繰り返し返しの答弁になりますけれども、メジャーが見向きもしなかったそういったところを、非常に技術を蓄積して、結果的にあと百年そこからは油が取れるというところまで探鉱技術を高めたところ、こういう実績もございします。またさらに、今展開しているいわゆるイランのアザダガンという油田の中で、これはイラン側からも非常に評価していただいておりますけれども、三次元の地震探査の技術、こういったことも非常に大きな技術として蓄積をされているわけでありまして。

そういう意味では、三百社やってそして十六社、確率でいえばこれは五%でございます。確かにそれは低い確率でございますけれども、そういう中で、三百やってそれぞれ失敗はありました。

しかし、その中で蓄積をして、そして技術的に経験を積んだ、こういうことがございまして、こういったそういう技術集積というものは、私は日本としては非常に意味では誇るべきものではないかと、こういうふうにも思っております。確かにそういう意味で今までの間に千三つの世界といえども確率は低かった。しかし、失敗は成功の母と、こういう言葉もございまして、そういう中で蓄積された技術というものを、今回の改革においても、石油開発に関する技術開発については新たに設立をされる独立行政法人の業務としてその中核に置いてやっていくことが非常に今後大きな効果を発揮するんではないか。

○本田良一君 それでは、今、大臣のおっしゃったことを裏付けるために次の質問をいたします。開発子会社の掘削事業の実態について、掘削までの石油公団のかかわり方はいかにあります。まず、探鉱契約の概要、これは契約数と失敗、成功数、探鉱技術の特許取得状況、パテントがどういう、一つぐらい例に挙げてどれくらいあるか。

○政府参考人(河野博文君) まず、探鉱を行いますに際して企業が産油国政府からある種の権利を取得しようとする場合には、まずその鉱区について必要となる地質構造データを開示してもらいます。これの評価を行った上で、石油天然ガスの存在の可能性が高いと考えられる場合に、更に交渉をいたしまして鉱区を取得し探鉱を開始するという手はずになります。

その際、石油公団の関与でございますが、これは様々でございますが、例えばカザフスタンの例を御紹介させていただきますと、公団の事業として地質構造調査を行いました。この地質構造調査のデータを日本の企業に提供したしまして、これが日本の企業としての意思決定の参考になるものになるというふうなこともございします。また、

個々の企業が地質構造調査の評価をする際に技術を提供するというのもございします。またさらに、探鉱にしまして個々の企業が、先ほど大臣御答弁申し上げましたように、技術陣が十分でないということで、企業横断で共同の技術チームのようなものを編成する場合がありすが、これも、こういったチームに公団が技術者を派遣するということも支援の仕方でもいたしております。

そこで、昭和四十二年の創設以来、石油公団、これまで三百社に出融資をいたしてまいりましたけれども、生産に至りましたのは中東、アジア、北海、こういった地域に展開しております六十六社になります。三百社を分母といたしますと二二%。ただ、この中で既に開発を終えたものもございします。十三年度末現在、現存している会社は四十三社ということになります。

それから、商業的に成功した企業については、よくお話に出ますように、三百社のうちの現在の配当企業は十三社でございますが、過去にさかのぼりますと十六社ということになります。

契約形態についてもお話させていただいてよろしくございましょうか。

探鉱から開発に至ります契約形態でございますが、これも産油国の憲法その他のルールによりましていろいろございします。例えば、所有権を付与するということで探鉱権契約を結んでくれる国もありません。さらに、生産物分与契約という形もございします。これはサハラなどの例でございますが、生産された石油などについて一定比率を開発会社、日本側の開発会社に分配してくれるという形でございます。それから最近の例で、例と申しますか、これから、今交渉いたしておりますイランは、こういった鉱区権そのものは与えないと、しかし、パイバック契約という形態を取っておりまして、生産する原油を言わばそのコストに見合う報酬の一部というふうな形で引き取る権利をもちえらえるというふうな形がございします。その中で比較的多いのは生産物分与契約というのではないかと

というふうに思います。特許取得状況につきましては、先ほど先生から数について御指摘ございましたそのとおりでございます。石油公団の持っております特許の中で、例えば斜めに坑道を掘る場合の制御システムとか、海中油田のための安全性を保持するためのリフトと坑井の切離しのシステムとか、こういったものについては外国の開発企業ともライセンス契約を結ぶなどをして、それなりに評価を得ているというふうにも理解しております。

○本田良一君 探鉱そのものです、例えば受注でここを探鉱、探査していいですよと、その契約。成功したら今のような分配のやり方でしょうけれども、探鉱そのものにはどれくらいの費用が掛かりますか。

○政府参考人(河野博文君) これは探鉱の面積、それからそれは陸上であるか海上であるか、相当違います。例えば一本の試掘といふことにかかかります費用は、今日の午前中の岡部参考人の御意見ですと一十億円というふうな話でありましたけれども、十億とか四十億ぐらいの規模に

なると思っています。

ないかと、こういうことも批判の対象になっておりますが、いかがですか。

○国務大臣(平沼起太郎) 石油開発におきまして、探鉱を行っても油あるいはガスが発見されなかったり、それから油、ガスの存在が確認されても埋蔵量が商業採算レベルに到達しない等のリスクは極めて高く、また開発・生産段階に至りましても、地質構造の状況により当初計画どおりの生産が実施できなかつたり生産量が下回るといったリスクが依然として存在をしています。また、近年の産油国の鉱区開放の動きや石油開発分野における中国の積極的な活動等の中で、国際石油市場における石油企業間の競争は激化している状況にあります。

こうした中で、我が国民間開発企業は依然として脆弱な基盤、経営基盤でございまして、ますます激化する国際ビジネスの中で自主開発の実を上げていくためには、やっぱり引き続き国において関係企業の開発努力を支援をしていかなければならない、このことが適当でございまして、独立行政法人に石油開発のリスクマネーの供給を担わせることとしたところでございまして、確かに御指摘のように、民間の参入というのがなかなか今申し上げたような背景の中で厳しい面があります。そういう面でも、私どもとしてはやっぱり国がある意味ではギャランティーをしてやる、そのことがまた油を出す産油国にとっても一つの信頼関係、安心につながる、こういう面があります。

それから、そういう本社がみんな東京にあるけれども、そういった実際に油を掘るところに、そういうところにはヘッドオフィスを置くべきではないかと。それは私どもは、現地との資源外交をやっていく上に当たって、やっぱりそういったところに、本社は本社としても、本場に実際にやるという、そういう中核の機能はそういったところに置くというところは今後必要なことである、と、そのように思っているところでございます。

○本田良一君 次に、特殊会社の設立はやめて即民営化はできないのか。欧州では、フランス、イ

タリアでは既に政府の支援は離れております。共產主義の中国ですら国営石油公社を民営化をいたしました。我が国は二年半後に特殊会社を立ち上げ、できるだけ早期に民営化するといひます。移行年次も決まっていらない状況であります。これではますます世界の石油戦略に取り残され、巨額の国税を石油の消費量と同じく更に垂れ流すことになりはしないか。今国会で五年以内の民営化などの具体的方向性を示すべきだと思いますが、大臣にお尋ねします。

○副大臣(大島慶久君) お答えをいたします。

本田先生今御指摘のとおり、フランスとかイタリアにおきましては、徐々に政府の支援の手から離れまして、独立民営というような形で企業が育成されている、これは事実そのとおりだと存じております。しかし、そういったことが行われる可能性が出てくる要素といたしましては、国外における石油開発への参入時期が早かったことがまづございまして、それから、地域で北海というような大型の油田が発見され開発された、こういったこともそういったことにつながる要素だと思ひますし、また産油国との歴史的なつながりが強かった、こういった背景があるわけでございます。

そして今、中国のこともお触れになりましたけれども、中国におきましては海外市場での株式上場により民営化が進んでいる、こういったことも今は事実でございます。しかし、その裏には政策的な配慮がございまして、これらの子会社の株式はその大部分が親会社に当たります。国営石油会社に保有されていることも事実でございますし、依然として政府の影響下にあるのが実態であろうと、こういう私どもは認識をいたしているわけでございます。

今回もこういった委員会を通じて度々いろんな議論の中で出たことでございますけれども、将来は、そういった意味ではできるだけ早期に民営化することということになっていくわけでございます。

そして今、先生が最後にお尋ねになられました民営化の時期でございますけれども、特殊会社の規模あるいは資産内容、あるいは市場の状況等に非常な左右される要素が多くあるわけでございます。その中で、今の段階で、あらかじめいつの時期からそういうふうにしよということを明記すること、これは今の段階では困難かと存じておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○本田良一君 今の副大臣の答弁と大臣の前の答弁、私は、政治家よりもむしろ、この質問を、意見を聞くに当たりまして、経済産業省の方が余りにもマネー崇拜に陥り過ぎていふところ。民間はやりませんよ。国が金を持っていくから、今どき一兆円も、例えば一本四十億も掛かる探鉱を民間ではやりません。これを石油公団の質問をいろいろ資料集めをするところから、それが口癖の方がおられました。これは本場に、日本のいわゆる国の背骨を預かる官僚としては非常に危険な状態だと思ひましたね。

それだけ金があれば、例えば二兆円も使つてあれであれば、もう本場にそれはアメリカ型のメジャーが企業でやれば私は一社ぐらい誕生している、と、そう思ひます。それを、二兆円使つてもまだ共產主義の中国よりも後れてしまふ。こういう状況では、あくまでも私は、この自由競争至上主義の中で、その中で生きていく会社を作つていく、民間メジャーを。

そういう考えに立つならば、もう本場にここで、冷たくてもいいから、国のマネーにすぎない本場のいわゆる企業家、そういう方ではあつてはいけないわけですから、今日、岡部さんという参考人に私そういうことを言ひましたら、怒りを覚えるといふ反論されましたが、怒つてもらつてちょうどよかったです。それくらい、山下さん以降一人も誕生をしていない、そういう企業家が。そのことにどんなに怒られたって私は反論できません。だから、大臣ひとつ、この石油政策の中で民間企業のそういう人が市場で資金を調達してメ

ジャー並みに成長をするような環境づくりを、是非この法案を反省の中でひとつ立ち上げられると、き、そういう企業が育つような環境づくりを、方針等を示してもらいたいということですが、

それで、次にお尋ねしますが、財務省の財務総合研究所は六月二十五日に、「日本型経営システム・再訪」という、こういう分厚い研究報告書を出しました。その中に旧通産省の産業政策を痛烈に批判をしております。我が国では通産省主導で産業育成に取り組んだ産業はど失敗産業になつておる。ホンダに代表される通産省の指導に従わなかつた民間企業はど成功している、と論破をしております。私は石油も同じだと思ひます。国の関与がなくなれば、民間に自由にやらせれば技術も進歩し、マネジメントも向上をする、国際競争力が付くものと私は確信をしております。

財務省は、私は一回、財務省は実りの秋のときにだけやってくる馬賊と言ひましたけれども、これだけの報告を作るとは思ひませんでしたね。こうなると、産業もやっぱり財務省が握つていふことになりまして、裏を返せば、だから、経済産業省が本場はこういうのをまとめて、そして自由競争を活かさせる、そういう産業省になつてもらいたい。

私は、ホンダの宗一郎さんが会社を立ち上げて間もなく銀色のオートバイを出すんですよ。ところが、これに通産省は反対をします、課がないからというところ。だから、本田さんは何回も通つて、あの人はその課を設けて、あれからカラーコントロールという言葉がはやってくるんですよ、企業の中に。そして、あの銀色のオートバイが認められて、市場で、走るようになるんですよ。

産業省がもう一つかんだのはタンクローリー。タンクローリーでガソリンスタンドまで運ぶ、日本の国内を移動する、このタンクローリーは通産省だと。運輸省はうちのだと、許可をやるのは。その論議をやつた経緯があるんですよ。あくまでもタンクローリーは石油を運ぶんだから、これは

パイプラインと一緒だから通産省が認可をしますと。こういうことを、常識外れなことを通産省がかんだ時代があるんです。

だから私は、案外規制ばかりを強めてきたと、こう思いますから、ひとつこの点について、財務省のこの報告をいかに思われるか、大臣の考えを。

○国務大臣(平沼赳夫君) 御指摘の報告書の内容は、財務省あるいは同省の財務総合政策研究所の公式な見解ではなくて、執筆した研究会メンバーの個人的見解である。私も理解をしております。当省として、私、大臣としても個々の研究者の学問的見解の妥当性についてコメントする立場にはございませんけれども、知る限りでは、同報告書において例示されているいわゆる失敗分野の産業政策の中には石油開発というものは含まれていないのではないかと、このように思っています。

御承知のように、石油開発事業というのは、これまででも繰り返し申し上げてきましたけれども、巨額の資金を必要とするリスクの高い事業でありまして、こうした事業におきまして経営基盤の脆弱な我が国の民間開発企業が、激しい国際競争力の中で、強力な財務基盤を有して高い競争力を有する欧米メジャーに伍して自主開発の実を上げていくためには、ある意味では国の責任において関係企業の開発努力を支援していくことが妥当だと、こういう形で今までやってきたところであります。

本田技研の例もお出しをいただきました。それからまた、石油太郎と異名を取った山下太郎さんのことも出されました。これはこれで非常に大きな歴史的に意味のあることだったと思っております。しかし、石油の山下太郎さんがあいうサウジアラビアの油田を一発で掘り当てた、そしてもうあとも余力の資金がなかったと。しかし、非常に努力をして、そしてアラブのあるいはサウジアラビアのそういう担当者と心と心がつながって、そして私も「プロジェクトX」という番組で

その真相も勉強させていただきましたけれども、ああいう経緯があったということも事実です。そういうことも含めて、天然資源エネルギーに乏しい日本にとってはやはり国の後ろ盾というものがあある意味では必要だと、それは実際に石油に携わっている業界の皆様方からの御意見もあったことも事実であります。そういう中で、私どもとしては、やっぱり健全な形で民間が育っていかなければいけない、それはおっしゃるとおりだと思います。

そういう形で、今回お願いしているこの法案におきましては特殊会社を五年以内と、こういう御指摘がございましたけれども、それは一つ、私は努力目標だと思えます。でき得る限り早く完全な営利化をする、そういう中で、やっぱり中核的な企業グループというものを私は既存のそういう石油業界のそういうところも巻き込んで、そして民間の活力を導入しながら、私どもとしてはその中核的な企業群というのは、言葉を換えて言えば、私の言葉で言うところの和製メジャーということになりますけれども、そういったものも視野に入れて実はこの法律案をお願いしている。

本当におっしゃる意味は、私はそのとおりだと思いますし、いろんな失敗、紆余曲折がございましたけれども、そういう上に立って、私どもとしては民間の活力をなるべく生かすと、こういう方向を目指しているということも御理解をいただければと、このように思っています。

○本田良一君 もう時間が来ました。今、質問を終結するに当たりまして、大臣の答弁は本当に一つの決意を述べていただきましたので、これでひとつ私の質問は終結します。ありがとうございます。

○若林秀樹君 民主党・新緑風会の若林でございます。引き続き質問をさせていただきたいと思えますが、必ずしも本田委員の質問の流れに沿わないかもしれませんが、まず原則、基本的なことに立ち返ってお伺いしたいというふうに思っています。

まず、独立行政法人化による効果についてお伺いしたいと思います。今回、金属鉱業事業団と石油公団が一体化され、新しい独立行政法人になるということでございまして、基本的な機能というのは基本的には受け継いでいくということになるのかというふうな問題点が解決するということでは私は必ずしもないんじゃないかなという感じがします。

そういう意味では、これまでと比較して、独立行政法人化になると何が違う何が変わっていくのか、あるいは減免付融資は置かないというお話もありましたし、融資は置かないということになりましたけれども、債務保証を残した枠組みであれば基本的には何も変わらないんじゃないかなというふうな思いはありますが、この辺について、何が具体的に変わるのか、お答えいただきたいと思うんです。

○副大臣(古屋圭司君) お答えをさせていただきます。金探と石油公団が今度合体をして新しく独立行政法人になりますけれども、まずは独立行政法人になることによって何がかわるかということ、まず法人の自主裁量権、裁量性というものが非常に高まります。一方で、業績評価委員会等ができて評価をいたしますので、業績評価をベースといたしました役員の給与査定であるとか、場合によっては、業績評価が好ましくない結果が出た場合には解任等が行われるということになるというふうな私どもも考えております。

そういう意味から、今度、両団体が、金探と石油公団が合体することによって、まずより効率的な情報収集、それからより機動的な具体的プロジェクトの支援、そしてもう一つ一番大切だと思ふのは、やはり経営者意識の向上を背景としたしまして厳正なプロジェクトの選別というものが行われていくということを私どもも期待をいたしておるわけでございます。

また、債務保証を残すということでございますけれども、実際に石油開発段階におきましては多額の資金を必要といたしますので、やはり石油会社の中での金融機関からだけ調達するというだけではなかなか厳しいということもございまして、また、産油国側の事情等々もありまして、やはり戦略的な見地からこの機能というものが必要でございまして、引き続き実施することといたしております。

ただ、申し上げるまでもなく、その運営に当たっては厳正に選別をして厳格な運営をしていくということはもう申し上げるまでもないこととでございます。

○若林秀樹君 その関連でお伺いしたいんですけれども、融資と債務保証というのは実態的には余り変わらないんじゃないかなと。やっぱり債務保証するというのは、実際に融資をしないとして、政府系金融機関等様々あります、債務保証を実際にするのであれば、融資をするということと何が具体的に変わるのかということについて、ちょっと付け加えて、もし分かればお教えいただきたいと思えます。

○副大臣(古屋圭司君) 探鉱段階にかかわる債務保証の機能を持たせた理由でございますけれども、まず、石油、ガス等の開発にかかわる承認を得るに際しましては、産油国側から一まとめの事業として探鉱活動等を併せて行うということを指示される場合がございます。探鉱段階と開発段階が並行して行われるケースというのがございます。こういうような場合には、やはり石油開発会社とその当該の資金をも併せて円滑に調達できるように、探鉱段階にかかわる債務保証にいたしても独立行政法人の機能として規定をさせていただいているところでございます。

ただ、探鉱段階においては、保証料や金利の負担が大きくなる等の理由によりまして、債務保証よりも実際には出資により資金手当てが行われるというのが通常のようでございます。一方で、この減免付融資につきましては、リス

○若林秀樹君　ありがとうございました。

大臣の御答弁にも、安易な形で債務保証が行われないようこれまでの経験に照らしてしっかりと反省の上に立ってやらなければならない、その辺を担保していかなければならないという御答弁があったわけですが、具体的に、経験や反省に立ってというが、その具体的な中身はどういうものなのか。あえて言えば、これまで悪かった出融資や債務保証の例を挙げるとしたらどういふものがあるか、お答えいただければなというふうに思っています。

○国務大臣（平沼赳夫君） 答えさせていただきます。

プロジェクトに対する債務保証を行うに当たりましては、採算性やこれに基づく償還確実性などについて十分な審査や評価を行うことが必要だと思っております。その意味では、正に出資案件の採択の際に行うべき案件の厳選、すなわち政策的重要性や採算性の評価と同様の観点からのチェックが債務保証についても私どもは必要と考えます。

なお、具体的な対策といたしまして、案件の採
択の際に十分な評価を行うことはもとより、資源

例を挙げるとどういふものがあるか、こういうお尋ねでございますが、結果として、石油公団の損失として計上されたうち最大級のものとしましては日中石油開発株式会社というナショナルプロジェクトの例があります。同社は二〇〇一年三月に会社の整理を実施をいたしました、本件に係る石油公団の損失額は一千五百四十六億に上りました。

ナシナルプロジェクトは、第一次及び第二次石油危機前後の極めて緊迫した石油情勢の中で石油の安定供給確保のために官民を挙げて取り組んだものでありまして、自主開発原油の確保の面で一定の成果を上げるとともに、産油国との関係強化にも大きく貢献した面もあったわけでありま

しかし、一九八六年以降の原油価格の大幅な下落、そして同時に進行した円高によりまして経営困難に直面し、また多数の民間株主の参加と、会社運営に責任を負うべき幹事会社が不在であった、そういうことから経営困難を招いた、こういう指摘がなされているところございまして、こういう例があるわけございまして、このような事例を反省の材料といたしまして、現在、プロジェクトの採択に当たってはメジャーが採用して

いる手法の一つでございます。定量的評価を導入をし、資源の賦存状況でございますとか経済性等につきまして総合的に審査を行っていかなければならない、こういうふうに思っているところでございます。

○若林秀樹君　一千五百を超える相当の額ですので、これをレッスンとして、これを生かして、しっかりとした債務保証というものが必要なのかというふうに思いますが、その関連で、今回の法律の第十一条第四項におきまして、「債務の保証

「債務の履行が確實であると認められる場合」というのは、これは当たり前過ぎて当たり前なんですけれども、更にそれを文言に書いて、「行うよう努めるものとする。」という、何で、行うようにするとうふうに書けばそれまでなんです。が、更に努めるようにするということは、行うことはやっぱり難しいということの一つの表れじゃないかなというふうに私は思うところでございます。なぜこの当たり前のことを書く、それが努力基準に、こういうふうになっているということとで分らないところがあるんですが、やっぱり最低限の責任を明らかにするために何らかの具体的な基準を示すことが必要ではないかなというふうに思いますが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(河野博文君) この債務保証の健全性を確保するための手だてでございしますが、必要性についてはるる、今、大臣、副大臣から御説明を申し上げさせていただきますところでございます。

おっしゃるように、この十一條第四項では「債務の履行が確實であると認められる場合に限り、行うよう努める」という努力義務を課しているということでございまして、やはり採算性の評価を厳格に行うとの規範を法律上明確にしたものだということふうに私どもは理解しております。

これはこれから申し上げるようなことで実現していかなければならないわけですけれども、同様に、法律上、先ほど大臣も御紹介いたしましたように、この法律には保証基金の規定がございます。保証総額については政令において基金の一定倍数を限度とするというような規定を設けておりますので、そこでツールとしての債務保証の規律を働かせることになります。これは現在は石油

次に、支援割合でございますけれども、これは五割とするという特殊法人等整理合理化計画がございますので、五割にいたします。したがって、従来に比べれば、民間側としてやはりリスク評価を厳格に行つて損失を最小限にしなければいけない、あるいは採算性の十分あるものに集中しなければいけないという一つの自己規律を働かせるインセンティブになるというふうに思っています。

さらに、プロジェクトの選定についてでございますが、具体的な基準とおっしゃられますとなかなか難しい点がございますけれども、やはりその採択案件の評価システムについて、先ほど大臣も御紹介させていただきましたような、既にメジャーでは取り入れ、改革後の公団においても現在実施されております定量的な評価、こういったものを厳格に運用していくことも重要でございますし、また、いわゆるエネルギー政策上重

要な案件かどうか、例えば中東案件か非中東案件かとか、あるいは規模の大きさから見て自主開発かとか、あるいは非常に意味あるか否かとか、あるいは天然ガスであるとか、そういったことについてこれは極力中期目標あるいは中期計画の段階で明らかにして、それを最終的には、独立行政法人でございまして、それを最終評価を行うというようなことを通じて厳しくチェックする、そういう仕組みが働くというふうに考えております。

こうした制度の整備、そして運用の改善を通じて、この機構の行います債務保証業務の安定的な遂行を確保し、国として必要な機能は維持しながら、開発対象プロジェクトの厳選、そして官民の適切なリスク分担を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

○若林秀樹君 具体的なガイドラインのようなものはないということですね。

その上で、やっぱり恣意的に運用されないようにとは思いますが、具体的にだれがどのように

判断されるんでしょうか、これは。債務の履行が
 確実であると認められる場合の判断というのはだ
 れがされるんでしょう。

○政府参考人(河野博文君) これは独立行政法人
 の長が基本的には決定をするということになります
 す。

ただし、この独立行政法人の長が判断するには
 まず中期目標の指示が国からあるわけでございま
 すし、また中期計画について国に提出をするとい
 うプロセスがございます。更には予算の段階、そ
 うして出資金といえますか交付金といえますか、こ
 ういったものを交付する段階などでそれぞれ政府
 としては一定の関与がまたあり得るというふうに
 考えております。

○若林秀樹君 その関係で、政府としての、監督
 側の審査監督能力がどうなのかということにつ
 いて伺いたいなというふうに思います。これま
 でできないものがないか、これも監督庁に、監
 督側にもその能力が生まれるかどうかということ
 について伺いたいと思います。

今回は経済産業省におきましても中期的な方針
 を明示して、それを受けて中期計画を提示して行
 政評価委員会の中でそれを評価していく、最終的
 にはそれを監督庁が評価、審査をするわけですよ
 ね。そういう意味では、何ゆえに独立行政法人に
 なったからといって監督官庁側に急に審査監督能
 力が生まれるのかについて伺いたいなという
 ふうに思います。

○政府参考人(河野博文君) 石油公団の改革以
 来、経済産業省として石油公団の業務について従
 来にも増して注意深く監督をしてまいったという
 気持ちでございます。ただ、独立行政法人になっ
 た場合には、今、先生おっしゃいましたように、
 三年ないし五年の間の中期目標を定めて、これに
 沿って業務が行われるわけでございますが、その
 業務運営につきましても独立行政法人の評価委員
 会の、言わば第三者委員会でございます、この
 業績評価を毎年度あるいは中期目標の終了後に受
 けるということになるわけでございます。

既に経済産業省におきましては、独立行政法人
 の評価委員会を設けた実績があるわけでございま
 すけれども、こうした委員会におきましては、行
 政組織あるいは企業経営、会計監査、こういった
 分野の方の学識経験を有する方々を委員に委嘱
 させていただいておりまして、言わば厳格な第三
 者評価が確保されておりますので、厳格な評価
 が行われるというふうに考えております。

また、そして制度上、この業績評価の結果、不
 十分と判断されるような業務運営であったとい
 う場合には、役員の給与への影響、あるいは交代ま
 でも求め得るというシステムがこの独立行政法人
 制度でございます。

○若林秀樹君 元々監督官庁側である経産省に審
 査監督能力があればまた事態はとくに変わって
 いたんじゃないかなという感じがしますが、組織
 ができたからといって審査監督能力が必ずしもそ
 れは生まれるとは限らないのではないかなという
 ふうに思います。次の質問に移りたいと思いま
 す。

改めて下取りと組織の在り方について伺いた
 いというふうに思います。

今回の石油公団廃止法案においてもこれまで
 様々な議論がされてきてはいるんですけども、
 も、やはりそれだけ私は大きな問題ではないかな
 というふうに思います。今の公務員システム上
 においては、ある年齢になるとほかに働く場所を
 探さなきゃいけないということはもちろん理解で
 けるわけです。関連した組織から能力のある人が
 必要なポストに就くというのはむしろ逆に必要な
 なことではないか、その組織にとって必要であ
 る必要なことじゃないかなというふうに思いま
 す。今、今どちらかというと、もう完全に既得権
 があるポストが決まっています、そこに人が順
 繰り順繰りほかのある決まった省庁から来るとい
 うこと自体が私は完全に組織の硬直化を招いてい
 るんじゃないかなというふうに思います。
 本間に組織の経営を考えるのであれば、そのふ
 さわしい人を送るということが経営の基本中の基

本なんです、本当は。私も民間企業にいたから
 分かるんですけども、どんな経営方針も、その
 内容よりも、どういう人をそこに就けるかによ
 ったその方針が本気なのかどうかというのはこれ
 分かるんです、これは。中で働いている人から見
 れば、せっかくならば張ってやっているとしかわ
 ず、ほかから常に同じようなポストに常に同じ省
 庁から人が来るということの中で、働くときにそ
 の人のやりがいとか生きがいがあるのかという
 ことを本心に考えれば、組織の人の在り方とい
 うのはおのずとやっぱ答えが見えてくるんでは
 ないか。

そういう意味での基本中の基本に考えたとき
 に、天下りそのものを自動的な既得権益の上に成
 り立つ人事処遇システムというのは、やはり根本
 的に私は見直すべきではないかという感じがして
 いるわけでございます。トップはお飾りにすぎな
 いんだということにするのであれば、なおさら
 この意味ではもう無駄なことでありまして、本
 意で役職員の適切な登用、評価、そして処遇
 がやっぱ必要ではないかなというふうに思いま
 す。

その上で質問をさせていただきますが、これま
 で、現役員で結構なんです、石油公団へ天下り
 した現役員の選任事由、そして具体的な担当業
 務、そして振り返ってみて、石油公団への天下り
 のうち適材適所できなかったと思われる人材がい
 るのかどうか、お答えいただければ有り難いな
 うふうに思います。ちょっと答えにくい質問かも
 しれませんけれども。

○副大臣(大島慶久君) 先生のお考えは極めて
 ノーマルだと思えますので、実に答弁しにくいお
 答えでございますけれども、質問の趣旨を真っ正
 面からとらえれば事務的にはこんなお答えになる
 んじゃないかということで御答弁を申し上げたい
 と思います。

現在、公団には国家公務員の経験者が四名在職
 をいたしております、これも当然、当たり前前
 じやないかというお答えになりますけれども、そ

ういった公団の業務の性格に照らして、個人とし
 ての経験を評価しながら、累次の閣議決定等に基
 づきまして、所要の系統に従い、適正に任命が行
 われていると、こういうふうにお答えをさせてい
 ただきたいと思いますが、今の具体的な先生の御
 質問もございましたので少し触れてみますけれど
 も、総裁につきましては、資源エネルギーに関す
 る豊かな行政経験のほか、民間企業役員も務めた
 経歴、こういったことも着目をいたしまして、公
 団全体の業務を総理するのに適切と判断をいたし
 ております。

そして、監事につきましても、資源エネルギー
 に関する行政経験と公団への出向経験に着目をい
 たしまして、経済産業大臣が適切だと思ふ方を任
 命をいたしております。

副総裁でございますけれども、予算、税制等の
 行政経験あるいは組織の統括的な業務経験に着目
 をいたしております。

総務担当理事につきましても、これも同じよう
 なことでございすけれども、資源エネルギーに
 関する行政経験に着目をいたしまして、総裁の補
 佐をする、あるいは総務部担当としての適切な人
 材と判断し、総裁が任命したものと我々は認識を
 いたしております。

この四人を含めまして、これまで公団の役員に
 就任いたしました国家公務員経験者につきましては
 は、それぞれの時点で、過去の経験等を踏まえ適
 切な配置が行われ、与えられた責務を着実に果た
 してこられたというふうにお考えしておりますけれ
 ども、今後とも、これらの方々がしっかりと職務と
 いうものを認識をされ、その責任を果たされるよ
 う、我々もいたしまして厳しく監督をしてまい
 りたいと、このように思うところでございます。
 ○若林秀樹君 質問の二つ目なんですけれども、
 適材適所ではなかったと思われる人材はいくら
 しょうか、いなかったんでしょうか。
 ○副大臣(大島慶久君) 白々しいと思ってお聞き
 をいたさない方がいいんですけれども、適材適
 所です、きちっと職務を果たされたものと私ど

もは理解をいたしております。

○若林秀樹君 適材適所でなかった人材はいないというんだったら、もうそもそもこの天下り、別に見直す必要はないわけで、これまでどおりやられたらいいんじゃないかなというふうに思います。が、御答弁の中にこれからはそういうものを見直していきなさいということはあるというの裏返しは、適材適所でなかった人も人材でいるという逆に御答弁ではないかなというふうに思いますけれども、それ以上はもうお伺いしませんので、その上で、これからどうするんだというお話なんですけれども、やっぱりルール作りというものが必要じゃないかというふうに私は個人的に思います。

聞くところによると、人事院の承認基準みたいなものがあるんですかね。むしろ、そういうものがあるんだしたら、きちっとやっぱり法律で明記しても私はいいんじゃないかなというふうに思います。が、これから作るのか、どういうおつもりなのかについて少しお伺いしたいなというふうに思います。これは大臣ですか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 公務員の再就職につきましては、天下りにつきましては渡り等のそういう問題もございまして、国民の批判が非常に大きくなっております。こういった国民の皆様方の批判というものは真摯に受け止めなければならぬと思っております。

〔理事加藤紀文君退席、委員長着席〕

行政が国民の負託にこたえての役割を果たしていく上で、公務員の人事制度全体の設計がいかにあるべきかという観点から考えることも私は必要じゃないかと思っております。すなわち、我が国が高齢化社会を迎えている中で、政府におきましても、中高齢者の人材活用を図っていくことも必要であります。政策立案の質が国際的にも厳しく問われる中で、政策企画部門で人材の流動性を高めて、機動的な人事戦略を実現する観点からは、ただ公務員の再就職の道を閉ざすだけではなくて、おっしゃるような適切なルールの下で自ら

の能力を社会で生かしていく道が開かれていることが私どもは必要じゃないかと思っております。そういう意味で、若林議員御指摘のように、再就職についてのルールは厳格かつ明確であることが私は必要だと思っております。

こうした観点から、例えば営利企業への再就職に係る承認基準につきましては、公務員制度改革大綱において、内閣の責任において今後政令で定める制度に移行することとされているところであり、あわせて、こうした事前の承認ルールを補完する事後規制といたしまして、営利企業に就職した公務員について新たに再就職後の行為規制を導入するとともに、その実効性を担保するため、違反行為に対する罰則等の制裁措置、これも導入することになっております。特殊法人等への再就職につきましても、既に実施された退職金の削減及び総裁等の任命に当たっては閣議人事検討会議の対象とすること等、新たなルールも決定されたところでございます。

もとより、公務員の再就職につきましては、事柄の性格上、我が省独自のルールではなくて内閣において統一のルールが厳格かつ明確に作られるものであると承知をしております。経済産業省といたしまして、そのルールの確立に協力をし、作られたルールにつきましては、その精神と意図を十分に理解して遵守をしていかなければならない、このように思っております。

○若林秀樹君 非常に力強い前向きな御発言がありましたので、是非、厳正厳格なルール作り、作っていただいて、それを運用していただきたいなというふうに思います。

そのほかでちょっと気になっていることだけ申し上げますと、今、石油公団の総裁は経済産業省出身の方だというふうに思います。それはさておきまして、監事の方も経済産業省ですよ。監事というのは普通の会社には置き換えれば監査役ですから、正に経営を一番監視しなきゃいけない役割の人が同じ経済産業省から出ているということ

自体が、私は非常に人事の配置としては問題があるんじゃないかなというふうに思います。

アメリカでも、エンロン、ワールドコム、様々な不正経理の問題等もありまして、内部監査というものは、今商法上からもほとんど外部監査がやっぱり入るような形になっていくなか、経済産業省でいけば、部下の者が同じ監査役であるということ自体が、私はどう見ても人事的にはやっぱりおかしいんじゃないかなというふうに思いますけれども、何ゆえにこの監事を同じ通産省の方から出されたのか、その必要性があったのか、お答えいただきたいなというふうに思います。

○政府参考人(河野博文君) 個々の役員の選任につきましては、先ほど大島副大臣から御答弁申し上げましたように、現在の監事につきましては、過去の資源エネルギー行政の経験と、そして石油公団への出向経験が業務についての知識が豊富であるということが選任の理由であったというふうに理解をしております。そして、その役職の義務でございますけれども、御指摘のように石油公団業務執行あるいは財産の状況を検査し、正否を調べる必要があると認めるときは総裁あるいは経済産業大臣に意見を提出することができるということでございまして、この職責を果たしていただいているものと考えております。

なお、石油公団は、御案内のように外部監査も受ける仕組みになっておりまして、企業会計と同様の監査をほば受けております。そういった意味で会計の透明性は確保するように措置をしてきているというふうに思っております。

いずれにせよ、御指摘のように職務遂行上、当省の先輩あるいは後輩であったというふうに肝に銘じております。

○若林秀樹君 あつてはならないのは当然のことですけれども、それでもやっぱりそういう仲間意識が生まれがちなのがやっぱり人間ですから、そういう可能性を少しでも排除するやっぱり人事、そのために外部監査が必要だということで商法の

流れもなっているという、そのことはやっぱり現実として見ておかねばいけないんじゃないかなという感じがしております。

次に、少し退職金等のお話も伺いたったんですが、時間がありませんので、少し新しい組織での役職員の概要についてお伺いしたいなというふうに思います。少し、三、四問飛ばさせていただきます。

具体的な質問は、今回は石油公団と金属鉱業事業団が合併し新しい一つの独立法人になるということでございますので、具体的にそれぞれの役員数、そして両公団が一緒になることによって、類似している業務というのはいろいろあるんですが、そこで重なっている人数が具体的にどのくらいいるのか、そして今度は、石油公団が融資業務をされているわけですが、それがなくなるという意味では、それを担当している役職員の数というのはいくらぐらい減るのか、合わせて三つお答えいただきたいなというふうに思いますが、これは。

○政府参考人(河野博文君) 現在の石油公団の役員数は十名、そして職員数が三百五十六名、御承知のとおりでございます。金属鉱業事業団の役員数は七名、職員数は百八十九名でございます。統合後の独立行政法人の役員数は十名ということに法律上させていただいております。

そこで、その類似の業務を担当している役職員の数がどうかということでございますが、なかなかお答えが難しいわけでございますけれども、一応その両法人の業務を類型化いたしますと、開発業務という点、備蓄業務という点、それから総務・経理業務、これらは実は比較的類似といえます。ほかには鉱害防止業務というのがございます。これは金属鉱業事業団のみが行っている業務でございます。この金属鉱業事業団のみが行っている業務に携わる役職員の数は合計で四十八名ということになります。その他の業務については何らかの共通性があるとは思いますが。

これをどのように改組していくかというのは、先ほど御紹介したこの十名と七名の役員、それぞれの職員数を合体し、かつ、独立行政法人の誕生後の石油公団にも一定の人数、役職員が残りますので、それらを差し引いて、どのように構成していくかは今後の課題でございます。

もちろん、累次申し上げておりますように、共通の業務がございますから、統合によってシナジー効果とか効率化を期待しているわけでございますけれども、また他方、両法人の業務を一律に、共通なので半分で済むというわけにはまいらないという面もございます。

それから、融資の点についてでございますけれども、これは、従来一般的に行われてまいりました方式は、民間が三割出資をいたし、そして石油公団はそれにマッチングするような三割の出資をし、そして残りの不足分の四割を融資で賄ってきたというふうに一般論を申し上げてきたわけですが、これは言ってみれば出資と融資に、あるいはその後の債務保証について、プロジェクト支援という一貫した業務の中でやっておりますので、融資がなくなるといってももちろん一定の、何といいますが、作業量は減る面はもちろんあると思うんですけれども、プロジェクトの評価という側面からいえば、融資がなくなったので全体としてその融資関係の人がなくなるといよりは、プロジェクト評価としての組織なり陣容が必要であるという点が残っているというふうに思っております。

○若林秀樹君 大体、今この場で具体的にというのは難しいというふうに思いますけれども、もう少し具体的に、今度特殊会社ができますよね。独立行政法人に行って、さらにそれにかかわらない融資業務の人がどういう形で行くか、具体的にいう少し、新しい組織での具体的な人数の配置のイメージというのがあるんでしょうか、お伺いしたいんですが。

○政府参考人(河野博文君) 一年九か月程度の後に独立行政が発足するわけでございますけれども、

も、この組織としての機構は現在検討中でございます。その際、例えば総務、経理など、本当の共通部分について恐らくその合理化の余地はあるだろうと思えます。他方、昨年末の整理合理化計画の中では雇用にも適切な配慮をしながら進めるべしという趣旨の決定も含まれておりまして、そういった合理化をどういうテンポで具体化していくかは、もうしばらくより具体的な検討に時間をいただきたいというふうに思っております。

○若林秀樹君 分かりました。現時点ではなかなかそこまで具体的に述べるというのは難しいと思います。

統合したからには、ある意味でのリストラクチャリングの効果も出さなきゃいけないと思えます。一方、やはり働いている人の雇用ということころの配慮というのでもまた必要ではないかなというふうに思いますので、そういう面も含めて今後御検討いただきたいというふうに思っております。

続きまして、最後、備蓄会社についてちょっとお伺いしたいというふうに思います。

今日、午前中の参考人の意見陳述においても備蓄会社のこと言われておりました。私も不思議に思っていますが、備蓄というのは必要なんですけれども、仮に八つも本当にそれぞれ会社として独立にすることが必要だったのかどうか。今日の館澤参考人によれば、もうとてもじゃないけれどもそれは必要ないというお話もありましたけれども、この辺については、必要だった理由についてお答えいただきたいと思えます。

今日も、会社が東京に本社ということで、一つだけですか、移ったということがありましたけれども、やはりそれぞれの組織があれば当然役員を置き、同じような部門を置かなきゃいけないという意味では、どう見てもそこは不合理だということに思いますが、何ゆえに八社を別法人で置く必要があったのかどうか、お答えいただければというふうに思います。

○副大臣(古屋圭司君) お答えさせていただきます。

国家備蓄事業は、もう御承知のように、第一次、第二次オイルショックの後、昭和五十三年から順次国家備蓄事業を始めたわけでございますけれども、当時の状況は、やはり国家備蓄基地建設のために広大な土地をまず取得しなくてはならない、そして原油、ある意味では危険物の指定をされておりますので、それを貯蔵する巨大なタンクが必要でございます。こういうふうになりますと、どうしても立地地域には多分にセンシティブな問題もございまして、やはり立地地点ごとに地元との円滑な協力関係を確保するということが必要でございました。そういうこともありまして、それぞれの会社ができたということでございます。

また、当該立地地点において、その事業経験の有する民間企業から石油備蓄事業に不可欠な人材であるとか技術だとかノウハウの提供を得ながら基地の建設、運営を進める、こういうことが適切だろうということで、当初はどうしても分けざるを得なかったということだと思えます。

ただ、今後は国備会社が一括して所有することになりますので、そしてオペレーションというのは民間に委託をするということになりますので、これは民間の論理で、効率性という観点から、これは例えば一社に将来オペレーション会社がなっていくということも可能性としては私は否定できないと思えますし、いかに効率性ということと全体のバランスというものを考えて運営をしていくかということにつながると思えます。

したがって、将来的にはそうでございますが、当時としてはどうしてもそうやって分けなくては行けない事情もあったということは事実でございますけれども、やはり将来的にはそういう方向になるということで、ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

○若林秀樹君 当時はという言葉も付きましたけれども、現時点においては少なくとも八社も分け

て、それぞれオフィスを独自に持って、それぞれ役員を置いてやるということは、どう見ても合理的ではないというふうに思いますので、それ後もほとんど同じように思いますが、その前に、ちょっとこれまでの事実関係としてどうかかなと思ったのは備蓄会社への交付金の算定基準でございます。

とりわけ備蓄会社というところに対して基地施設使用料ということで払ってはいらるんですが、例えば白島石油備蓄会社ですか、もう飛び抜けて支払料が多いんですね。これは建設費用に掛かったというのは恐らく想像が付くんですけども、そもそもやっぱり基地施設使用料というのは基本的に私は一キロリットル当たりどのぐらいかというふうな適正な基準があつて払うべきであつて、そこに建設費用までぶち込んでやるというのは私はやはりおかしいんじゃないかなというふうに思えます。掛かったら掛かった費用分だけ使用料で上乗せしてあるから後顧むよということでは、やっぱり経営努力へのインセンティブがもう全く私は働かないんじゃないかな、もう少しやはり透明感のあるきちとした施設使用料というのがやっぱり必要ではなかったかというふうに思います。その辺についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(河野博文君) 国家備蓄基地は比較的短期間の間に大規模な施設を造っていかねばいけない、しかし石油税という財源は当然のことながら毎年一定規模の歳入である、ほぼですね。そういう状況の中で国家備蓄基地は基本的に借入金で建設をしてきたわけでございます。したがって、いずれにせよ国家備蓄でございますから、合理化のことを全く否定して申し上げているんではないんですけれども、掛かります費用は国が負担するしかないわけでございまして、この減価償却の費用も含めて、あるいはそれが結局還流して、石油公団がお金を貸しておりますから返済に回るわけですが、それも含めて使用料として払っているという実態がございます。そし

て、減価償却が進みますと借入金も減ってまいりますし、償却費自身も減ってまいりますから、それに応じて使用料自身も減少してくるということがあります。

白鳥の例、先生お出しになりましたけれども、確かに当初のもくろみよりも非常な、災害の罹災ということもありまして非常に大きな規模の金額が掛かりました。また完成も遅れたわけでございまして、したがって、現時点で切ってみますと、減価償却に見合う費用、あるいは減価償却が終わっていないに伴う公租公課、こういった負担が相当規模に上りますので、他と比べてみますと、その費用、単年度の費用としては大きな使用料を払うということになっているのでござい

す。しかし、減価償却については、そういう意味ではやや当初掛かったコストを機械的に償却していくことになるわけですが、それ以外の人件費あるいは運転のための経費、あるいは修繕補修費、こういったものは、もちろん必要最小限のものでございまして、一定の、何といひますか、合理化というか、効率化努力の余地があるわけでございまして、私どももこういった点に着目して努力をさせていただいているわけですが、も、じゃ具体的にどんなことがあるかということの一部御紹介させていただきますと、基地ごとに実際にやってみますと、こういった共通的な一般管理あるいは人件費などをトータルいたしました運転経費、修繕補修費なども単価が違うことが分かります。これを一定の分析を行いまして標準化を図るということで、ある年度でその標準を上回るコストの基地は次の年には全国の一定の算定いたしました標準以上の単価は払いませんとしようということを実施をしているというようなことが御紹介できると思います。

そういったことを通じまして、効率化あるいは利用料の削減という努力はいたしておりますが、平成七年度から十三年度の六年間の累計としては八十三億四千万程度の削減を実現したということ

でございます。

○若林秀樹君 その上で今後ということなんです、民間操業サービス会社は一体云々というお話も古屋副大臣からお話があったんですが、具体的にどういう選定方法で民間操業サービス会社を選ぶのか。そしてまた、委託費の算定基準、これまでもの考え方方を踏襲してそこに乗っけるのかどうか。併せて二つ、最後にお伺いしたいと思います。

これで終わります。

○政府参考人(河野博文君) まず、選定方法あるいは契約方法は、先ほど副大臣からも御答弁申し上げましたように、今回の改革によりまして国家備蓄会社を廃止をいたしまして純粹の民間資本の操業会社が誕生することになると思ひまして、それが一社になるのか、あるいは地点別の会社なのか、あるいは部分的な統合のような形をとるのか、その辺不透明でございまして、その形態を見ながらどういった契約形態があり得るのかを検討させていただきたいというふうに思っております。

そこで、その後、どういった経費の計算をするかというところでございまして、今後は施設、油、いずれも国直轄ということにございまして、それで、国のものになるわけにございまして、それに伴う負債も国が引き受けますから、今までのような減価償却という部分は交付金で支払っていく必要はなく、むしろ国が借金を返済していくことが必要になります。

したがって、先ほど申し上げたような、運転にかかわるような部分の経費が主として独立行政法人を通じて委託をするということの経費になるのかと思ひますけれども、これについては、先ほど申し上げたような形で各基地ごとの一定の実績はあるけれども、それの標準的なものを作るとか、あるいは実は基地ごとに今行っておりますのは、一定の標準単価で予算を組みますけれども、更に合理化が進めば、その一定部分についてはその企業として地元との関係で必要な福利厚生などに充てるといふようなインセンティブを導入した

りしております。

そういったような仕組みをこれからより入念に考えさせていただきたいというふうに思っております。

○若林秀樹君 終わります。

○草川昭三君 公明党の草川です。

いよいよ特殊法人等の合理化計画ということが実施をされることになりまして、本日、議題になっております石油公団法等の廃止になったわけでありまして、資源の乏しい日本として、主要なエネルギー源であるところの石油の安定的な供給あるいはその他エネルギーの確保をする、そういう国家戦略というものがやはり並行して議論がなかなか出ていないというところに一抹の不安というものをもちながら、今日の質問をさせていただきます。

特に日本の場合、石油の輸入の依存量は九・七％、これはドイツは九七・五％、フランスも同様に九七・九％でございまして、石油ということに限ってまいりますと、日本は五・一・七、ドイツは四・一、フランスは三・五・四、これは天然ガスだとか原子力等の差がこういう数字になってきておると思うのでございまして。

一つ基本的に、この法律の審議に当たって私自身も大変衝撃というんです、勉強しなければいけないなと思つたのは、何といつても堀内元通産大臣が文芸春秋、これは昨年の十一月でございまして、いろいろと指摘をされました。それで、これまでの石油公団がいかに経営的に問題があったか、プロジェクトについても失敗があったかというようなことを様々指摘をしておみえになりました。

多額の損失を出したわけにございまして、その損失の累計は約九千億、あるいはまた損金というんです、これは約四千億にも及ぶのではないだろうかと思つておられるわけですが、今日の経済産業省として、この法案を提出するに当たりまして、先輩の、あえて先輩とこう申し上げるわけですが、どのように反省をし、今回の法案に具体的

にどのような点にその指摘が反映をされているのか、まず大臣にお伺いをしたいと思うのであります。

当然、大臣の方としては我が国だけじゃないよと、メジャーだって結構油の値段が下がったり、円高の問題、あるいはドルの上下によって、我が国だけじゃないよという言い方もあるかも知れませんが、そうではなくて、率直に私は堀内論文に対する反映点ということをお述べ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(平沼赳夫君) 堀内元通産大臣、今、自由民主党の現総務会長の指摘というのは我々も非常に傾聴に値するものだ、こういうふう

に思っているところでございまして。御指摘のように、これまで石油公団というのは、平成十三年末現在で三百社に出融資を行ってまいりました。これらの中には、所期の成果を上げることができなくて事業終結に至った会社がたくさんございまして、そういうところから、石油公団、平成十二年度決算におきましては、御指摘の四千億を超える四千二百二十五億円の欠損金を計上するに至っております。

このような欠損金を計上するに至った背景といひましては、これまでの石油公団の運営や財務面については、石油危機などを背景にしまして、自主開発原油の量的確保に重点を置く余り、資金の効率運用に関して十分でない面があった、このことは事実だと思っております。

また、石油公団による探鉱投資制度というのは巨額の財政資金をリスクマネーとして供給する制度であるにもかかわらず、その事業運営について国民に対する情報公開が必ずしも十分でなかった、この点も反省材料だと思っております。

また、度々御指摘を受けておりますけれども、出資及び減免付融資を合計して原則として七割まで財政資金による支援が可能であったことから、主体であるべき民間事業者の経営責任の所在がいまいになるという面も否定できません。特に、本来返すべき融資という形態を取りながら、減免

もあり得るという制度の運用に当たっては、これも種々反省すべき点があったと思っております。

〔委員長退席、理事加藤紀文君着席〕

こうした石油公団の財務、事業運営については、堀内元大臣から問題提起を受けまして、経済産業省としてもこれを率直に受け止めて、石油公団再建検討委員会及び石油公団開発事業委員会において石油公団の業務運営について徹底的な見直しを行いまして、そこで指摘をされたほとんどの事項については着実に改革が進んでいるところでございます。

こうした反省を踏まえまして、今回設置法案を提出している独立行政法人におきましては、減免付融資を廃止するとともに、新規の出資、債務保証については、当然のことでありまされども、対象プロジェクトの厳選を図っていくほか、支援比率を五割までに限定をする。そこで、民間企業の責任をより明確化をしまして、そしてより効率的な実施に努めていかなければならない。

さらに、独立行政法人となることによって、再三御答弁させていただいておりますけれども、業績評価をベースとした役員の給与の査定でございますとか、場合によりましてはその成績次第では解任をする、こういった措置をとることにいたしました。そういった反省の上に立つてこうした対策を講じている、こういうことでございます。

○草川昭三君 今、今後はフォローアップをしつかりするという答弁でございましたが、これは本当に、当然のことながら、これで失敗したら大変なことになるわけでございますので、厳重な指導を求めたいと思います。

それで、二番目の質問になりますが、元々、公団の運営に当たっていわゆる石油税を財源とする特別会計、いわゆる特会というものがあつたわけでありまして、これはいわゆる第二の関税と言われる石油税というものが収入の大きな根拠になっておるわけですが、国際的に余りこういう例はないと、いや日本だけだと言う人もいるんですが、残念ながら、私は世界を全部調べておるわけじゃあ

りませんが、余り例のない制度であることは事実だと思ふんです。この石油税も、キロリッター当たり二十四円という、非常にこれは高いわけですよ。LPGが六百七十円ですか、LNGが七百二十円、こういう形で収入を受けた特別会計ですが、これはいづれ、いづれというよりも現在でもかなり強い批判が出ておるわけですが、こういう特別会計というものは世論が承知を失くなくなつてきておると思ふんです。この石油税を掛けた製品に對してまたそれぞれの税が掛けられるわけですから、よくメーカー辺りが二重課税じゃないかという宣伝をしておるところも根拠あるわけでございます。この特別会計の制度について今後どうされるのか、大臣の見解をこれも求めたいと思ふます。

○国務大臣(金子滔起夫君) 石油特別会計は、環境保全や効率化の要請に對応しつつ、エネルギーの安定供給を実現するというエネルギー政策の目標を実現するための施策を実施するため、受益者負担の原則の下に石油税等を財源として設置をされております。

現行の石油特別会計制度におきましては、もうよく御承知のことだと思ひますが、一般会計に入つた石油税収について必要額のみ石特会計に繰り入れられる制度となっております。また、社会経済情勢の変化を踏まえまして、例えば平成五年度に省エネルギー対策を追加するなど、累次にわたる法改正をいたしまして制度的見直しを行つてきております。さらに、歳出内容につきましても、近年のエネルギー環境制約の高まりを踏まえまして、省エネルギー対策でございますとか新エネルギー対策等のエネルギー環境対策の充実を図るなど見直しを行つてきているところでございます。

石油特別会計につきましては、石油公団が廃止された場合にも、引き続き国として国家備蓄やリスクマネー供給等を着実に実施していく必要があることに加え、現在、省エネ、新エネ対策の推進等にも幅広く活用されております。今後とも、安

定供給の確保と環境制約の対応等の観点から歳出需要が見込まれておるところでございます。

以上のような観点から、当省といたしましては、国のエネルギー政策を着実に実施していく観点から、受益者負担の原則の下に引き続き石油特別会計を有効に活用していくことが必要だと考えておりまして、確かに国民の皆様方がこの石油特別会計に對して厳しいそういう批判の目を持っておられるということも承知しておりますので、私もとしましては、今申し上げましたように、やっぱり二十一世紀は環境の時代、こういうふうな、いかに人間が環境を守っていくかということも大変大切なことでございますし、そのための省エネルギー、新エネルギー、そういったところにも私どもは活用させていただく、そういうことも通じて国民の皆様方の御理解をいただきながら、透明性を持ってやっていかなければならない、このように思つております。

○草川昭三君 いつもよく問題になるんですが、道路特会なんかは非常に国民の皆様に対して、この道路はガソリン税だとかいろいろとPRやっていますね。経済財政諮問会議の中でも、日本の国の財政構造に對して、特別会計の在り方というのは一体どうあるべきか、いわゆる本予算のみでは駄目ですよという、こういう議論が一方ではかなり深刻化してきておる。

〔理事加藤紀文君退席、委員長着席〕

そういう意味で私は今のようなことを申し上げたわけでございますが、大臣の答弁にありますが、うに、それなりの使途あるいは要望、そういうものがあると思ふんですけれども、この特会というものに對して私はいつまでも続かないよというところだけを腹に据えて今後の運営を考えられた方がいいのではないかと、私なりのこれは意見であります。

それで、この特別会計の決算を見てみると、毎年非常に多額の繰越しなど、あるいは不用額が計上されております。この理由を是非聞かしていただきたいんですが、例えば平成九年には三千九百

二十八億、平成十年には四千二百二十八億、十二年の決算では四千五百六十五億、それで十三年には下がりまして千六百七十五億、十四年は、今でございますが、千七百三十五億くらいになるのではないかと、言われておるんですが、この流れについてどうお考えになっておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○副大臣(大島慶久君) 草川先生にお答えを申し上げます。

今、先生御指摘のとおり、石油特別会計の十二年度の決算におけます十三年度への繰越額、これは約千四百九十億円で、そして不用額が約千七百億円、合計いたしまして三千二百億円、こういうふうになっていることは事実でございます。

そこで、繰越しについてはでございますけれども、その主な内訳、今御質問に沿つた内訳を申し上げますと、備蓄事業におきまして、緊急時に備へる備蓄放出に備えて計上されておる予算につきまして、当該年度に執行を要しなかったこと等により翌年度に繰越しされたものが約四百五十億円でございます。そして、探鉱投資事業あるいは海外地質構造調査等の事業におきまして、鉱区取得の交渉、あるいは相手国との調整等に時間を要し、そして事業が遅延をいたしましたもの、そういったことに関するものが約四百七十億円でございます。そして、天然ガスコジェネ等の新エネルギーの導入、あるいはクリーンエネルギー自動車の導入、省エネルギー設備の導入等への補助事業におきまして、事業者側の事業が遅延をいたしましたもの等によりまして、約四百四十億円となっております。

次に、不用額の主な内訳でございますけれども、備蓄事業において緊急時における備蓄放出に備えて計上してあつた予算が執行を要しなかった、これに伴ひまして民間会社からの石油タンク借上料、及び利子補給金の前提となる金利が予算計上額よりも実際に低かつたことによるものが約六百億円、そして探鉱投資等事業におきまして、当初の見込みよりプロジェクトの採択件数が

減少したことによるものが約四百億円、更には各事業におきまして徹底的に節約を行うなど、予算の厳格な執行を行ったものによりますものが約二百九十億円となっております。

なお、不用額につきましては、翌々年度の予算上の歳入に再度全額計上されまして、毎年度フローの予算として循環しているものでございませう。これは、備蓄事業における緊急時の放出、あるいは金利の変動、探鉱投資事業における大型プロジェクトの採択や、採択件数の増加などの財政需要の可能性に備えてきたという面があることを御理解をいただきたいと存じます。

こうした中で、十四年度予算につきましては、石油公団向けの石油対策予算を圧縮するとともに、新エネ、省エネ対策の充実を図っているところでございまして、今後とも引き続き歳出の見直し等に努めてまいりたいと思っております。

○草川昭三 特別会計、たくさんあると思いますが、今私がお伺いしました石特は優良特会だと思ふんです。だからねらわれているんじゃないですか。ですから、私はあえて言いませんけれども、今二千四百円ですか、キロリットル、これはちょっと高過ぎると思ふんです。そういう財政状況に応じて低減を私はずというのも一つの姿勢だと思ふんです。

確かに、今おっしゃるようには緊急時に手配しなきゃいかぬということ、当時スタートしたときからこれは分かっておることで、我々も理解をしますけれども、もし何らかの形があったときに、例えば国家備蓄をしている企業に対して、現金を持っていかなきゃ払いませんよなんという、そういう関係じゃないと思ふんです。だから、それは必要なときには出してもらうわけですよ。その代わりに、タンカーで取りに行くのかあるいはパイプラインで取りに行くのかというような基本的なことも相手側に言っておかなきゃいかぬわけでしょう。そういうことがないまま二千四百円という形で膨らんでいくということの是非が、元々スタート時点で問題があったんではない

かということを私はあえて申し上げておきたいと思ふんです。

そこで、先ほど来からも他の委員からも出ておりますが、いわゆる国家備蓄の話になります。国家備蓄のコストを他の国と比較をしますと、非常に日本が高いということを指摘をせざるを得ないと思ふんです。これはキロリットル当たりの比較を見てまいりますと、日本は年間約三千三百円です、キロリットル当たり。これに対してフランスでは約千円になります。ドイツでは約九百円という数字になります。アメリカでは約二百四十円というデータもあるわけですが、欧米諸国と比較して高いというその原因を一回これ、もうこの際、明らかにしておいてもらいたいと思ふんです。

もちろん、洋上備蓄というものは物すごく金がかかりますね。あるいは陸上備蓄もタンクの維持費にお金がかかる。アメリカのように、昔、炭鉱の跡かどうか知りませんが、岩塩ですか、岩の穴があればそこにそのままの重油をほうり込むというようなことと比較をするというわけにはなかなかいかぬと思ふんですが、それにしても私は、こういう平均値というんです、明らかに単位当たりの差というものをいまい少し真剣に考える必要があると思ふんですが、その点、どうお考えですか。

○政府参考人(河野博文) 確かに、先生御指摘のとおり、各国の国家備蓄の保管コストを現在把握しております限りのデータと為替レートで比較いたしますと、おっしゃったような数字になると思ふいます。

また、これも先生御自身おっしゃいましたように、我が国の備蓄コストが欧米諸国に比較して高い理由は、やはり欧米諸国においては、建設コストが少なく済みます岩塩ドームの利用、あるいは減価償却が既に済んでおりますような古い民間タンクの存在、その利用というようなものがあつたのに比べまして、我が国におきましては、国家備蓄を開始した段階では既に民間企業には九

十日の備蓄義務を課しておりますので、そういった民間会社のタンクが不足しております。新たにお願いいたしましたような様々な方式の国家備蓄基地を建設する必要があつたという事情がございませう。また、建設から時間の経過が十分でないものもありますので、減価償却負担が依然として大きいものもあるのはそのとおりでございませう。

更に加えますと、欧米諸国に比べますと、耐震構造あるいは安全性重視ということで、タンクの建設コストも割高になっていると想像いたします。また、消防法等の規制も厳格でございませう。そういった保守のコストは割高になっているのではないかとふうに思ひますけれども、他方におきまして、私どもでも限り効率的に備蓄事業を進めていくことは重要だというふうに思ひます。

そこで、コスト削減に取り組んでいてるところでございませうけれども、具体的には民間の余剰タンクを有効に使うとか、国家備蓄会社については様々な御批判ございませうけれども、本社の地方移転も開始をしたところでございまして、そして規制緩和の実現によりまして消防法等の規制の対応も検査費用の軽減が図られるようになってきたということもございまして、平成八年度の予算は備蓄全体で三千四百十四億円でございまして、これがピークでございました。平成十四年度の予算ではこれが二千五百四十四億円というふうに減少してきておりますので、こういう効率化の努力をますます続けてまいりたいというふうに思っております。

○草川昭三 これは、旧通産省の先輩の方々に文句を言わなければいけないことだと思ふんですが、私は洋上備蓄というのは非常に危険だと思ふんです。事実、かつて行われた白島の洋上備蓄の建設時には大変な大きな社会的な騒動がございまして、これはもう今から相当古い年月になるわけですが、国会でも取り上げられたことがありまして、俗に言う社会部だねのニュースにな

りました。何人かの現地では犯罪者もたしか出たはずであります。

それで、今から考えてみれば、北海道の苫東みちなどところがあるならば、もうこれは今更言っても始まりませんが、ああいうところにこそ国家備蓄をやってもいいし、あるいはまた、今全国各地に非常に、各地方自治体が建設をいたしましたところの工場団地の、まだまだ売れていない団地というのがあるわけですから、それを分散してそういうところにも備蓄をするということがあつてもしかるべきではないか、あるいは各地域のコンビナートの中にも随分未利用地のコンビナートがあるわけですから、そういうものを思い切って漸次切り替えていくというような私は発想が国家備蓄にあつてもいいのではないかと、私はそんなような気がいたします。

それで、先ほど質問がございましたんですが、この国家備蓄会社が発注するエンジニアリング業務についての入札談合についての公取の勧告がございましたね。公取さんから答弁がありました。

それで、これは公取がメスを入れるのは当たり前だと思ふんですが、単純な話であります。民間備蓄の場合はキロリットル当たり千九百八十三円です。二千円割っているわけですよ。民間備蓄の場合は、それに対して、今この提案されているものを単純に割ってみると四千二百三十二円ですね、国家備蓄の方は。だから、それは公取は乗り出しますわ、一体どうなっているんだねと。それで話をすれば、調査をすれば正しく談合ではないか。

私はちょっと、今までの発言の方とちょっと私では違ふんです。これは談合がいいとか悪いとかではなくて、いわゆる洋上備蓄であろうと陸上の備蓄であろうと、メンテナンス業務というのはこれは物すごいハイテクニク、高度な技術が要るというところを理解してあげないといかぬということとを私は言いたいです。特に防爆装置、防爆というのは爆発を防止する技術が要るわけですか

ら、下手をする場合に作業員は全部足袋を履いて入るんです、靴を履くことによって火花が出る場合に爆発のおそれがありますから。そういう準備が実は必要。今、全部が全部そうじゃありませんよ、もうゴムでいろいろなことをやっていますからあれですが、それから、何というんですか、懐中電灯なんかも、懐中電灯でオンにしたときに出る火花が出ないような特別の懐中電灯を持って入る。もちろんガスが充滿、残っていますから、下手をすればガスを一回全部出さないと作業員を入れない。そのためのウォッチマンが要りますから、単純に私は入札で安からうというわけにはこれはいけません。

これはもう技術的に、事故があつたらえらいことになりますので、そこは私は単純な入札ということではなくて、それは随意契約がいいかどうか、随意契約にして癒着をしまつて甘くなつても困りますけれども、適正なやつぱり原価計算だけはきちつとしておいて、そしてメンテナンス業者に対する適切な上乗せの利益を考えないと、今日の、さあ民間備蓄だから民間で競争しろ、入札をしろ、なぜ入札をしないんだ、けしからぬけしからぬという形で進められると大変なことになるよということを一言私は老婆心ながら申し上げて、今の公取の指摘にどう答えるか、お答えを願いたいと思います。

○政府参考人(河野博文君) 国家備蓄基地の管理に安全性の観点から十分配慮が必要だという御指摘はおっしゃるとおりだと思ひまして、厳しく受け止めていただきたいと思います。

そうしたことを前提といたしましても、やはりこの国家備蓄事業に關しまして、公正取引委員会からエンジン・アリング会社七社に対して独禁法に基づく勧告がありましたことは誠に遺憾で、厳正に対処しなければならぬというふうに思っております。

具体的には、こうした事態が再発しないように石油公団を通じて国家石油備蓄会社に対しまして、対象になりましたエンジン・アリング会社の指

名停止のような適正な措置、そして再発防止を図るような指示をさせていただいたわけでございませうけれども、各国家備蓄会社からは六月二十七日までに、各備蓄会社の社長名にて、対象エンジン・アリング会社に対して指名停止措置を行ったという報告を受け取ったところでございます。

また、石油公団におきましては、七月九日に備蓄担当理事を長といたします契約方法の見直しを検討するための委員会が設置されておりまして、既に第一回の会合は七月十日に開かれたということでございます。

御指摘のような安全性の確保も十分考えながら、しかしこの再発防止に向けた改善策について検討が行われることになるというふうに承知しておりますけれども、私どもも適正な契約方法を更に検討して、この委員会の検討に反映されるように必要な指導をさせていただきたいと思っております。

○草川昭三君 もう一つ長官にお伺いをしたいと思います。この公団廃止に伴うまでのプロセスを拝見をしますと、国家備蓄会社を廃止をし、民間のメンテナンス会社を設立するということになるわけですが、現行の八社を一律にまとめるんですかという質問がありました。そのときの答弁を聞いておりまして余りはっきりしないんですが、各基地ごとにするのか、あるいは一つのメジャーとの関係はどうなるのか、系列の元売との関係、元売というよりもこの場合はメーカーになると思うんですが、そういう関係を含めてメンテナンスというのが一社になることが技術的に可能なのかどうか、その点を併せてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(河野博文君) 先生今おっしゃいましたように、国家備蓄会社が廃止されますと、国からの出資のない純粹民間企業である操業サービス会社が国家備蓄基地の操業の具体的な事業を担当することになるわけでございます。

いう点につきましては、株主になります主体である民間の判断にゆだねられるということになります。思いますけれども、効率化という観点からいいますと、幾つかの操業サービス会社が、地点ごとのサービス会社が集約化されて、場合により一社化するという判断がなされる可能性もあるかとは思ひます。

いずれにいたしましても、我が省にとりましてどうしても大切なことは、備蓄制度を円滑かつ安全に遂行するというところでございまして、これが確保される限りにおきましては民間における判断を極力尊重したいというふうに考えているわけでございまして。そういった前提で現在関係の石油会社とも鋭意調整を進めているところでございまして、まだ確たる方向性が出ていないところでございまして。

国家備蓄基地の国への移管は、この法律が通りましたならば一年八か月以内ということでございますので、安全面それから地元雇用の雇用面、こういったことを含め、万全な体制移行が円滑に行われるように努力してまいりたいと思っております。

○草川昭三君 その点は、やっぱりこういう公団廃止という形が進んでおるわけですから、実際はそれぞれ答弁がありましたように従業員の方もたくさん見えるわけですし、実際は下請で仕事をやっているんです。そういう方々が再編成されるのがどうかということにも関心があるわけですから、私は早急な結論を得るようお願いをしたいと思います。

そこで、少し今度は話を転換をいたしまして、イランの石油開発のことについてお伺いをしたいわけですが。

元々、最近の流れといえますのは、十二年の二月にアラビア石油のサウジ分の探掘権が失効をしたというのがございました。それから、あのときは随分新聞も報道されて、我々も関心を持っており、何か新幹線を作れとか作らぬとかいうような話があり、結局断ってしまったと、さあどうなる

のかなという心配を私どもも持っております。そうこうしておる間に十一月になりました、イラン・アザデガン油田開発について日本が優先交渉権を獲得したというようなお話があつて、平沼大臣の相当なこれは御努力があつたというふうに我々も聞いているわけでありまして、何せ中東という国はなかなか複雑、難しい国でございまして、たまたまパートナーになられた方がイランのザンギヤネ石油大臣だつたと思うのでございまして、このイランのザンギヤネ石油大臣が昨年の十二月に汚職事件によって裁判所に召喚をされたというふうな実はニュースがあつたわけでございまして、ちよつと私はそれをたまたま又聞きでございまして、外務省からお答え願ひたいと思ひます。

○政府参考人(安藤裕康君) お答え申し上げます。私ども報道によりまして承知しているところでございまして、イランのザンギヤネ石油大臣が昨年十二月ごろに約八億ドルの石油収入の不正使用、及びイラン石油省傘下の石油ガス開発会社であるベトロパース社の案件に係る不正、この二つの嫌疑で裁判所に召喚された模様でございます。

この背景でございまして、ベトロパース社をめぐりましては、昨年夏ごろより、同社が外国企業と契約を締結した際に不正が行われたという疑いが指摘されておりました。右との関係でザンギヤネ大臣にも汚職の嫌疑が及んで、その結果、本件捜査が行われたというふうに私どもは承知しております。

○草川昭三君 それで、私どもも当時ドバイ発のロイター伝を手に入れました、いろいろと聞いてみますと、保守派とそれから改革派という争いがあつてなかなか、今答弁がありましたような対立になつていったということが書かれてございます。

それで、専門家及び西側の業界筋もザンギヤネ大臣に対する攻撃は根拠のないものだと思ひてい

るというようなこともその報道の中にはありますし、保守派の主張にもかかわらず汚職の確証もない、しかし、仮に保守派のたくらみが奏功すればハタミ政権は深刻な打撃を受けるであらうと。

いずれにしても、今般の動きによって同社が既に外国企業と締結をしている大型案件には悪影響はなさそうだとおっしゃるのも続いておりますから、私は安心しておりますけれども、事はそういう中東諸国全体を動く政治情勢というのは極めて不安定であり、またかつ注意をしないと大変だと思つて、その点について、大変出しゃばつたことを申し上げて恐縮でございますが、一言感想があれば大臣からお答え願いたいと思います。

○国務大臣(平沼起夫君) イランにおける私のちようどカウンタパートといひますか、あちらの担当大臣が今お名前が出ましたザンギヤネ大臣であります。

その報道に関しては私も承知をしております、非常に関心を持って私もその件は追っているところでございますけれども、召喚というそういう事実はございましたけれども、じゃそれに基つて出廷したかという、まだその事実はない、今のところは非常に小康状態を保っている、こういうことで、御指摘のように保守そして改革、このせめぎ合いがあることは、その国の事情によって私は事実だと思つています。

平成十二年にハタミ大統領が訪日をされましたときに、当時の森首相との間でこのアザデガン油田に関しては基本合意、それに基つて私も最優先権の交渉を締結をした、こういう経緯がございます。

そういう意味では注意深く私も見守つていかなければならないと思ひますけれども、やはりそういった背景の中で国と国とが約束したことでございますので、私もとしては、これは変な形にならないようにしっかりと注視をしていかなければならないと思つています。

確かに、いわゆる資源外交というのは、一面的だけにとられることなく、やっぱり多面的に、

いろいろな選択肢の中で資源外交というのはやっていかなければならないと思つておりまして、そういう意味では、イランという国は非常に若年労働層が多くて、この雇用の問題というのは非常に大きな社会的な問題になっております。そういう中で、日本に対して、やはり専門家の派遣でございます、日本に雇用を吸収する中小企業の育成、更には投資、こういった多面的に私も対してはいろいろ要望があり、これに対しては我々は、資源外交、エネルギー外交の一環として誠実にこたえ、そして関係を構築してまいります。

そういう面では、私もとしては、そういう御指摘の非常に不安定な情勢がありますけれども、しかし、その中でできる限り、ただ単に石油ということじゃなくて、幅広い面での提携を通じて万々遺漏なきを期すように努力をしているところでございまして、御指摘の点もしっかりと踏まえて、私も、これから冷静に、そして着実に対応していきたい、こういうふうに通じております。

○草川昭三君 時間がどんどん過ぎていきますので、実は中国の問題とサハリンの問題をやらうと思つてゐるんですが、また時間があればそちらに移つて、途中で、どうしても私は今日この問題だけは取り上げたいという質問があるんです。

これは本大臣から答えていただきたいんですが、今、日本というのは非常に激しい国際競争にさらされているわけですが、やっぱり技術で勝負をする以外にはない、こう思ふんです。ところが、この日本の技術力が国際的に評価をされている企業が外国のリッブルウッドという投資会社に買収をされてしまったという事実があるんです。

これはもう私はどうしても我慢ならないんですよ、そんなことで日本はいかぬという。

もう少し詳しく説明をいたしますと、会社の名前はいまありませんけれども、群馬県にあるこれはもう世界的に有名な会社なんです。自動車のいわゆるカーブ、曲がったところをプレスをする金型を作る、あるいはカーブのころの板を生産をする

ということでは世界トップなんです。それで、年間七百億近い売上げを持っておりますし、アメリカにも工場がありますし、台湾にも、最近では中国にも工場があると。それで、日本の車も一部やっていますけれども、アメリカのフォードとか、それからクライスラーとか、フランスのプジョーとか、あるいはイギリスの車とか、あらゆるところの世界的な企業から受注を受けている。それで、もう新聞なんかにも世界トップの金型メーカーと言われる、O社といひますけれども、その企業がある。

それが、いろんな意味もあつたんでしよう、地元の銀行から融資がなかなかうまくいかないためにリッブルウッドに全額買収をされてしまった。それで、その経営者はそのまま解散をするという事態になつておるようです。これはもう六月一杯に結論が付いたと思うんですが、そういう話を私は聞いております。これは、いかにも日本の今日なり、下手をすると日本の将来をうかがえるような事件でございまして、余り新聞も取り上げていませんが、一部、日経新聞なんかでは、金融がうまくいかなかったために結局リッブルウッドというハゲタカファンドに取られてしまった。それで、このリッブルウッドというのは、私も

予算委員会でも取り上げたことがありますけれども、例の長銀ですが、今度の銀行が変わり、その銀行のオーナーがリッブルウッドなんですけれども、四兆円も金を掛けたその新生銀行が、例えば三十幾つの銀行がファーストクレジットという企業を助けようということで、三十七のうちの三十

以上の銀行が応援をしようと言つたにもかかわらず、メインの新生銀行が瑕疵担保条項を発令して政府に買取りを要求をする。四兆円の金を掛けて、更に瑕疵担保条項を適用するというようなリッブルウッドにこのO社というのが買収をされてしまった。せっかく世界一の金型メーカーであり、トップの自動車メーカーの受注をしている企業が、こういうことで無残にみすみすといくとい

うことがいいのかどうか。

私は、これは通産省、今の経済産業省の直接の仕事ではありませんけれども、これは本来は財政の問題、金融の問題として取り上げるべき内容だということも百も承知ですが、自動車産業をつかさどる大臣として、この問題だけはどうしても今日の委員会で私は取り上げたいものですから、あえて、中途ですが、この話をさせていただきます次第です。

○国務大臣(平沼起夫君) 今、草川先生が御指摘のO社に対するリッブルウッド社の資本参加につきましては、今、先生のお話ではもうそれは完了したと、こういうお話ですけども、私も把握している範囲では、関係者間の交渉の途上にある、まだ最終結論は得られていない、しかしそういう背景がありますと最終結論が出る可能性は非常に高いと、こういうふうに通じております。

私もとしては、御指摘のように、日本というのはある意味では物づくりが本場に国としての活力の源泉だと思つております。そういう意味で、特に今御指摘の、自動車産業を支えて物づくりの一番の原点のそういう金型を作る会社が、やっぱりそういう意味で外国のそういう資本に取って代わられるということは好ましくないことだと思つて

います。

しかし、一般論から言えば、個別企業の経営上の判断にゆだねるべき問題でございましてけれども、経済産業省というのは、金型産業が我が国製造業の高い競争力の源泉である、そういう認識の下で、私も当面推移をしっかりと見守つていかなければなりませんし、何かできることがあればやらなさいかと思つております。

本件とは直接関係はないわけですが、近時、我が国の金型技術というものが、ユーザーを通じて、その図面を介して外国に意図せざる形で流出をしているという事実もあるわけでございます。これはもう大変なことでございますので、私は七月十二日、これは我が国産業競争力の低下を防がなければならないという観点で業界には指針を出させていたでいて、こういうことは

絶対あっちゃならないと、こういうことでもう私努力をさせていただいてまして、御指摘の点は私どもとしても非常に重く受け止めているところでございます。

○草川昭三君 どうもありがとうございます。もう時間が来ましたので、実は中国の石油の問題、サハリン・プロジェクトの問題、あるいはまた今実際、中小企業の方々がガソリンスタンドの経営で非常に行き詰まっておみえになりまして、ガソリンスタンドが減少しているという問題を少しやろうと思っていたんですが、時間が来ましたので、また次の機会に移りたいと思います。

以上でございます。

どうもありがとうございました。

○緒方靖夫君 私は、今日はいわゆる資源外交について質問したいと思えます。

平沼大臣は石油は戦略物資ですので外交が非常に大切だと話されておりますけれども、それはそのとおりだと思います。大臣は、この間、イランのアザデガン油田の優先交渉権の獲得を行い、また九月に国際エネルギーフォーラムが日本で開催される予定になっていると、そう聞いておりますけれども、その点で、日本の資源外交における国の役割についてどのように考えをお持ちか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 緒方先生にお答えさせていただきます。

石油の安定供給確保のために、軍事面での協力も含めて行っている諸外国に比べまして、対応手段の限られている我が国にとりましては、産油国に対する日ごろからのコンタクトでございますとか、あるいは技術協力、こういったことを通じて資源外交を強力に推進することが非常に私は重要なことだと思っております。

こうした認識に立ちまして、今御指摘をいただきましたけれども、昨年夏に中東産油国を歴訪させていただくなど、経済産業省といたしましてはハイレベルでの交流を通じて産油国との協力関係を鋭意努めているところでございます。

そういう中で、アザデガンの優先権の獲得ももうございましたし、サウジアラビアに対するいわゆるアラビア石油の利権の問題については、大変サウジアラビア側ではああいふ御承知のような事態でございましたけれども、クウェート側のもに對しましては、私どもとしては、これ一生懸命、国としても努力をさせていただいて、このところはつながるような形ができたということは一定の成果ではなかったかと思っております。

じゃ、具体的に今どういうことをやっていると、いうことは、中東産油国との間で石油開発・精製分野における技術協力、それから幅広い分野における研修生の受入れでございますとか専門家等の派遣の人的交流も大切だと思っております。それから、何回も答弁させていただいておりますけれども、若年層の増加しているそういった中東諸国の国の将来を見据えた例えはいろんな分野での投資でございますとか中小企業の育成でございますとか、そういった分野での協力、そして、何といたしまし、投資ミッションの派遣というのの中にも含まれているわけでございます。

それからもう一つ、日本の場合には、子守歌の中で水は天からもらい水と、こういう言葉があるぐらい水には恵まれているんですが、これはもう御承知のように、ほとんど雨が降らないという、そういう中東諸国にとっては水というものは大変貴重なものでございまして、日本が持っている技術によって海水を淡水化する、こういったことでの協力、こういったことを通じて、幅広くいろんな選択肢で、やっぱり国としてやるべきことはやっていくということが私は戦略物資を獲得するいわゆる資源外交ではないかと、こういうふうに思っております。

また、産油国との間では原油あるいは天然ガスの探鉱開発を行うことが最も強い意を築くこととでもありまして、そういった意味では今回も三つの機能を残させていただいたそのうちの二つでございますけれども、自主開発を推進するためのリスクマネーの供給でございますとか、それから

二つ目は研究開発等、そういった面でもやっぱりしっかりとしたきずなを作っていく。そういう意味では、いろいろな選択肢の中で総合的に国としてやっていかなければならないと、こういうふうな思っています。

○緒方靖夫君 今、大臣もおっしゃられましたけれども、また同時に、先ほどから話しておりましたけれども、アラビア石油がサウジアラビアの石油採掘権失効の経緯がありましたけれども、それを思い起こすわけです。交渉が難航した、そしてアラビア石油が通産省に駆け込んで、当時の与謝野、深谷両大臣がそれぞれ大臣のときに交渉したものの、交渉は物別れに終わった。関連企業の社長の皆さんは頑張ったものの失敗した、そういう経緯があったと思うんです。

私、この経過をよく見る必要があると思う。私なりによく見てみました。失敗にはいろいろな原因があると思えますけれども、そのかなりの部分は、私、大臣の責任が相当大きいと思うんです。率直に言って、やっぱり交渉に不熱心だった。そしてまた、その交渉を実際自分のたなごころに乗せるということにできていなかった。つまり、国外に目を向けるということが非常に弱かった、不熱心だった、そのことがあろうと思う、酷に言えばですね。自分の選挙区ばかり気になったと、そういうことではないかと思えますけれども、しかし、そうだったと私思うんです、はっきり言って。だから、冷徹にその分析をしなれば、やっぱりこの問題についてもきっちりとした教訓が出てこないと思えます。

その点で、私は、先ほどから話になっていきますけれども、この種の問題についての国の責任、とりわけその点では担当大臣の責任が非常に重いのと思えますけれども、その教訓に照らして、もし大臣からこの問題について述べるべきことがありましたら聞かせていただきたいと思えます。

○国務大臣(平沼赳夫君) サウジアラビアのアラビア石油の利権に關しましては、御承知のように四十年と、こういう期限が設けられておりまし

た。そして、それぞれサウジアラビア側とクウェート側でこの四十年が前後してやってきたわけです。

一生懸命、当時の衝に当たった大臣も頑張られたと思っておりますけれども、サウジアラビア側からは鉱物運搬のそういう鉄道を敷設すべきだと、こういう形で、これが約二千億円を超える膨大なそういう要求がございました。ですから、担当大臣としては現地に飛んで一生懸命交渉されました。しかし、当時の国の財政事情ですとか、あるいは一國に、たとえ大切な石油であっても、そこまでやるかどうか、いろいろな障害があつて、努力したにもかかわらず、本当にそういう意味では大切なその利権を失うことになった。これは私どもとしては非常に残念なことだと思っております。

そういう意味では、クウェート側に関しては、何とかいろいろ努力をさせていただいて、これはつなぎ留めることができた。これは本当に私、良かったなと思っております。

さらに、サウジアラビアで失った分に関しまして、私は、昨年夏、中東歴訪したときに、あちらでお目に掛かったトップクラスの方々にも、日本はサウジアラビアに対してまだまだあきらめていない、引き続きまた機会があったら我々はチャレンジしたいと、こういうこともよく聞いて、いうことでございまして、それはどうなるかというものの責任は非常に重いものがあると思えますけれども、しかし、その中で本場にいろんなことを考えて、ぎりぎりの努力もされたことは私は事実ではなかったかと、こういうふうな思っております。

○緒方靖夫君 大臣が先任者に対してとやかく言うのは非常に難しい立場であるということにはよく存じておりますので、あえてそれ以上申し上げませんけれども、私は、資源外交ということでは、やはり国が責任を持つ、そしてまた担当大臣がその点でしっかりと責任を持って仕事を、

そして産油国との信頼関係、これをしっかり作っていく、それから資源の自主性を認めた上での対等、平等なその関係を深めていく、これがやはりそういう資源外交を成功に導く鉄則といえますか、そういうものだと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) それは緒方先生御指摘の私とおりでございまして、それがやっぱり私は鉄則だと思っております。

○緒方靖夫君 先ほどから話になっておりますイランのアザデガン油田交渉についてなんですけれども、今年に入ってから交渉の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) アザデガン油田の開発につきましては、二〇〇〇年の八月に第一回目の日本・イランエネルギー協議を契機といたしまして、その後交渉を重ねてきました結果、ちょうどその年の十一月にハタミ・イラン大統領が訪日されました。ハタミ大統領と当時の我が国の森首相との会談でもこれが議題に相なりまして、そして、そのとき同行しました、先ほど来名前が出ておりますけれども、ザンギヤネ石油大臣と私との間で両国のエネルギー分野における協力に関する共同声明を調印した際に、同油田の開発に我が国企業が実質上最優先的に交渉する権限を得ること、これについて合意文書を交わしたところでございます。

以降、去年の六月に我が国企業から開発計画が提出されました。これはコンソーシアムの形で企業団を作りました。現在、我が国企業とイラン側との間で具体的契約条件等に関する交渉が行われているところでありまして、同油田の石油開発上の意義については、これはもう緒方先生も御承知のように、非常に大規模な埋蔵量が期待されておりました、原始埋蔵量では、今相当探査技術も進んでおりますけれども、二百六十億バレルあるだろうと、そして可採埋蔵量というのが一日当たり大体六十バレルぐらい出るのはないかと、こんなふうに言われております。そして、我が国

の原油調達先の多様化の観点から、それからまた我が国のエネルギーのセキュリティ上、私どもは重要なプロジェクトであると認識しているところでございまして、九月の産消対話というのがございまして、そのときにイラン側からザンギヤネ大臣も来られると思っております。そういう中で、今、民間の中で着々と進んでおりますので、また、九月ということが私は一つの節目に相なるのではないかと、鋭意進めていきたいと、こういうふうにしております。

○緒方靖夫君 九月というのが一つの局面ということは分かりました。

それで、私、アメリカとの関係なんですけれども、お尋ねしたいんですけれども、昨年八月に有効期限が来たイラン・リビア制裁法というのがありますけれども、それが昨年七月にアメリカの上下両院で延長が可決された。そして、その一か月後の八月にブッシュ大統領が署名して、五年間延長されることになりました。

日本と欧州の企業は外国企業を対象とした同法の発動はないと判断しているようなんですけれども、アメリカは日本のアザデガン油田交渉についてどういう態度を取っているのか、それをお尋ねいたします。

○政府参考人(河野博文君) おっしゃるように、ILSAは延長されて今日に至っているのはそのとおりでございます。

先ほど、アザデガン油田についてイラン側との合意に至る経緯を大臣から御答弁させていただきましたけれども、一昨年の十一月のハタミ大統領の訪日に際しましてこのことが話題になるという状況になりましたので、こういった方向で議論をするということにつきましては、その段階で米国の一定の通知をさせていただいたという状況にあります。

また、御承知のように、イランにおきましては既に米国以外の企業十数社が様々な開発プロジェクトに関与いたしております、これまでアメリカ政府とコンタクトをした会社もあればなかった

会社もあるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、このILSAの発動によって制裁を受けた企業はこれまでのところございません。私どもも、必要な連絡はアメリカと取りながら、またイランと我が国との関係、この親密さを生かしまして、イランが一定の国際的な場で多くの友邦を得るような、そういったサジェスチョンもしながら関係を深めてまいりたいと、こういうふうにしております。

○緒方靖夫君 御存じのように、アメリカはブッシュ大統領のこの一月の一般教書演説の中で悪の枢軸ということで幾つか挙げた中で、三つ挙げた中でイランを名指ししているわけですね。ですから、そういったこととていうと、ILSAは延長された、五年間延長されているわけですから、これからはもう続くわけなんですけれども、そうした中でアメリカとの関係ということがどうしても大きな問題にならざるを得ないということになると思っております。

その点で、私、イランの国会のエネルギー委員会のモスタファ・タヘリ委員長が日本の資源外交についてこんなことを述べているのを聞きました。引用いたしますけれども、我々は日本に関して心配しているのは、日本が独自の政策で動いていない、ありていに言えばアメリカの一つの州ではないかと思える、そういう国だということだと。だから、日本が自分の足でしっかり立っている国なのかどうか、そこが一番の心配なんだというところを述べているわけですね。これは日本に対する痛烈な批判に当たるわけです。

それからまた、アメリカの昨年の九月の十一日以降の、アメリカに対するテロ事件後のイランは、イラン国会はすべての分野について日本とテヘランの協力拡大を支援するという親日の態度を表明しているけれども、しかし実際には、アメリカとかかわりでイランは非常にきつめた目で日本を見ています、これは本物かどうか。そして、アメリカから何か一声掛かったときに一体どうなるんだらうという心配を持っている。これ

がイランの政府の中にある気持ちである、あるいは少なくとも担当者の中にどうかと思われている気持ちであるという、そういうことが言われているわけですね。その点について、どういうふうにか、分析されているのか、お尋ねいたします。

○国務大臣(平沼赳夫君) 私は、ハタミ大統領が訪日されたときにもバイ会談、親しくお会いをしまして、話をさせていただきまして。それから、イランに訪問させていただいたときも大統領とじかにお話をさせていただきました。そういう中で、やはりハタミ大統領は大変あらゆる面で日本に期待感を持っておられ、そして日本のいろいろな面での協力というのを望んでおられました。ですから、私は、ハタミ大統領というのは日本に対しては非常に大きな期待と友好的なお気持ちを持っている方だと、こういうことを確信させていただきました。

今、モスタファ委員長のような言も御紹介がありましたけれども、やっぱりイラン国内では、先ほど来の議論の中でも保守派とそれから改革派、そういう対立があります。そういう中での一つの意見だと思っております。

ですから、そういう見方があるということとは我々はやっぱりしっかりと認識をしながら、要は、私どもとしてはやっぱりアメリカと最大の友好国ですから、むしろ日本が今後の流れの中で、やっぱりそういう大切な中東地域の、そして今世界最大の恐らく埋蔵量があるんじゃないかと言われているそういう資源国でございますから、やっぱり最大のアメリカとの友好国であれば、これからの中でやっぱりイランとアメリカとの関係改善ということも私は日本として努力する余地があるのではないかと、そういった努力もやはり日本としては必要がある。そういうことも踏まえて、ですから私どもはそういう形でこれからも努力はしていかなくばいかぬし、イランの情勢もしっかりと見守りながら、そういうイランが持っている不安も払拭するような、そういう形でやっぱり両国関係を築いていかなくばいけない

と、こういうふうになっています。

○緒方靖夫君 大臣は今とても大切なことを言われたと思います。正に日本とアメリカというその関係から、日本がイランに対して、向こうも友好的なわけですから、こちらが友好の手を差し伸べるといふ、そういうことで独自の関係を築くといふのは非常に大事なことで、ですからそれを是非やっていた方がいいと思います。

悪の枢軸といふことでは、アメリカがなぜこういうことをやったのか、これに対しては非常に厳しい批判が、日本国内で悪の枢軸といふことを、そういうレッテル張りをして認める人たちの中にもよって、なぜイランに対してそうやったのかという強い批判があります。ちょうどここには関谷先生がおられますけれども、国際調査会の委員会で私たちが集中的に専門家をお呼びして勉強いたしましたけれども、やはりそれが非常に強い意見でした。

アメリカ自身も、私は、ブッシュ大統領がイランに対して悪の枢軸といふふうに言ってしまったことに對して、いろんな動機は分析されておりますけれども、それに対していろんな思いがあるだろうという、その後の言明を見ても、そういう考えを持ってあります。

しかし、私は、大臣がせっかくそうおっしゃられたにもかかわらず、小泉首相が悪の枢軸といふことに對して理解を示しているという、世界でも非常に珍しい政府の首班なわけですね。私、例えばEUのパッテン委員とかいろんな方と国会にも来ていただいで会う機会がありました。そういう方々の意見をずっと聞いても、非常に厳しい批判をしているわけで、悪の枢軸といふブッシュ大統領の言明に賛成している世界の首脳を見付けることは非常に難しい、それが状況ですね。ヨーロッパ全体もそう、ラテンアメリカでさえもそう、そしてまたアジアだってそうです。ですから、そういう中で、やはり小泉首相が突出した形で、悪の枢軸という形で、イランも含めて悪の枢軸ということに對して理解をしているというその

ことが非常に重要だと思います。その重大性があるだけに、今、大臣が述べられた日本として独自にとつていふことは、私は非常に重要な発言だと、態度表明だと思います。

ですから、私は、大臣がそういうお考えならば、小泉首相に對して、首相、こうあるべきではないかといふそういうことを述べて、日本が、ほかにイラクや北朝鮮はありますけれども、少なくともイランについてやはりあらゆる観点からあの国を悪の枢軸といふふうに言つことは間違いないと、先方も親日的だ、だからその点について政策も是正をするといふ、そういうことをやはり外交にかかわる担当の關係の一人として私ははっきりと提言すべきだと思うんですが、そういうことはされているんですか。

○國務大臣(平沼赳夫君) 非常に報道というのは誇張されて私は報道されたと思います。やっぱり日米は基軸といふ中で、私は、そのアメリカのことに對して小泉首相は友好国としてある意味の一定の理解を示したと、こういうことではないかと思ふんですね、あのときは、それで、私も実際に詳しくは知りませんが、あの九月十一日の後、船を拿捕してみたらそれが非常にイラン船籍の船で大量の武器が搭載されていたと。ですから、あの時点でアメリカはそれに対して非常に重要視をして、それから過去の歴史の中で長期にわたる大使館の占拠事件等々がありました。そういう中で一つ出てきたことですから、そういう歴史的な事実、そういうものも含めて一定の理解を小泉首相は示されたのではないかと私は思っております。

私としては、アメリカと日本といふのは非常に強い同盟關係ですから、日本がそういう意味ではイランとアメリカとの關係といふものもやっぱりうまく取り持つといふとおかしいですけれども、そういう努力はしていかなきゃいけませんし、私もそういう形で、小泉首相もそういうことに關しては理解をされると思いますので、そういう節々には私も小泉首相にはやっぱり日本の役割という

のはこういうところにもあるんじゃないかといふことは申し上げることは一向やぶさかではないと、こういうふうには思っております。

○緒方靖夫君 是非やはり、小泉首相という方は、いないところではあるんですが、ほとんど分かっていない人です、こういう問題について、はっきり言って、ですから、そういうことについてはっきりと、利害もあるわけですから、資源外交をしつかり進めていくという責任があるわけですから、やっぱりそれを今、大臣言われたように、はっきりと小泉首相に分かせるというそういう努力が必要だと思うんですね。

先ほどから言っていますように、悪の枢軸といふ名でイランを攻撃するといふのが国内で起こるのか。結局ハタミ大統領の反体制派を勢い付けるだけなんです。ハタミ大統領といふのは、この間アフガニスタンでのあの戦争に對しても非常に冷静にそして理性的に振舞ったといふことで、アメリカ国内で一番最も、世界を見ても最も株を上げた指導者なんです。

だから、それをよりによってブッシュ大統領が悪の枢軸とレッテルを張ったといふこと自身、あの方も全然政治を分かっているわけですよ。だから、分かっている同士が話して悪の枢軸だと。確かに一定の理解を示したと、いいですよ、一定を付けても。しかし、いざいざしても理解をしたわけですよ。ですから、私は、非常に日米の今のブッシュ・小泉枢軸といふのは危ない枢軸だと逆に思ふわけですね。

だから、今、大臣が言われたように、やはり物を申すといふことを言わなければいけません、私はそのことが非常に大事だといふことを述べて、そのことを強く主張されるよう要望しておきたいと思ひます。

私は、イランといふのはよく事態を見ていと思ふんですね。結局、コンソーシアムがやっても後ろ盾に何があるのか。それは日本という国があるから、彼らはそれを最大の保障と見ているわけですよ。そうですね。ですから、そういう

うことで考えたときに、例えばブッシュ大統領はイランのテロ支援とか大量破壊兵器の獲得が危険であるといふことを五月にもブーチン大統領に述べているわけですよ。

ですから、こういうブッシュ大統領の見解がある、そして自分は根拠からの親米派だといふ小泉首相がある、そういう中でできている關係ですから。ですから、確かに閣内で小泉首相にいろいろ述べても、それはなかなか大変かもしれない。しかし私は、さっき大臣がおっしゃられたように、やはりイランとかかわりに、イランがどういふ国で、どれだけ親日的で、そしてどれだけ、何といひますか、資源外交といふ点からいっても今後一層大事になる、そういう存在なんだといふことについてははっきりと述べ、またいろんな機会にそのことを明らかにしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(平沼赳夫君) 我が小泉首相のことを何も分かっていない、こういう表現でございましてけれども、私はやはり首相といふのはよく分かって、そして一生懸命頑張っている総理大臣だと、こういうふうには思っております。

ですから、そういう中でやっぱり小泉総理は、ブッシュ大統領が来られ、そして日米關係といふものをやっぱり基軸として、そして外交をして、日米安保条約も作っている、そういう中で全体の協力の中の一定の理解と、こういうことで、そういう小泉総理の発言があり、そういうことが考えてみればよく分かっている人だと、私はそういうふうには思っております、そういう意味では小泉首相はよく分かっているわけですから、そういうことについて、イランとの關係といふのは日本も一定の役割を果たす、そういう日本にはやっぱり役割があるといふことはお話をすることに對しては私はやぶさかじゃありませんので、そういう形では、今後いろいろな形で、局面で話をさせていたきたい、こう思ひます。

○緒方靖夫君 大臣としてはそう言っておかなければならない立場だと思いますけれども、やぶさ

かです。よくお願いしたいと思ひます。

結局、日本とアメリカとの関係ということに言
う、それからまた資源ということに言、この
間、私はちょうど振り子のような関係を作つてき
たと思ひます、ちょっと振り返つてみて。

例えば一九七三年の中東戦争の勃発時、アラブ
石油輸出機構、OPECというそういう機構
がありましたね。イスラエル支持の消費国への生
産削減強化に乗り出して、当時の田中内閣はアメ
リカ、イスラエル支持から急展開してアラブ支持
に回りましたよね。だから、そのときには油欲し
さのアラブ外交と、そういうことが言われまし
た。それから、七九年、イランでアメリカ大使館
占拠事件が起きたときには、アメリカは日本へ対
イラン経済制裁措置に同調を求めて、大平首相は
石油よりも対米協力が重要であると述べてイラン
制裁に同調してきました。それから、八〇年にア
ラブ・イスラエル紛争の勃発のときには、日本は
アメリカ議会に経済摩擦、日本たきの口実を与
えないためにアメリカに屈服してイスラエルにす
り寄つた。そういう形で、ちょうど行ったり来た
りしている、そういう状況があるわけですね。
これは、私は主権国の外交の在り方としては大変
情けない状況だと思ひます。

そういう中で、私、これをどう言うか、振り子
外交というか二枚腰外交というか、イランのこと
でいうならば、イランに対しては前向きにすべて
話をする、しかしアメリカと会ったときには、イ
ランに対して反感を持つていられると思はれるとき
はアメリカ首脳に対してそれに話を合わせる。と。
一体日本の主体性はどこにあるのかということが
問われることになると思ひますね。

ですから、その点で、やはりこういう状況から
見ても定見を持つていうことは、これは当たり前
の話なんです。こんなことを質問すること自身
が変な話なんですけれども、定見を持つことが必
要じゃありませんか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 非常に複雑、ふくそ
う、そして利害得失が渦巻いている国際裏面に

あつて、日本というのは根本的な武力行使をしな
い、軍事力を外交の具にしない、こういう国はで
やっておりますから、私は、その都度本当にぎり
ぎりの選択の中で非常にぶれたと、こういう御指
摘がありますけれども、その中では、その時点
に本心にぎりぎりに見詰めて、そしてその中でや
り何がベストかという形で私は選択をした結果
が結果的には御指摘のような形にもなっている
と思ひます。だから、そういう意味で決して、何と
いいますか、無定見な私は外交をしてきたとい
うことではないと思つて、その時点ではそれなり
に一生懸命当時の世界状況を見詰めたが、見据え
ながら、何がよりベターな選択かという形の私は
証左だと思つています。

しかし、今御指摘のように、私どもは定見を持
つというところはやっぱり必要なことだと思つてお
ります。定見を持ちながらいかに柔軟にしたか
にやるかということが私は一番大切なことだと、
こういうふうに通じています。

○緒方靖夫君 一生懸命やってきたと、だからと
いう、前回はもうそういう話があつたと思ひます
けれども、私は、一般庶民に対してはそれは認めら
れると思ひますよ、大いに称賛されるべきだと
思ひますけれども、国に対してはそれはいいだ
けないと、そう思ひます。やはり戦略がなければ
ならないし、大臣も認められたように定見を持つ
ということ、これが必要だと思ひます。

今日、午前中に大変面白い、参考人の質問があ
りました。その中で、岡部コスモ石油の会長それ
から石油連盟の会長を務めていられる方がこうい
うことを述べておりました。一つは、役所によつて温
度差が大きい。これは私、非常に分かる言葉なん
です、それを聞いただけで、だからやりにくい
と。何を言っているか非常に明確だと思ひます
ね、それだけでも。

それからもう一つは、国のトップが資源のため
に動く、これが大事だと。これは早稲田大学の森
田教授がそうおっしゃられていました。アメリカ
の経験を見ながら、ブッシュ大統領はそのために

動く。あの方は石油出身の方ですから、そうい
うことがあるのかも知れませんが、私も、しか
し、いずれにしても、国のトップがそのために動
くと。私は、そういうことでは、総理が、
それから平沼大臣が動くということにもなると思
ひますね。そういうことが言われているわけ
です。私は、その点で、外交というのは外務省に
任せればよいというものじゃなくて、やはり私は
相当部分、世界にも視野が開けた経済産業省、そ
してその大臣が、また副大臣がその責任を負つて
いるとはつきり思ふわけですね。ですから、そう
いう立場で是非仕事をしていただきたいことを要
望しておきたいと思ひます。

さて、アザデガン油田なんですけれども、私、
地図を見まして、また説明を受けて、その位
置なんです、地図で確認しますと、隣国である
イラクの国境、目の前にあるわけです。そこで、
アザデガン油田の油層はイラクの国境を越えて存
在するかどうか、その点についての知見をお伺
いします。

○政府参考人(河野博文君) 私どももまだすべて
の探鉱を終わつたわけではありませんので、国境
をまたいで油層があるかどうかは正直のところ確
認を私自身はいたしていません。今後、更に探
鉱から開発に移つていく段階で一層情報が集ま
つてきてそれなりのことは分かると思ひますが、た
だ、おっしゃるとおり、イラクとの国境付近では
ございませう。そしてまた、かつて戦闘が行われ
たところ、場所に近いところでありまして、地雷の存
在なども確認されているわけではありますけれど
も、物理的には一定の距離がある、そういう状況
にございませう。

○緒方靖夫君 一定の距離は確かに地図を見ると
あるんですけれども、しかし大きな油層ですか
ら、つながっていないとは断言できないわけだ
よ。

そうしますと、何が起るかということ、正に悪
の枢軸というふうな名指ししているイランに今
あつて、イラクにもつながっている可能性があ

る。そして、その両国はかつて長い間戦争をした
経過もある、イラ・イラ戦争と言われましたよ
ね。ですから、そういうところにあつて、そうし
ますと、やっぱりここでの石油の利権獲得、そし
て日本に石油を持つてくるということに安定的に
するために、どうしてもその地域の情勢、とり
わけ国際情勢が安定するということが不可欠に
なると思ひます。日本とイラクの関係はどう
なつていますか。

○政府参考人(河野博文君) 御案内のとおり、我
が国とイラクとの関係は、例の湾岸戦争以降、極
めて限定的な関係になつていて、御承知のとおり
でございます。

○緒方靖夫君 大臣、それでいいんですか。
○国務大臣(平沼赳夫君) これは、イラン・イラ
ク戦争、そして湾岸戦争、そういった経緯の中
で、私どもとしては国の方針として限定的にイラ
クとは付き合つて、こういう形です。

油層がつながっているんじゃないかと、そうい
う御指摘ですが、可能性は否定できませんけれど
も、先ほど言いました埋蔵量というのはイラク側
のものも入れているということじゃなくて、あく
までもイラン側のその中の埋蔵量と、こういう
形でございまして、そこは、つながっているか
つながつていないかということはこのからの調査の
結果だと思ひます。

しかし、総体的に言えば、やはり中東諸国が安
定をするということが一番大切なわけでありま
す。しかし、現状、やっぱり日本だけの利害得失
だけで国際情勢というのは動きません。です
から、そういう総合判断の中で私どもはぎりぎりの
ことを選択をしていく。

そういう中で、現状のまま、それでいいんです
かと、こういう御指摘ですけれども、現状、いろ
いろな形で総合判断をすれば、やっぱり今の限定
的な形で私どもはいいでいくしかない。しか
し、将来的にはやっぱりそこそこいい形に
なるように、世界の中であるいは国連の場の中
で、そういった努力というものはやっぱり当然中

長期的に見てやっていくことは私は必要だと。それは、やっぱり世界が安定するということが私は一番大切なことだと思っておりますけれども、現時点のそういう総合判断の中ではやっぱりやむを得ないことだと、こういうふうには思っています。

○緒方靖夫君 当面つながらないとしても、事実はどうか別として、イラクがつながっている主張は始めて、そういうことが起こり得るわけですよ、はっきり言って。これは否定するのは非常に難しい事態ですよ、はっきり言って、そうだったときに。

私、思うのは、結局イラクと非常に限定的な関係しか持っていないというのがアメリカの関係ですよ。そうですね、アメリカの制裁によってそうなっているわけですから。しかし、私、ヨーロッパの国々を見ると、そういうことをちゃんと知りながら、したたかに自分の関係を独自に持っていますよ、石油の、ちゃんと目を付けて。フランスにしたってそうですね。ドイツにしたってそうですね。ですから、私は、現状がそうだからというのは、先ほど私が議論した正にアメリカと産油国との間の振り子の外交の中のアメリカに振れた議論であって、それにすぎないわけですよ。

ですから、私はもっとしたたかにそうした関係を多面的に持っていくことをする必要があり、と思えますけれども、イラクとそういった点でもう少しきちっとしたチャンネルを持つとういうお考えありませんか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 今御答弁で申し上げましたように、今の現状、そして日本の置かれたそういう立場、それから日米の基軸、そういうことを考えれば、やはり今の、中長期的にそういうことを模索していくことは大事ですけれども、今の段階では私は、イラクとの関係は限定的にならざるを得ない、これがやっぱり日本としてよりベストな選択ではないかと、こう思っています。

○緒方靖夫君 大臣、その程度では大変情けない答弁だと私ははっきり言っていますね。やはり

独自に安定的な、せつかくそれだけ大きな石油の利権、それを目の前にしているわけですよ。ですから、そのときにそれをいかに安定的に確保していくのかという、そういう立場から物事を考えるのがやはり私は国民の利益に立つた外交というか発想だと思わなければならない。ですから、アメリカが今こうなっているからと、そうおっしゃられたわけじゃありませんけれども、それが限定的な状況を作っていることは間違いないわけですね。ですから、私はその点は是非考え直していただきたいと。

今のままではせつかくのものが不安定な状況に置かれるんだと。だって、あれじゃないですか、イラクに対して先制攻撃をするするって、もうずっとこの一月から言って、今だってまたそれが再燃していますよね、アメリカの新聞見れば。ですから、そういう下で、そんなところでいつ戦争が起るか分からない、今年じゅうに戦争が起るかもしれないとアメリカの当局者が言っている、そういうところで石油を掘るわけですよ。私は余りにももうてんきだと思わなければならない。ですから、そのことを是非要望しておきたいと思うんです。

私、その点で思い出すのは、一九八〇年から八年間、イラ・イラ戦争が行われたときに、やはり日本外交にも少しははっと思うような局面もありまして、当時の安倍晋太郎外務大臣が調停に乗り出したんですよ。そして、結果としてはうまくいかなかったけれども、イランに行き、イラクに行き、両者を取り持ったというその外交努力に対していまだに現地を訪ねると高い評価が与えられている。結果は出なかった、政治は結果といえますけれども、結果が出なかったという努力に対してやはりそういうことが言われる。私は、そういう点で、対話と対話の努力と和平のために努力を取り持ったという点について高い評価が与えられていることをやはり思い出すべきではないかと思えます。ですから、その点でやはり私は、イ

ラクについて現状でやむを得ないという大臣の答弁は非常に残念だと思わなければならない、少し再考の余地はありませんか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 私は、政策集団で安倍先生の下で研さんを励んだ一人でございまして、あの当時のことはよく覚えております。それはやっぱり外務大臣として一つの決断として調停に乗り出した、これが評価されているということ、私は、私もそのように信じているところでございまして。

そういう中で、やっぱりこの国際場裏の中で日本というのを考えたときに、やはり何と云ってもあらゆる相互依存関係というのはアメリカとの下にあるわけでありまして。したがって、それをやっぱり基軸にするということをおもひまして、第一義に考えることは、私も当然だと思っております。そういう中で、先ほどから中長期、中長期と申し上げておりますけれども、現時点では、私は、いろいろ御指摘がありましたけれども、やはりその中で日本が今選択するのは対イランとイラクとはやっぱり限定的な形でやる、そして状況を見ながら、国際情勢を見ながら私どもは努力すべきことはしていく。

ですから、安倍元外相が決断されたときも、あらゆる局面を見て、そのときに日本が動いてもいい局面が私にはあったと思うんですね。それで動かれたと、こういうふうには思っておりますから、そういう中で私の考え方というのはこういうこととさせていただきます。

○緒方靖夫君 何というか、日米間にすき間ができたときに動けるということなんじゃないですか。ちよつとがっかりするような話でありますけれども、それが現状なのかと言ひ聞かせるような感じにならざるを得ないですね。

長国連邦、クウェート、イランの五か国だけで世界の原油の六五%を占めている。そして、何といいますが、埋蔵の寿命、それもイラクなどは百二十年あると言われているわけですよ。最長なわけですよ。ですから、そういう中で、私は、あらゆる形で日本がそういう諸国と外交、国と国のかかわりでもそうですし、民間でもそういう関係を強めていくことは非常に大事だと思うわけですね。

その点で、私、ちよつとそういうよく現地のことを承知している方々に伺ってみますと、日本はサウジ、アブダビ、クウェートなどの長期政権の高齢者とは義理人情を含めた関係があるというんですよ。しかし、若い人たちの間で、若い指導者との間ではその関係が非常に薄くなっているという。ですから、この間の努力が非常に欠如しているという結果だと思わなければならない。私、私の何人かの、イギリスやフランス、アメリカの人たちの友人なんかといろいろ話してみますと、彼らはこう言っていますよ。要するに、留学先でどうやってサウジの王室の子息と御学友になるか、そういう関係を重視して二十年後、三十年後に備えるわけですよ。そういう長期的なことを考えながら、国のレベルでも、そういう形で、あらゆる形で産油国との関係を強めようとしているわけですよ。それがいいかどうかは別ですが、それくらい努力をしているという、それは別に孤立した例じゃなくて、そういうことが一杯あるわけですよ。政策的にやっているわけですよ。

ですから、そうすると私は信頼に裏打ちされた人脈づくり、こんなことも考えておくことが非常に大事だろうと思うんだけど、しかし、それがどうなのか。要するに普通の大人の関係を構築しておくという、そういうことについては何かお考えあるんでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 私は通産、最後の通産大臣にならせていただいて、初代の経済産業大臣、丸二年務めさせていただいています。

○緒方靖夫君 石油について言うと、中東の依存度というのは一時は六〇%ぐらいまで下がったと

えるものを、日米を基軸としつつで結構ですか
ら、それを是非探求していただきたい。それは国
民のためのものであり、それから資源を確保する
ためのものでもあり、本当に親日的な、中東諸国
と日本がいい関係をアメリカの機嫌に左右されず
に結んでいく。あるいは ASEANともそうです
し、中央アジアともそうですし、そういうことを
結んでいくということで非常に大事だと思います

○国務大臣(平沼超夫君) やはりそういう統合が進むという前提は、やはりエネルギーというそういう巨大な市場とリスキーな市場、そういうことを考えると、やはりこれから巨大な開発をしていく、そういう前提の中に立つと、やっぱり統合を

やっぱり自主的に安定供給が確保される、そういうすがとして私は自主開発の意味がある。
ですから、そういう意味では、やっぱり自主開発の部分というものは、安定供給を確保する意味から私は非常に意味があると、こういうふうな

思っています。

○広野ただし君 価格にはそんなにメリットがない、それで、いざというときにそれなりの、買取り優先権といえますか、そういうものがなされるように契約ができ上がっていると、多分そんなことなんじゃないかなとは思いますが、ちょっとそこを、確認させていただきたいと思ひます。

○政府参考人(河野博文君) かつては、石油を開発したいわゆるメジャーなどが中東に大いに利権を持っていた時代には、開発した油を言わば非常に安いコストのものと自由で処分できるといふ時代もあったかと思いますが、その後、産油国の主権が非常に強くなりまして、現在、ほとんどの産油国は、仮に、ある種の利権ですとか生産物分与契約ですとか、そういった権利なしはそうしたものを開発会社に与えたといまして、原油の販売価格については、一定の方式で国の定めた、これは市場の動向を反映しているわけですが、これも、その価格での販売を義務付けるのが一般的でございます。

したがって、引き取った会社が、トータルとして考えてみれば、仮に利益を上げていけばトータルとして実質的に安かったと言ふことはできるかもしれませんが、石油価格そのものが自主開発だからといって極端に安くなるという仕組みにはないというのが産油国の今の政策でございます。

それから、引取り権につきましては、先ほどの御質疑でもございましたけれども、油を何らかの格好で引き取る権利を持つのでございまして、それが生産物分与であったり、そもそも物権的な権利であったり、あるいはサービスの対価としての引取り権であったり、それは契約方式によって様々でございます。

また、これは持ち込む場合が多いわけですが、これも比較的近年のマーケットの変化ですが、これも、スポット市場というものがかなり発達してきておりますから、もし通常時において、日

本に持ってくるよりもヨーロッパに放出した方が買手が付くというときにはそういった処分をしておきまして、いざというときには、スポット取引ですから長期間拘束されることはありませんので、いざというときには日本に持ってくるということもマーケットの発達によって実際上可能になってきているという状況にあるかと思ひます。

○広野ただし君 ところで、石油公団が非常に力を入れたプロジェクトでナショナルプロジェクトが五つありますと、こういうことであります。ナショナルプロジェクトとは、これはまた何でしょうか。これは閣議決定をしたということでしょうか。

○政府参考人(河野博文君) いわゆるナショナルプロジェクトというのは、案件によりまして、閣議で了解をいただいた上で発足したのもありますし、あるいは首脳会談あるいは当時の通産大臣と先方の大臣間の会談によって生み出されたというふうなものも、経緯的には幾つかの形態があるかと思ひます。

しかし、いずれにいたしましても、共通して私どもナショナルプロジェクトと申し上げているゆえんのは、やはり一社当たり百とか数百の本当にオールジャパンのような出資を募ってプロジェクトを構成した、そういうことを総称してナショナルプロジェクトというふうに呼んでいるのでございます。

○広野ただし君 結局、金額ということで大きいものを言うのかもしれませんが、しかし、それでは非常にまた問題で、結局、そのうち三つは失敗をして、三千二百億円ですか、の損失処理をしておられる。またトータルでは、これは八千七百億ですか、の処理をされるということで、結局、ナショナルプロジェクトでジャパン石油がなお三千億ぐらい投入しないとなかなかいかないというふうなことのようですので、何といいますが、国が関与をしてやっていくことの難しさといひますか、行け行けどんどのときはいいんです

けれども、結局、撤退をするときの判断がどうしても、国が前のめりになっているがゆえになかなか撤退できない、どんだん損失が膨らんでしまふということが私はやっぱりあるんではなからうかと、こう思っているわけですが。

実際、ですからもう民間主体でやる、しかし国はちゃんとバックアップするよ、補助金はちゃんと付ける、融資も付けます、保険も掛けますといふものにやっぱり変えていった方が弾力的に対応できるんじゃないかと、こう思っています。今朝も、実際、岡部参考人にもお話ししましたけれども、じゃ、鉅区を取る、利権を獲得するときに、実際裏金だとか何かいろんなことが必要になってきまふ。それを政府がやるわけがないんです。

そういうことが出てまいります。それとか、実際、大臣も前面に立って出ておられますから、いろんなことを相手国が今度は日本国だと思つて何でも言うてくるわけですが、じゃ、鉄道よこせとかですね。じゃ、実際、I J P C のときも石化プロジェクトをやれとか、いろんな協力プロジェクトを無理難題というぐらいいに持つてくるわけですね。ですから、ある意味で、国が主体でなければいい鉅区は取れませんよと、こう皆さんおっしゃるんですけれども、またそのときにいろんな無理難題が来るといふことでありますから、これはもう本当になかなか難しい判断になるんではなからうかと思ひます。

それと、実際、じゃ成功したときに、成功しましたときに、アラ石もそうだったんですけれども、販売しますときに、価格は、今おっしゃったように、いいとしまして、今度は品質の問題になってまいります。硫黄が多いとか、要するに、粘度というんですか、物すごい硬い石油だと、こういうことで、今度は引き取る方が嫌がる、それを国策だから無理やりというふうな形になるわけですが。

実際、石油の販売なんかのときは、これはもう商社の経験の皆さんもおられるわけですが、何か色を付けたらまたやるわけですね。そうしないと、と

てもじゃないけれどもいい取引ができない。それなのに、言わば国の出資が入ってナショナルプロジェクトだ、そういうときに私はやっぱり武士の商法になるんじゃないか。だから、本当にうまくやるのか。やっぱりこれは民間に主体になつてもらつてやたらいいじゃないか。

前はそういう大きな石油会社がありませんでした。しかし、今は、数百億円の利益を出す、何兆円もの売上げもある、そういう石油会社が出てきているわけですね。そうしますと、私たちもできないわけじゃないというふうな、ただ、国の補助金ですとか、そういうものはきつとバックアップもらわないとできないということなんで、やはりちょっと国主体の考え方というのを、これはどうしても前のめりになって、行くときはいいですが、撤退するときに大変じゃないかと思うんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 確かに、ナショナルプロジェクトとして百社から四百社ぐらいオールジャパンで入つて、そして五社作つて、そのうち三社は撤退せざるを得なくて、ある意味では、結果的には、御指摘のとおり非常に惨たんたる有様だ。そういうことから、国が全面的にやると非常に立ち回り等においていろいろ問題があるんじゃないか、だから民間主体でやつたらどうかと、こういうお話だと思ひます。

私どもとしては、やっぱり本当に膨大な、石油公団を通じて、やっぱり天然資源のない日本というものが自主的にそのエネルギーを確保しようと、こういう形で努力をしてきました。これはまあすべて駄目だったということじゃなくて、それは例えば、まだまだ全体では一三%ですけども、そこまでやっぱり確保できているわけでございます、できてくるようになってきているわけですが、一定の成果があったと思ひます。しかし、その過程において、例えば減免付融資とそれから出資の部分を含めると七割も国が保証している。そういう中で非常に責任の所在がいまいになって、そして結果的に非常に大きな負担を国民の皆様方に本

当に申し訳ない形で強いる、こういう結果になつたと思います。

ですから、そういう反省の上に立つて、さはさりながら、自主的な開発ということも非常に今の状況を見たときには必要だ、しかしそれはだんだんに移行していくと、そういう形で、まず特殊会社を作る、そしてその先はできる限り早くそれを民営化して、そして、その答申にもありましたように、中核的な企業グループの中で、そしてそういう、本当に民間主体でやる、そういう姿を作っていくというのがやっぱり今回の一つのコンセプトの中にあるわけです。

ですから、私もとしてはそういう形の、段階を踏んでいかなきゃいけませんから、そういう意味で、言ってみれば、私流に中核的な企業グループというのは、やっぱり和製メジャーを指している。その中のやっぱり選択肢として、今、日本でも、さっきは巨大メジャーが、セブンスターズがファイブスターズになった。しかし日本も、例えば日石三菱なんというような形でだんだん統合が進んで、今まではどっちかという下流部門というものが非常に大きい存在だった、しかし上流部門という形も視野に入りつつある。だから、そういったものも交えて、これからの運用ですけども、そういった姿を作っていくということでは、私は、おっしゃるとおり、そういう民間の活力を利用しながら自主開発部門も含めてしっかりとやっていくということが私は国策上やっぱり必要だと。

そのためには、やっぱり今の段階では例えばリスクマネーもやっぱり国というものが付いていかなきゃいけない。技術の面、それから備蓄と、こういうものは国がやっぱりしっかりと担保するということがそれを助長していくためには必要なんじゃないか、そういう考え方で私どもは本法案をお願いしていると、こういうことでございます。○広野ただし君　やはりそこところで、民間が主体になるか国が主体になるかということが根本的にやっぱり違うんじゃないかと思うんです。

ね。

どうしても国が主体になりますと、先ほどの、じゃイランの石油相と懇談やっていると、相手がいろんな汚職疑惑でやられてしまつとか、いろんなことが出てくるわけで、やっぱりこれは民間がまず交渉の先端に出て、国ももちろんリスクマネーは出すんですが、それは出資じゃなくて補助金という形で出していくという形態に改めないと、どうも、何といいますが、昔の国が全部やるという考えから抜け切れないんじゃないかと思うんです。

実際、民間の活力というのはやっぱりすごいもので、先ほどからアラ石の話が、山下太郎さんの話とか、あるいは自動車会社がどんどん大きくなってきたこととか、いろんなことを考えますと、もう商社の力とかあるいは石油会社の力とかあるわけですから、全く国がバックアップしないということではないんで、補助金なり何かという形でやるということにやっぱり改めていくということの方が私は機動的に動けるんじゃないかなと、こう思っております。

それと――どうぞ。

○国務大臣(平沼赳夫君)　イランのアザダガン油田に關しても、実はもう民間のコンソーシアムというものが前面に立ってやっているわけです。そして、やっぱり石油というのは、もうそれは先生一番御承知のとおり、やっぱり今もおっしゃったように、国のコミットということ産油国というのは非常に大きく、いわゆる信用を担保するという意味では重く置いております。

ですから、その出だしは、私どもはやっぱりまずハタミ大統領とそれから森首相との間でやり、そして私とザンギヤネ石油相でやる。しかし、今回実際に衝突に当たっているのはそういう形の、商社も入ったそういうコンソーシアムでやります。しかしその中で、国のコミットの仕方という形で国が余り前面に出て何もかもという形じゃなくて、今そういう移行期で、そういう今形が取れつつあります。

ですから後は、今補助金で全部と、こういうふうにおっしゃいましたけれども、その中で、今の現状の中ではやっぱりそういうリスクマネーの供給ということがどうしても必要だと、そういう観点の中でやっていると、もう御理解いただきたいと思いますし、それからもう一つ、例えば二千億の鉄道建設というのは、国が前面に出ているからといって、あれはアラビヤ石油という民間の会社に対して二千億だよ、それはやっぱり国がギャランティーしなきゃいけないということでも乗り込んでいきまして、結局国として断つたという、そういう形があったということも御理解をいただきたいと、こういうふうに思っております。

したがって、私もとしては、何割ということを示的に設定することはしていないわけでございます。しかし、やっぱり安定的供給のために自主開発の部分が必要だと、それは努力をするけれども、結果的にはどのぐらいになるかと、こういうことで、御指摘のようにやっぱり省エネルギーもしなきゃいけませんし、新しいエネルギーというものも、これも随分予算措置をして今一生懸命に伸ばしてきているところで。

でございます。

○広野ただし君　現在、国が出資をして成功したこととして、十四社とか十五社とか言われております。会計保守主義の観点から、株式評価益四千九百億ですか、これは財務諸表には載せないというところになっているようですが、この会社を早く上場の方へ持っていくべきじゃないかと、こう思います。いかがですか。

○政府参考人(河野博文君)　今回御提案させていただいております石油公団廃止関連法の中では、この資産の適正処分の方につきましては、三年間のプロセスの中で、総合資源エネルギー調査会の御意見を聞き、そして最終的な処分計画の認可に当たっては内閣総理大臣、行革本部長とこれに対する協議を行って決めていくということになるわけでございます。今の段階で個々の企業について、上場をして処分していくのがよいのか、あるいは承継すべき資産として特殊会社に移行し、その特殊会社というまとまった形でこれを民営化、言ってみれば同じように株式を民間に売却していく方式がよいのか、それはこれから議論させていただきたい課題だと思っております。

○広野ただし君　そこで、ちょっと御提案をさせていただきたいと思っておりますが、この間、フィッチというこれは格付会社、有力な格付会社です。ムーディーズ、S&P、そしてフィッチというんですけれども、この三つは世界のレーティングの会社なんです、そういう人たちの話ですと、不良資産でも資産の評価でも全部格付をして、またそれを証券化すると、その証券化するときのレーティングも自分たちがちゃんと決められるということで、やはりこのところにおいての彼等の格差というのは物すごくあるんじゃないかと私は思っています。

ですから、早くそれは日本は学ばないで、外国だからけしからぬとか、国債の格付で頭きっておられるかもしれませんが、私は、そんなことを言うよりも、やはり大変なノウハウを持っているわけです。ですから、なかなか二年も三年も掛けて資産評価をして、しかもそれがどうなるのか分からないというようなことよりも、やはりそれはしかるべく外国の企業、そしてまた日本もかまさればいいと思うんですね。それによって迅速にかなり利益を得ることができると私は思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(河野博文君)　処分の具体的な方針は先ほど申し上げたようなプロセスを経て決められていくことになるわけでございますけれども、今おっしゃいました外国の格付会社、あるいはその資産評価ですね、そういったノウハウは実は私もとも既に活用させていただいているわけでございまして、先般、合同石油という会社について最終的に債権を処分するというところで売却をいたしました。この債権をどのように評価をして、最終的に入札で売却をしたわけでございますけれども、どこをめぐって売却していくかという評価に当たりましては、複数のそういった資産評価の企業などの意見も聞いてめどを付けました。その中には、おっしゃるような外資系のノウハウを持った会社も含まれていたと記憶しております。

○広野ただし君　どうしても何年も掛かるというように形に私はなってしまうんじゃないかと思ひますし、またそれが次の特殊会社の設立というもののつながっていつていて、早く優良会社を上場する方向に持っていくって、そこは例えば三社でも四社でもいいですけども、そこを主体にしてどう再編成をするのか。そこは民間にまた任せながら、もう幾つもいい会社があるようでありまして、是非そういう方向に方向転換をしていただいたいというの、なかなか官製、官が主導の再編成劇というのはなかなかこれまた難しいところもありまして、というような考えを持っておりまして、述べさせていただきます。

それと、国家備蓄のことですが、先ほどから同僚議員からもお話がありました。そしてまた、今朝の参考人の中でも、国家備蓄はもろん大事なんだけれども、弾力的に考えて、やはりコストの掛からない国家備蓄というものを考えていくべきではないかと、こういうことであります。ですから、これはいつになるのか分かりますが、今度五百万キロリッターの追加をされますが、これはLPGも入っているのかもしれないけれども、このところは是非、入札制度とか、どういうことでやれば安くなるのか、こういうことを是非考えていただきたいと思います。いかがですか。

○国務大臣(平沼赳夫君)　これまで備蓄をしてきた過程においては、やっぱり一定量を国家のそういうエネルギーの非常時に備えるために、いわゆる価格としては相当高いものを買わざるを得なかった、そういう背景があったことはよく御理解いただいていると思います。

今回、そういう形で増やすというような場合に、それは当然そういった経済原則というものは私は導入をしていかなければならない、このように思っています。

○広野ただし君　それと、備蓄の放出のことを是非考えていただいて、IEAですとかの共同行動

ということのようですが、やはり高値の備蓄を持っているということを考えますと、市場がどうなるか分かりませんが、非常に安いときはやっぱり買いに出て、これはある意味では民間企業さん喜ぶんではないかと思ひますから、そういう下値のところではやはり余裕を持って買う、予算があるから今年やろうとかそういうことの是非ないようにひとつやっていただきたいし、やはりバレル三十ドルを超えているときは私はある程度放出をしてもいいんじゃないかと、こう思っておりますが、もちろんそれは限定的な放出ではあります、が、そうしませんが弾力的な備蓄管理というものがなかなかできないんじゃないかと、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○広野ただし君　是非そこは日本のイニシアチフで、IEAにそれなりの枠を、全部やるというわけではないので、枠を取って自由度を持つようなやり方を是非お願いしたいと、こう思ひます。それと政策論、今まで、何といいますか組織論ばかりが先行して、政策論がまずあるべきじゃないかというようなことを私も申し上げましたが、その組織論の中で、よく特殊法人あるいは独立行政法人、国のいいところと民間のいいところが出てくるんだと、こう言われるんですが、私は、まずそんなことはあり得ない。もうしっかりと国がやるべきことは、民間がやるべきことは民間というふうに峻別をして、その方が、国は国としての規律があります。総定員法から始まって、簡単に人員の増加もできませんし、また皆さんもう夜を徹してもよく働かれる人たちがいます。また、民間は民間で、これは利益を上げるために厳しい中でいろいろな工夫をしてやられる。これはもう今まで長年の経験で、特殊法人というのはいいとこは出ないというふうに私は思ひます。独立行政法人も正にそういうことだと思ひます。ですから、早く国は国、民間は民間というふうになつていくことの方がいいんじゃないかと、こう思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君)　独立行政法人というのは、英国ではサッチャリズムの中でエージェンシーという形で、民間のいいところと、そして国としてやっぱり関与すべき点はちゃんとやって、民間の手法を取り入れて、責任体制をはっきりして、人事とか、それから人事評価ですとかあるいは月給の減額ですとか、そういう手法を取り入れて競争原理を働かせています。

ですから、そういう、元のもくあみにならないように、やっぱり独立行政法人というのはそういう民間の手法を取り入れて、そしてやはり、何と申しますか、常にオープンにして、そして国民が納得できる、そういう体制で私は運営をしていくべきだと思ひます。

だから、そういう意味では私どもとしては、独

立行政法人というのは今までの反省の上に立ってやっぱ新しいそういう一つの機能、こういう形で伸ばしていくべきだと、こういうふうに思っています。

○広野ただし君 イギリスは、長年の伝統でプラグマティックな、現実功利主義といいますが、そういう形のもう国民の中に浸透しているわけですね。日本場合はそうじゃありませんで、やっぱお上意識というものがあって、どうしても民間と国とが一緒になりますと必ず国の方に引っ張られるとか、それで、何といいますが、なかなか責任を持っていないことに私はちがちなんで、必ずまたおかしいことになる、こういうことを申し述べたいと思います。

それと、最後にちょっと人事政策でありますけれども、最近、経済産業省の人事、特に中小企業関係では余りにも配置転換といいますが異動が短過ぎるんじゃないか。これは、やはり課長補佐以上の人たちは責任を持ってやってもらいたいです。本心に心のこもった政策というのはできない、また責任を持った政策ができない、こういうふう思うわけです。これは是非大臣に、やはりある程度、少なくとも二年以上そこにいて責任を果たすというような人事政策をまず現役についてはやっていただきたい、こう思います。

それと、OBについてでありますけれども、これは公式には必ず否定をされると思いますが、官房長が、決してやっておられるわけじゃないと、こう言われると思いますが、OBの人事については、七十歳以上はもう現役は一切面倒を見ないという形に是非していただきたいと思うわけです。今、民間でも非常にそこが甘くて、何といいますが、頭取ですとかかなりの人たちの長く面倒を見て、八十歳だ九十歳だというようなことがありました、現実論を展開しますと、どこか七十歳ぐらいのところを線を引いて、本当に後は正に実力主義、その御本人の考え次第と。一人でも面倒を見られますと、あの人が面倒を見られている

のに我々はどうなるんだと、こういうような話が必ず出てくるわけで、私は人生八十年、まあ七十歳までやればもう十分じゃないのかというふうに考えておりますが、この二点について最後にお伺いしたい。

○国務大臣(平沼赳夫君) 一般論として申し上げますと、職員が各ポストにおいてその実力を発揮して一定の業績を上げるには、やっぱ一年じゃ私は短いと、こういうふうには思っております。ですから、余り短いということは好ましくないと考えております。

今検討中の公務員制度改革においては、能力評価が導入されることになっておりまして、こうした能力評価が導入された暁には、そうした評価を的確に行う上でも、やっぱある程度任期の長さが必要だと、こういうふうには思っております。御指摘の点は、私、十分踏まえてやっていきたいと思っております。

それから、OBのことについてでございますけれども、どの役所もそうだと思いますけれども、何歳まで面倒を見るというルールは明確には存在しておりません。当省所管の特殊法人とか公益法人におきましては、各役員は、当省出身者を含め、その任務を果たす上で必要な資質ですとか能力ですとか意欲を有する者が任命されることが当然だと思っております。そしてまた、今後、今御指摘のような問題も含めまして、公務員のライフサイクル全体を見据えた再就職全般に係る議論が行われていくことになると思っております。

いずれにしても、人生八十年の時代です。世間の常識から外れたようなことは私は厳に慎むべきだと、そのように思っております。

○広野ただし君 終わります。

○委員長(保坂三蔵君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会をいたします。

午後五時一分散会

平成十四年七月二十三日印刷

平成十四年七月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局